

保険法の見直しに関する中間試案 の補足説明

平成19年8月

法務省民事局参事官室

保険法の見直しに関する中間試案の補足説明

はじめに.....	1
第1 保険法の適用範囲.....	4
第2 損害保険契約に関する事項	
1 損害保険契約の成立	
(1) 損害保険契約の意義.....	8
(2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）.....	8
(3) 危険に関する告知.....	9
(4) 第三者のためにする損害保険契約.....	19
(5) 遡及保険.....	20
(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還.....	22
(7) 保険証券.....	23
2 損害保険契約の変動	
(1) 危険の増加.....	25
(2) 危険の減少.....	31
(3) 超過保険.....	31
3 保険事故の発生による保険給付	
(1) 保険者の損害てん補責任.....	34
(2) 損害発生のお知らせ.....	35
(3) 損害発生及び拡大の防止.....	36
(4) てん補すべき損害額.....	37
(5) 一部保険.....	38
(6) 重複保険.....	39
(7) 保険金の支払時期.....	42
(8) 保険金請求権等の消滅時効.....	45
(9) 保険者の免責.....	46
(10) 損害発生後の保険の目的物の滅失.....	47
(11) 残存物代位（全損が生じた場合の保険の目的物の代位）.....	48
(12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）.....	48
4 損害保険契約の終了	
(1) 保険契約者による任意解除.....	52
(2) 重大事由による解除（特別解約権）.....	53
(3) 保険者の破産.....	55
(4) 解除の効力.....	57
5 火災保険契約に固有の事項	

(1) 保険証券の記載事項.....	61
(2) 消防・避難による損害のてん補.....	61
6 責任保険契約に固有の事項	
(1) 保険金からの優先的な被害の回復.....	62
(2) 保険者の免責.....	67
第3 生命保険契約に関する事項	
1 生命保険契約の成立	
(1) 生命保険契約の意義.....	68
(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約.....	69
(5) 保険金受取人の指定.....	75
(6) 遡及保険.....	76
(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還.....	76
(8) 保険証券.....	76
2 生命保険契約の変動	
(1) 保険金請求権の譲渡等.....	76
(2) 保険金受取人の変更.....	77
(3) 危険の増加.....	84
(5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続.....	85
3 保険事故の発生による保険給付	
(1) 被保険者死亡の通知.....	90
(2) 保険金の支払時期.....	90
(4) 保険者の免責.....	90
4 生命保険契約の終了	
(2) 重大事由による解除（特別解約権）.....	91
(5) 保険料積立金等の支払.....	92
第4 傷害・疾病保険契約に関する事項	
1 傷害・疾病保険契約の成立	
(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義.....	99
(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約.....	99
3 保険事故の発生による保険給付	
(1) 保険事故発生の通知.....	101
(4) 保険者の免責.....	101

保険法の見直しに関する中間試案の補足説明

法務省民事局参事官室

はじめに

保険法とは、一般に、保険契約に適用される私法上の規定を指す呼称である。我が国では、現在、保険法という法律名の法律はなく、商法（明治32年法律第48号）の中に保険法に該当する規定（第629条から第683条まで）が置かれている。

しかし、これらの規定は、明治32年の商法制定後、明治44年に一部改正がされただけで、その後の著しい社会経済情勢の変化にもかかわらず、100年近くもの間、一度も実質改正がされないまま現在に至っている。

このため、保険法に関しては、現代社会において重要性を増している傷害・疾病保険や、自動車保険に代表される責任保険に関する規定を欠いている等の問題点が指摘されている状況にあった。

このような状況のもと、平成18年9月6日に開催された法制審議会（会長（当時）・鳥居淳子成城大学名誉教授）の第150回会議において、法務大臣から、「広く社会に定着している保険契約について、保険者、保険契約者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする必要があると思われるので、別紙『見直しのポイント』に記載するところに即して検討の上、その要綱を示されたい。」との諮問がされた（諮問第78号）（注）。

法制審議会は、この諮問を受けて、保険法部会（部会長・山下友信東京大学教授。以下「部会」という。）を設置し、部会は、同年11月から保険法の見直しのための審議を開始した。

そして、部会は、本年8月8日の第14回会議において、「保険法の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）を取りまとめるとともに、これを事務局において公表し、意見募集（パブリック・コメント）を行うことを了承した。

今後、部会では、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、来年初めを目途に要綱案を取りまとめ、引き続き審議を進めることになっている。なお、保険法の見直しに関する所要の法律案は、来年の通常国会に提出することを予定している。

この補足説明は、中間試案を公表するに当たり、事務局である法務省民事局参事官室の責任において、これまでの部会における審議を踏まえ、中間試案の各項目について、その趣旨等を補足的に説明したものであるが、あくまでも中間試案の内容について検討を加える際の参考資料として作成したものであって、それ以上の意

味を持つものではない。

(注) 別紙「見直しのポイント」の内容は、次のとおりである。

第一 規律の内容の現代化について

- 一 商法が定める保険の種類を見直すとともに、損害保険契約及び生命保険契約に属さない傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約について、典型契約としての位置付けを与え、その適切な規律を法定するものとする。
- 二 損害保険契約に関し、物を保険の対象とする物保険についてその機能に応じて規律を見直すとともに、現代社会で重要な役割を果たしている責任保険についてそのルールを整備するものとする。
- 三 生命保険契約に関し、今後の高齢化社会における役割の重要性等にかんがみ、多様なニーズにこたえることができるように規律を見直すものとする。
- 四 その他、保険契約の成立、変動及び終了に関する規律について、保険契約者の保護、保険の健全性の維持、高度情報化社会への対応等に配慮し、その内容を見直すものとする。

第二 現代語化その他の改正について

片仮名・文語体の法文を平仮名・口語体の法文に改めるとともに、所要の規定の整備を行うものとする。

(前注)

(前注) 1 では、保険法の見直しの方針について記載している。

ここでは、見直しの対象は商法第2編第10章の保険契約に関する規定を中心とする契約法上の規律であること(保険者に関する監督法や組織法における規律の在り方について直接検討するわけではないこと)を明示している。

また、ここでは、商法第3編第6章の海上保険契約に固有の規定は見直しの対象としないことも明示している。

一般に、商法の海上保険契約に固有の規定は、海上保険が古くから海商とともに発達したという沿革的理由と、海商法上の諸制度と内容的に関連が深いという実質的理由から、海商法の中に規定されたといわれている。また、海上保険契約の特徴として、一般に、貿易・海運等の海事企業を保険契約者とする企業保険であり、保険契約者の保護よりも取引自由の要請が強いこと、さらに、外国貿易に関連する分野として、国際的なルールに基づいて契約がされていること等が指摘されている。

このような事情にかんがみ、海上保険契約に固有の規定については、陸上保険契約に関する規定とは別に、将来の海商法の現代化において検討することが適当と考えられることから、保険法の見直しではこれらの規定を見直しの対象としないこととしている。なお、損害保険契約の通則(第2参照)は海上保険契約にも適用される(商法第815条第2項)ことから、今後、損害保険契約の通則が改められたこ

とに伴う規定の整備の要否等について検討する必要があると考えられる。

(前注) 2 では、この中間試案の全体的な構成を整理している。

損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を損害保険契約として整理しているのは、このような契約は損害保険契約であり、損害保険契約に固有の規律(重複保険(第2の3(6))や請求権代位(同(12))等の規律)が基本的に適用されると解されていることを踏まえたものであるが、これを法律上どのように位置付けるかについて、部会では、このような整理のほかに、むしろ、人保険という点に着目し、基本的に傷害・疾病保険契約の規律を適用するという方向で考えることも含め検討すべきとの指摘もされている(損害保険契約に関する事項関係後注)1の説明参照)。

なお、中間試案では、損害保険契約、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約それぞれについて契約の成立から終了までを一通り項目立てしているが、これは法案の編別構成(章や節の区分、条文の配列等)を意味するものではない。法案の編別構成については、立法形式(商法の一部改正の方法によるか、単行法の制定によるか)とともに、今後法制的な観点から、事務当局において検討を進めることになる。

(前注) 3 では、規律の性質(強行規定か任意規定か)に関連する問題について記載している。

中間試案において個々の規律ごとにその性質の現段階での方向性を記載している趣旨は、次のとおりである。すなわち、現行商法の規定は一部の規定(同法第674条等)を除き任意規定と解されるのが一般的であるが、保険契約は付合契約であることが多く、保険者と保険契約者側との間の交渉力に開きがあることや、保険者と保険契約者側の情報力や理解力には差があること等から、保険契約に関する規定の一部について(片面的)強行規定である旨を法律上明示すべきとの立法論的な提案がされている。

部会でも、消費者向けの保険については一部の規定を(片面的)強行規定とする方向で議論がされており、今後は個々の規律ごとに(片面的)強行規定とするかどうかについて更に検討することになると考えられる(部会では、この検討に当たって共済の各根拠法の特殊性等(第1の説明参照)をも考慮すべきとの指摘がされている。)

他方で、部会では、いわゆる企業保険契約については基本的に強行規定の対象から外すべき(任意規定とすべき)との指摘がされている。

具体的にどのような契約について強行規定の対象から外すべきかについて、部会では、保険契約の種類による特性から任意規定とすべきものと、事業活動に密接に関係するという特性から任意規定とすべきものとの指摘がされている。

の具体例として、海上保険契約や再保険契約、航空保険や海外のPL保険(生産物賠償責任保険)のような国際的な契約、保証保険や信用保険のような国際的な

再保険契約を締結する必要があったり、他の分野と競合したりする契約が挙げられており、この趣旨としては、企業保険契約には上述した（片面的）強行規定とする趣旨が妥当しないこと（保険者と保険契約者側との間の交渉によって個別的に契約内容を定めることもあるようである。）、企業保険契約の分野では新しいリスクや特殊なリスクに対応する保険商品を開発したり、国際的な競争力を保ったりするために自由な約定が許容されるべきこと、特殊なリスクについては海外の保険会社との再保険契約を可能とする前提として自由な約定が許容されるべきこと、他の類似の契約分野と競合する契約については他の分野との競争という観点からも自由な約定が許容されるべきことなどが挙げられている。

また、については更に、保険の引受けのために必要な情報が企業の側に偏在していること、自由な約定を許容することがリスクに見合った保険料の算出を可能とし、結局保険料の低廉化につながることも挙げられている（例えば、企業の保険契約では、包括的な質問をして保険契約者側の自発的な告知を求めたり、危険の増加がある場合にはあらかじめ通知をしなければその後は補償しない旨を約定したりすることもあるようである。）。

部会では、企業保険ユーザーの立場からも企業保険については基本的に任意規定とすべきとの指摘がされ、このほかにこの問題は保険事業の国際的な競争力を確保するという観点から考える必要があるとの意見も出された。また、強行規定の対象から外すべき契約について、上記のような提案のほかに、会社法上の大会社や事業者団体が交渉に当たって契約内容を定めるような場合に限るべきとの意見、契約の主体が法人かどうかや、事業の規模、リスクの種類で区別するのは困難であり、プロとプロの契約かどうかという視点で考えるべきとの意見等が出されており、今後、ほかに強行規定の対象から外すべき契約がないか（団体生命保険契約等についてはどうか）を含めて、具体的に検討する必要がある。

また、どの規律を強行規定の対象から外すかについては、例えば、消滅時効や除斥期間に関する規律（第2の1(3)ウ、3(8)等）、保険者の使用人等が告知を妨げた場合等の規律（第2の1(3)イの ）については、企業保険契約であるかによって規律の性質が異なるものではないようにも考えられ、個々の規律ごとにその性質を検討する必要がある。

さらに、各規律を（片面的）強行規定することの意味についても検討する必要がある。各規律を（片面的）強行規定としたときに、どのような約定が許容されないこととなるのか（無効とされるのか）について検討する必要がある。特に、片面的強行規定については、その具体的な意味を分析する必要がある（第2の1(3)アの（注3）及び第3の1(3)の（注）参照）。

第1 保険法の適用範囲

第1では、保険法の適用範囲（保険法にいう「保険」の範囲）について記載している。

商法第2編第10章の個別の規定は、保険を営業としてする者を保険者とする保険（同法第502条第9号参照）を適用対象としているといわれており、この規定が相互保険に準用されている（同法第664条、第683条第1項）。

これに対し、農業協同組合法、消費生活協同組合法及び水産業協同組合法に基づく共済には商法の規定の適用はなく、その類推適用があるにとどまると解されている（中小企業等協同組合法に基づく共済については、同法第9条の7の5第1項において商法の規定の一部が準用されている。）。また、契約として実質的に商法上の保険と変わらないもの（いわゆる根拠法のない共済等）についても、契約法上の規律は設けられていないのが現状である。なお、相互会社の非社員契約については、商法の規定が準用されている（保険業法第63条第5項参照）。

部会では、契約として実質的に商法上の保険と同様のもの（共済等）も保険法の適用範囲に含めることについて異論は見られず、個々の規律について共済等の契約をも念頭において検討が進められている（ただし、部会では「共済等」の範囲を明確にすべきとの指摘がされており、これについては（注1）で記載している。）。もっとも、保険と共済とは、制度の理念や歴史的な沿革はもちろんのこと、監督法や組織法も異なっており、個々の規律の内容を考えるに当たっては、共済の相互扶助としての性格や共済の各根拠法ごとの特殊性等を考慮すべきとの指摘もされており、これについては個々の規律の性質の問題として考慮していくことが考えられる（（前注）3の説明参照）。

なお、商法第664条ただし書では、「其性質力之ヲ許ササルトキ」は相互保険に商法の規定が準用されない旨が規定されており、商法制定時には、保険証券の規律等がこれに当たると説明されていたが、現在では相互保険についてこのような規定を設ける必要はないといわれているため、このような規定の要否について検討する必要がある。また、共済等を保険法の適用対象としたとしても、共済等が商行為かどうか（商法第514条、第522条等参照）や共済団体等が商人かどうかの帰結には何ら影響を及ぼすものではないと考えられる。

（注1）では、保険法にいう「保険」の意義（定義）について記載している。

商法は、第629条及び第673条において損害保険契約及び生命保険契約の意義に関する規定を設けているが、これらはいずれも「保険」に当たることを当然の前提としている。また、商法第502条第9号や保険業法等の各法律も「保険」という文言を定義することなく用いており、「保険」という文言の内容は定義がなくとも常識に従って定まるとも考えられる（部会では、危険に関する告知（第2の1(3)等）や危険の増加（同2(1)等）等の個々の規律の内容から自ずとその範囲は定まる旨の指摘もされた。）。

そこで、「保険」の意義を明文で規定すべきかについては、更に検討する必要があるが、これについて検討しておくことは、保険法の適用範囲（保険法が適用される「共済等」の範囲等）を明確にするとともに、大数の法則や収支相等の原則等の保険法の各規律の前提となっている考え方を明らかにする意味があると考えられる（ただし、これはあくまでも第2から第4までの規律を適用すべき「保険」の実質的な範囲を画するための検討であり、これと保険業法等の監督法上の「保険」の意義とは、その法律の目的を異にする以上、必ずしも一致しなければならないものではないと考えられるが、部会では、これにも間接的には影響し得るため、それをも踏まえて検討する必要があるとの指摘がされている。）

（注1）に記載の保険の意義のうち、「保険、共済その他いかなる契約の種類であるかを問わず」とは、上述したとおり保険と共済等とは別個の制度であるとしても、契約法の規律が適用されるかを考えるに当たっては、その契約としての実質に着目する必要があるという趣旨である。

「発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故」は、商法第629条の「偶然ナル一定ノ事故」と同義であり、この偶然性は、生命保険契約や傷害・疾病保険契約においても必要とされる保険の本質的要素といわれている。

「発生する危険に備えるために」は、保険がリスクの発生に備えて、リスクを移転・分散させるための制度であるという趣旨を表そうとするものである（これによって、専ら利得を目的としている賭博と保険とを区別することを意図している。）

「多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し」は、大数の法則によってリスクを平均化し、保険契約者がそのリスクに応じた保険料を拠出し合うことによって、リスクを分散させるための制度が保険であるといわれていることを表すものである。

ここにいう「多数の」という文言については、衛星保険やモデルの脚の保険のような現に多数の保険契約者が存在しないと思われるものがあることを踏まえると必ずしも適切ではないとの指摘も考えられるが、契約法では大数の法則を基本的な要素として考えることが分かりやすく、この法則は危険に関する告知や危険の増加等の基本的な規律の前提になっている考え方でもあるから、これを明確にしておくことは意味のあることと考えられる（部会では、このような保険も多数の者が加入することが可能である以上は「多数の」に当たると考えることもできる旨の指摘がされた。）

また、ここにいう「危険に応じて」とは、どの程度の厳密性を要求するかについて検討する必要があるが、例えば、保険契約の締結時に告知を求めたり、被保険者の対象を何らかの形で限定したり（例えば、生命保険契約であれば年齢制限を設けたりすること）している場合には、この要件を満たすということもあり得ると考えられる（部会では、公正な保険数理に基づくということが重要であるとの指摘等も

されたが、他方で、これを厳密に考えすぎると結局「保険」の範囲が狭くなり、保険法の適用範囲から漏れるものが多くなってしまおうという問題があるとの指摘がされた。)。また、企業や労働組合では一定の事由（構成員の死亡等）が発生したときに「見舞金」程度の給付をする制度があり、このようなものは、その給付額によるものの、「危険に応じて」という要件を満たさないと考えられる。

最後に、保険契約は保険事故が発生した場合に保険料の拠出を受けた者が金銭の支払その他の給付をし、危険への備えを実現するものであるとの記載は、保険がリスクを分散させてこれが現実化した場合のための制度であることを表すものである（部会では、いわゆる保険デリバティブは損失の補てんとしての性質を有していないという点で保険契約（損害保険契約）と区別されるとの指摘があり、「危険への備えを実現する」は、これを意識したものである。）。

（注1）では、保険の基本的要素（骨格）について提案しているが、民法上の保証や商品の販売業者による商品保証等のような保険類似の契約等と保険契約とを区別することができるかという視点からも検討する必要があり、保険デリバティブ等の近時の保険と類似の代替的なリスク移転の制度があること等を視野に入れると、更に保険の意義を明確にする必要があると考えられる（部会では、近代の保険会社には資本が重要であることや、保険と金融とが融合してきているという視点も必要との指摘もされた。）。

なお、保険法が適用されるのはいわゆる私保険であり、いわゆる公保険は含まれないといわれているが、既存の各法律や各種制度と保険法の関係についても、今後整理する必要があると考えられる。

（注2）では、保険契約に関する総則的な規律を設けることについて記載している。

保険契約に関しては、保険数理等の保険の仕組みに関する情報が構造的に保険者側に偏在していることや、危険選択のために必要な情報が構造的に保険契約者側に偏在していること、モラル・リスクの可能性があることを前提とした規律があること、直接の契約当事者でない被保険者や保険金受取人等に対しても一定の契約法上の規律が及ぶものとされていること等のほか、（注1）のとおり、多数の保険契約者の存在を前提としているという特性があり、このような特性から、保険契約のすべての関係当事者には、保険契約の締結から終了に至るまで、保険契約における信義則に基づき、必要に応じて互いに協力するよう努めることが求められると考えられる。

そこで、（注2）では、このような保険契約の特性を明らかにするとともに、関係当事者間の信義則を具体化するための規律を設けることについて記載しており、このような規律を設けた場合には、これから直ちに効果を生じるものではないが、この規律を具体化した個々の規律や民法の一般法理（権利濫用（民法第1条第3項））

公序良俗違反（同法第90条）等の適用について解釈する際の指針となるものと考えられる。

部会では、保険契約の特性を表すものとしてこのような規律を設けるべきとの意見があった一方で、協力の対象やこれを怠った場合の効果が不明確な規律を設けることに消極的な意見もあったことから、このような規律を設けることの当否については、更に検討する必要があると考えられる。

第2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

(1) 損害保険契約の意義

(1)では、現行商法第629条の規律を基本的に維持している。

「当事者の一方」は保険者、「相手方」は保険契約者を指すものであり、「第三者」は保険契約者と被保険者が異なる場合における当該被保険者を指すものである（なお、「相手方又は第三者に」は、第三者を被保険者とする損害保険契約（(4)参照）もあることを明確にすることを意図したものである。）

「偶然の」とは、現行商法第629条の「偶然ナル」に相当するものであり、これは、一般に、損害保険契約の成立時において、保険事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、そのいずれともいまだ確定していないことを意味するものといわれている。この文言については、保険事故が「偶然」のものであることは、損害保険契約だけでなく生命保険契約や傷害・疾病保険契約についても共通である、又は「事故」という文言で言い表せているため、これを削除すべきとの指摘等もあることから、「保険」の意義（第1の（注1）参照）について明文の規定を設けるかとも関連して、更に検討する必要があると考えられる。

「保険料を支払う」とは、現行商法第629条の「報酬ヲ与フル」に相当するものであり、一般に同条の「報酬」は保険料と同義であると解されていることや、部会において「報酬」の文言は一般消費者にとって分かりにくい旨の指摘があったこと等を踏まえたものである。

（注）では、損害のてん補の方法には、金銭の支払以外に、いわゆる現物給付（例えば、修理サービスの提供や同等品の提供）も含まれることを明確にしており、現行商法の下でも同様の解釈がされている。もっとも、第2のすべての規律が現物給付の場合にも同様に適用されるか、現物給付の場合について特別の規律を設ける必要があるか等については、各規律ごとに更に検討する必要がある。

(2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）

(2)では、現行商法第630条の規律を維持している。

同条は、一般に、被保険利益は金銭に見積もることができる利益でなければな

らないことを定めるものといわれており、精神的利益や感情的利益のような金銭に見積もることができない利益は被保険利益として認められないといわれている。

被保険利益とは、保険事故が発生しないことについて被保険者の有する経済的利益であるといわれており、被保険利益が存在しない損害保険契約は無効と解されている（被保険利益は損害保険契約の存続要件でもあるといわれている。）。

そこで、(注)では、この規律を強行規定とすることとしている。

(3) 危険に関する告知

(3)は、保険契約の締結時の危険に関する告知（いわゆる告知義務）に関する規律である。

ア 契約の解除の要件

アは、現行商法第644条第1項本文に相当する規律であり、保険者による契約の解除の要件について記載している。

(ア) 実質的改正点について

現行商法と比べると、保険者が事実の告知を求めたことを解除の要件としていること（自発的申告義務から質問応答義務への変更）、被保険者に対しても告知を求めることができるとしていることが実質的な改正点である。

まず、イに関し、現行商法は、保険契約者が重要な事実（事項）に当たるかどうかを判断した上で自発的に告知をすべきものとしている（自発的申告義務）が、この規律については、保険契約者において何が重要な事実であるかを判断することは困難との指摘がされている。むしろ、重要な事実は保険の引受けや保険料の額の算出等の判断に必要な事実であるところ、どのような事実がこれに当たるかは保険者において判断した上でこれについての告知を求める（質問をする）こととするのが合理的と考えられ、実務においても、企業保険の一部を除き、契約申込書や告知書（質問表）において告知を求めるのが通例といわれている（生命保険契約等では、診査医が口頭で告知を求めることもあるようである。）。

そこで、アでは、保険者が事実の告知を求めたことを解除の要件としている（質問応答義務）。なお、部会では、質問の内容は保険契約者側にとって合理性のあるものでなければならないという考え方もあるとの指摘がされている。

次に、ロに関し、現行商法は告知をすべき者として保険契約者だけを規定しているが、これは被保険者が知らない間に保険契約が締結される場合もあることを考慮したものと説明されている。しかし、被保険者は通常重要な事実の有無やその内容を知る立場にあり、被保険者に対して告知を求めることには合理性があると考えられる。また、アでは保険者が告知を求めたことを要件としていることから、告知をすべき者に被保険者を加えたとしても、保険契約者側の利益を

害することはないと考えられる（実務上も被保険者に対して告知を求めることが多いとのことである。）。

そこで、アでは、保険契約者又は被保険者（保険契約者及び被保険者の一方又は双方。以下、この項目では「保険契約者等」という。）に対して告知を求めることができることとしている。

(イ) 「危険に関する重要な事項についての事実」の意義について

現行商法は、「重要ナル事実（事項）」について告知をしなかったこと（「告知をしなかった」の意味については（注1）参照）を解除の要件としており、この「重要ナル事実（事項）」とは、一般に、保険者が危険選択（測定）をするために必要な事実（事項）、すなわち、保険者の契約を締結するか否か及びその内容（より高額の保険料（割増保険料）を徴収するか、保険金額を減額するか、担保範囲を限定するか等）についての判断に影響を及ぼすべき事実（事項）といわれており、アの「危険に関する重要な事項」についての事実は、これを維持するものであるが、これを更に明確にすることも検討課題とされている。

(ロ) 「故意又は重大な過失」の意義について

アでは、保険契約者等の主観的要件について、現行商法の規律を維持している（現行商法の「悪意」は単なる「故意」の意味と解されていることから、アでは「故意」としている。）が、部会では、告知の対象が保険契約者等において知っている事実に限られることを明示し、ある事実が存在していることを知らなかったことについて重大な過失があったとしても契約の解除をすることができないことを明確にすべきとの意見が出されている（現行商法上は解釈にゆだねられている。）。

(I) （注2）・（注3）について

（注2）では、契約の更新に関する規律の在り方について記載している。

実務上、保険期間が満了した後も契約が更新されてほぼ同一条件で契約が存続されることがあり、この場合、更新前の契約において告知をしなかったことを理由として更新後の契約の解除をすることができるかが問題となる（契約の更改にも同様の議論が妥当する。）。もっとも、解釈によって対応が可能であれば特にこれを前提とした規律を設ける必要はなく、更に検討する必要があると考えられる（ア以外の規律についても、契約が更新された場合の規律の在り方について検討する必要がある。）。

（注3）では、片面的強行規定とする方向としており、例えば、重要ではない「危険に関する事項」について事実の告知を求め、又は保険契約者等以外の者に対して告知を求め、これらを前提として契約の解除をすることができる旨の約定や、保険契約者等に軽過失があるにすぎない場合にも契約の解除をすることができる旨の約定は許容されないと考えられる。

イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

(ア) について

では、現行商法第644条第1項ただし書の規律を維持している。

(イ) ・(注1) について

は、新設の規律であり、現行商法上、保険募集人による告知妨害・不告知教唆などとして議論されている問題について規律を設けている。

現行商法上、告知を受領する権限(告知受領権)を有する者(損害保険代理店は通常契約の締結権限と告知受領権を有しているといわれている。)において保険契約者等が告知をしなかった事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、現行商法第644条第1項ただし書が適用されると解されている(民法第101条の類推適用)。

これに対し、告知受領権を有しない者(反対説もあるものの、生命保険募集人は告知受領権を有しないといわれている。)が事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、直ちには現行商法第644条第1項ただし書の場合には当たらないが、保険者が事実を知らなかった場合において、これが保険者による使用人等の選任・監督についての過失に基づくものであるときは、同項ただし書の「過失」に当たり、保険者は契約の解除をすることができないとの見解がある。ただし、どのような事情があれば「過失」が認められるのか必ずしも明らかではないとの指摘等もされている。

部会では、保険募集人による告知妨害や不告知教唆をめぐる消費者相談の事例があるとの指摘がされた一方で、告知がされなかったとしてもその事情は個々の事案によって異なるとの指摘もされており、の〔 〕内に掲げた場合等の一定の場合に契約の解除をすることができない旨の明文の規定を設ける方向で議論がされている。

もっとも、その要件(「一定の場合」の範囲)については更に検討する必要があることから、〔 〕を付した上で(注1)を付記しており、部会では、保険群団の衡平性や保険の健全性の観点から、保険者の使用人等の行為の態様だけでなく、告知義務違反の態様や程度といった保険契約者等の事情をも総合的に考慮すべきとの意見が出された。また、学説上は保険契約者等が正しい告知をしていれば保険者は契約を締結しなかったであろう場合には契約の解除を認めるべき旨の指摘がされることもあり、部会でも同旨の指摘があったが、他方で、そもそも の規律自体がこのような場合にも保険者が契約の解除をすることができないとしており、 の場合にだけ解除を認めないことは均衡を失する旨の指摘もされている。

また、学説上、保険契約者等が保険募集人に対して口頭で事実を告げ、当該

事実が告知をすべき事実であることが通常の保険募集人であっても判断できるような場合には、保険募集人において告知をすべきことを指示しなかったとすれば保険者の監督上の過失を認めてよいとの指摘がされている。これに関連して、部会では、保険募集人に告知受領権がないことを知らない保険契約者等もいることが指摘されている。これらについては、保険者として保険募集人に告知受領権がないことは周知しているとの説明がされたほか、保険募集人は基本的には重要な事項に当たるかを判断すべき立場にはなく、イが問題となるのはアの要件（保険契約者等の故意又は重大な過失）を具備し、かつ、イのイに当たらないことが明らかな場合であり、これらの解釈によって妥当な結論を導くことができるところは手当てが不要であること等を踏まえ、検討する必要があると考えられる。

イの「保険者の使用人等」との記載は、「保険募集人」という監督法上の概念を所与のものとして契約法である保険法でそのまま用いることはできないことを受けたものであるが、この範囲について、部会では、保険者と雇用関係にある者だけではなく、代理店のような委任関係にある者をも含めるべき旨の指摘がされており（イの「等」とはこれを意識したものであり、保険仲立人は含まれないと考えられる。）、今後その内容を明確にする必要があると考えられる（このほか、部会では、いわゆる紹介代理店等まで含むかについて議論がされている。）。

イが問題となる事案には様々なものがあり得ることを踏まえ、部会では、イによって契約の解除をすることができない場合であっても、事案によっては保険契約者側の事情を考慮して、保険事故により生じた損害の額（生命保険契約等では保険金額）を減額して支払うという趣旨の規律を設けることについて議論がされ、過失相殺の類推適用（民法第418条参照）や信義則や権利濫用法理（民法第1条第2項、第3項）の適用にゆだねることで足りるとの指摘もされたものの、イの要件設定の問題と併せて検討すべき課題であると考えられる。

なお、イについては、保険金受取人から保険者に対する保険金額相当額の損害賠償を認めた裁判例（水戸地判昭和61.3.28文研生命保険判例集4・329等）もあり、部会では、これを狭めることのないようにする必要がある旨の指摘がされた。

（ウ）（注2）について

（注2）では、片面的強行規定とする方向としており、例えば、保険者に軽過失がある場合にも契約の解除をすることができる旨の約定や、イで定める場合であっても保険者が契約の解除をすることができる旨の約定は許容されないと考えられる。

ウ 解除権の除斥期間

ウでは、現行商法第644条第2項の規律を維持している。

(注)では、この規律を強行規定としており、1か月又は5年よりも長い期間の除斥期間を約定することは許容されないと考えられる。

なお、実務上生命保険契約等では、保険者の責任開始後保険事故が発生しないまま2年を経過した場合に保険者は契約の解除をすることができない旨の約定がされることがあり、これは2年以内に保険事故が発生しなかった場合に関する約定であって(この期間内に保険事故が発生した場合には5年の除斥期間が問題になると考えられる。)、このような約定は許容されると考えられる。

エ アによる解除の効果

エでは、アによる契約の解除の前に保険事故が発生していた場合に保険者が保険金支払責任を負うかについて記載している。

(ア) A案とB案(注2)を含む)について

A案は、保険契約者等が告知をしなかった場合には、それが保険契約者等の故意によるものか重大な過失によるものかを問わず、保険者は原則として契約の解除の前に発生していた保険事故について保険金支払責任を全部免れるとするものであり、これは現行商法第645条第2項で採られている考え方(オール・オア・ナッシング主義と呼ばれている。)を維持するものである。

他方で、同項は、保険契約者において保険事故の発生がその告げ、又は告げなかった事実に基づかないこと(告知をしなかった事実等と発生した保険事故との間に因果関係がないこと)を証明したときは、この限りでないとして規定している。

この規律(以下「因果関係原則」という。)については、正しく告知をした者との衡平性を害するなどとして、立法論として削除すべきとの指摘がされることもあるが、他方で、現行商法の規律については、告知をしなかった場合の制裁的な効果を緩和する機能があると説明されることがあり、保険契約者側を保護するという観点からこれを維持すべきとの立法論的な指摘もされている。

部会では、実務上因果関係が広く認められ過ぎることがあるとの指摘や、後述するように、責任保険契約や自動車保険契約の約款(実務上別の名称で呼ばれることもあるが、以下「約款」という。)には因果関係原則に関する規律が設けられていないとの紹介がされたが、この規律自体削除すべきとの指摘はされず、むしろユーザーの立場から必要最低限の規律であるとの指摘もされている(ドイツやスイスでもこのような規律が採用されている。)

そこで、A案では、因果関係原則を維持する考え方を提案している(なお、「保

険契約者において証明した」の部分については、被保険者等の保険金請求権者が証明することでもよいと解されていることを踏まえ、その規定振りを検討する必要がある。)。

これに対し、B案は、保険契約者等が故意で告知をしなかった場合にはA案と同じく保険金支払責任を全部免れるが、重大な過失で告知をしなかった場合には、一定の要件の下で、保険者は保険金支払責任を全部免れるのではなく、支払うべき保険金の減額の効果を発生させるにとどめようとするものであり、プロ・ラタ主義と呼ばれている考え方である。

これは、フランス、イタリア、スウェーデンのほか、本年保険契約法の全面改正が行われたドイツでも採用されている規律を参考にしたものであり、その具体的内容は国によって異なるが、部会で議論の対象とされている考え方をB案として掲げている（B案では、正しい告知がされていたとすれば割増保険料の支払を約定したり、担保範囲を限定したりするなどの方法によって契約を締結したであろう場合と、契約を締結しなかったであろう場合とを分けているが、以下、前者を「引受範囲内」、後者を「引受範囲外」ということがある。)。

危険に関する告知は、保険者が危険選択をするために不可欠の制度であり、B案は、保険契約者等が告知をしなかった場合には保険者が保険金支払責任を免れるという効果が必要となることは否定しないが、告知をしなかったことが故意によるものでない場合には制裁的な効果は最小限にとどめようとするものである。因果関係原則の点を除くと（B案ではこの採否自体が論点であることにつき（注2）参照）、B案では、保険契約者等が故意で告知をしなかった場合には保険者は保険金支払責任を全部免れることとなり、A案と同じ結果となる。保険契約者等が重大な過失で告知をしなかった場合であって、引受範囲外の場合には、やはり保険者は保険金支払責任を全部免れることになり、この場合もA案と同じ結果となる。これに対して、保険契約者等が重大な過失で告知をしなかった場合であって、引受範囲内の場合には、保険者は保険金支払責任を全部免れることにならず、保険金の減額という効果が生ずるにとどまることになり、この場合の効果がA案と相違することになる。

以上の違いを前提に、部会では現行商法の立場（A案）を改める必要性について議論がされた。

部会では、重大な過失とは生命保険契約の実務では故意と同視し得る程度のものを意味すると考えているとの紹介がされ、また、プロ・ラタ主義は、例えば、重大な過失で病気を告知せずに、その病気が原因で死亡した場合にも保険金を支払うということであり、このような場合に保険契約者等を保護する必要性や他の保険契約者との衡平性に疑問が提起された。これに関連して、法律上手当てをすべきなのは、保険募集人の行為が原因で告知がされなかった場合であり、これに

についてはイの で規律すれば足りるとの指摘もされた。

他方で、部会では、B案を採用すれば、故意の場合と重大な過失の場合とで効果が異なるから、それぞれの意味も変わってくるとの前提に立ち、保険金が一部支払われることになることを評価する意見も出されている。

このほか、次の各点についても検討する必要がある。

- ・ 部会では、重大な過失があっても保険金が一部支払われるとすれば、告知をするインセンティブが低くなるという問題があるとの指摘がされているが、このような指摘に対して否定的な意見もあった。
- ・ 部会では、故意と重大な過失は主観の問題であり、実務上、これを明確に区別した上で保険金を支払うかどうかを判断することは困難との指摘がされているが、明確かつ具体的に告知を求めれば、故意であることの証明は可能との指摘もされた。これについては、そもそもこれらを区別して効果を定めることは保険契約者等にとって分かりにくいとの指摘もあった。
- ・ 契約の解除をすることができない場合が増えると保険料が高くなるとも考えられるが、これに対しては、実務上いわゆる安全率を考慮して保険料を算出しているから、直ちに保険料が高くなるわけではないとの指摘がされた。
- ・ 部会では、プロ・ラタ主義が採用されている諸外国では保険契約者等が軽過失によって告知をしなかった場合等にまで保険金の全部又は一部が支払われないなどの効果が定められていること（我が国では故意又は重大な過失の場合だけが規律の対象であること）や市場実態（貯蓄性の高い商品が多いこと等）等が我が国と異なることを踏まえて検討する必要があるとの指摘がされた。

また、（注2）のとおり、B案を採る場合には、〔一定の方法〕の具体的内容について検討する必要がある、部会では、次のような方法をもとに議論がされた。

B - 1 保険者は約定した保険料の額の本来支払われるべきであった保険料の額に対する割合により保険金を減額した責任を負うものとする考え方（例えば、生命保険契約で、特定の既往症を告知しなかったため保険料を1万円、保険金額を1000万円として契約が成立したが、当該既往症が正しく告知されていれば、保険料を2万円として保険金額1000万円の契約が成立したであろう場合には、約定した保険料の額1万円の本来支払われるべきであった保険料の額2万円に対する割合、すなわち2分の1に保険金が減額され、500万円が支払われることになる。）

B - 2 保険者は正しい告知がされていたとすれば締結していたであろう契約の内容に従って保険金を支払う責任を負うものとする考え方（例えば、前掲の例で、当該保険者は、当該既往症が正しく告知されていれば、保険料と保険金額はそれぞれ同額であるが、当該既往症による保険事故については不担保とするという条件を付した上で契約を締結していたであろう場合

には、上記条件が付された契約が成立していたものとみて、保険事故が当該既往症によるものである場合には保険者は保険金支払責任を免れるが、保険事故が別の原因によるものである場合には保険者は約定の1000万円の保険金を支払う責任を負うことになる。)

B - 3 保険者は保険契約者等において告知をしなかった事実が保険事故の発生及び損害の範囲に対して及ぼす影響、保険契約者の過失その他の事情を考慮して合理的な範囲内で保険金を減額した責任を負うものとする考え方

これらについては、(注2)のとおり、適用結果の証明責任の所在についても検討する必要がある。保険契約者等は本来支払われるべきであった保険料の額や保険者が締結していたであろう契約の内容について知り得る立場にはないようにも考えられ、B - 1又はB - 2の考え方を採用する場合には、保険者が引受基準(保険料の算定基準、どのような場合に引受けを拒絶するかの基準等)を明らかにしなければならないとする必要性やその当否、保険契約者等においてこれを検証したり、証明(反証)したりすることは可能か等について検討する必要がある。部会では、保険契約者等にとって透明性のある分かりやすいものとなるか疑問がある旨の指摘がされた一方で、保険者に証明責任を課すべきであり、引受基準を開示するものとししないものに分けること等によって対応可能ではないかとの指摘がされている。

また、部会では、損害保険契約では免責金額を定めるなどという方法も採られており、B - 1の考え方では実務上対応することができない場合がある等との指摘がされた。また、B - 2の考え方については、どのような場合に割増保険料により、どのような場合が担保範囲の限定によるのか等ということが一義的に定まるものなのか等について、裁判規範性の有無という観点から検討する必要があるようにも考えられる(実務上の保険料の算出基準が幅のあるものであるとすれば、B - 1でも同じ問題がある。)

さらに、B - 1又はB - 2の考え方を採用すると、事後的に保険契約の締結時の状況を確定した上で保険金の額を決めることになるが、例えば、生命保険契約では、正しい告知をしていないと、診査医による診査を受けておらず、ほかにその当時の診療録等がないとこれを確定することは困難という問題もあるように考えられる。この点について部会では、諸外国のようなホームドクター制度があればともかく、このような医的情報にアクセスする環境が整っていない我が国において適切な運用を期待することができるか疑問がある旨の指摘がされた。

最後にB - 3の考え方については、保険者にとっても保険契約者等にとっても予測可能性に乏しく、現行商法の規律を改めてまでこのような改正をすることの当否という観点から検討する必要があると考えられる。

このほか、部会では、いわゆる現物給付の場合(第2の1(1)の(注)及び第

3の1(1)の(注1)等参照)や定期的に給付をする場合(例えば、治療費や介護費用等を毎月支払う場合等)の給付内容の確定方法についても議論がされたほか、責任保険契約では保険金の減額に伴う被害者等との間のトラブルが懸念されるとの指摘もされた。

(イ) (注1)について

(注1)では、アによる解除の効力は将来効であることを記載している。

告知をしなかったことによる契約の解除の効力については、立法論として、遡及効であることを前提として、保険者は契約の解除までの期間に相当する保険料を取得することができる旨の規律を設けるべきとの提案がされている。

しかし、遡及効とする場合には、保険料の返還以外に原状回復の内容となるものはないのかについて検討する必要があること、エにおいて因果関係原則を採用する場合には、因果関係がないときに保険金を支払う根拠は保険事故の発生時に契約が有効に存続していることに求めることになると考えられること、他の解除(危険の増加による解除(2(1)参照)や重大事由による解除(4(2)参照)等)の効力との整合性も考慮する必要があると考えられること、この問題は、告知に関する実質的な規律が定まった後に、これを法律上どのように構成すべきかという問題であり、保険契約の性質等から論理的に決まるものではないと考えられること等を踏まえて、(注1)では将来効としている(部会では、死亡保険契約のように保険事故が発生すれば契約の効力が失われるものについては、その後の将来効のある解除を観念することができるのかとの指摘がされたが、これについては理論的にあり得るとの指摘もされた。)

(ウ) (注3)について

(注3)では、規律の性質について記載している。

これに関連して、部会では、約款で一律に因果関係原則の適用を除外することは問題であるとの指摘がされた一方で、損害保険契約のうち自動車保険契約や責任保険契約では約款上因果関係原則に関する規律が設けられておらず、例えば自動車保険における自動車の使用実態や運転免許証の色等については、これらが告知されなかったとしても発生した保険事故との間の因果関係があるか明らかではないという問題提起もされた。これについては、これらの事実が告知されなかったとしても発生した保険事故との間に因果関係がないとはいえないと考えることも可能である旨の指摘がされており、更に検討する必要がある。

また、仮にB案を採用する場合には、その具体的な規律の内容があらゆる契約に対応することができるようなものとなるか等を踏まえて、その規律の性質について検討する必要がある。

(危険に関する告知関係後注)

後注では、他の保険契約の告知について記載している。

現行商法には他の保険契約の告知について直接規定した規律はなく、解釈にゆだねられており、学説上、同法第644条第1項本文の「重要ナル事実(事項)」に当たると解する見解もあるが、同項は保険事故の発生率の測定に関する事実(いわゆる保険危険事実)に関する規定であり、他の保険契約の存在はこれに当たらないとの見解もある(大判昭和2.11.2民集6・593等参照)。

実務上、生命保険会社では保険契約の締結時に告知を求めておらず、保険契約者から申込みがあった後の審査期間中に契約内容登録制度で他の保険契約の有無等を確認しているのに対し、損害保険会社や共済団体では、この告知を求めるのが通例といわれている(学説上異論もあるが、他の保険契約の告知に関する約款の規定の有効性は一般に認められている。)

告知を求める趣旨としては、他の保険契約が著しく重複することは、故意による保険事故の招致の可能性(モラル・リスク)の徴表事実となり得ることから、これを保険契約の締結時に確認するとともに、損害保険契約では、保険事故の発生時に損害額を超えて保険金が支払われないこと等から、保険金額の合計額が保険価額を超えることになることを防ぐとともに、保険事故が発生した時に損害額を超えて保険金を支払わないようにするためといわれている。

部会では、(3)の規律とは独立して他の保険契約の告知に関する規律を設けるべきとの意見(ただし、一部の契約にだけ設けるべきという意見もある。)がある。これは、多重契約によるモラル・リスクを防止するために規律が必要であることを根拠とするものであり、引受可能範囲を超えることを要件としたり(部会では、この場合は保険料の合計額が多額となり、異常なケースであるとの指摘もされた。)、保険契約者等の故意又は重大な過失を要件としたりすれば、通常の保険契約者等が害されることはない等と説明されている。

他方で、他の保険契約の告知に関する規律を設けることに反対の意見が出されている。この理由としては、保険契約者等が他の保険契約が締結されていることを把握していないこともあること(企業においても、部門ごとに保険契約を締結していること等により、その把握は困難である旨の指摘がされている。)や、主に人保険の分野では何が「他の保険契約」に当たるかの判断が困難であり(例えば、傷害保険契約では、実務上傷害保険契約という名称で呼ばれている契約だけでなく、自動車保険契約の搭乗者傷害条項、生命保険会社等の生命保険契約の傷害特約や、クレジットカード等に付帯されている傷害保険や全員加入の団体生命保険契約の傷害特約等が含まれると考えられる。)、これを把握した上で正確に告知をすることは困難であること、保険価額という概念のない責任保険契約や人保険契約では契約の解除の客観的要件があいまいであること等が挙げられている。

他の保険契約に関する規律を設けるべきとの考え方を採用する場合には、契約

の解除の客観的要件（単に他の保険契約が締結されていることではなく、保険者の引受可能範囲を超えた契約が締結されていることを要件とするか、(3)アと同じく保険者が告知を求めた場合の規律とするか等）、主観的要件（保険契約者等が他の保険契約を締結されていることを知った上でこれを故意で告知しなかったことを要件とするか、これに限らず重大な過失がある場合にも契約の解除を認めるか）、契約の解除の前に発生した保険事故について保険者を免責とする規律を設けるとすれば、その要件等についても検討する必要がある。

以上に対し、仮に他の保険契約の告知に関する独立の規定を設けない場合には、アの「危険に関する重要な事項」に他の保険契約に関する事項が含まれるような形にして、将来に向かっての契約の解除を(3)の規律によって可能とし（したがって、他の保険契約の告知について因果関係原則の適用を除外する旨の規律を設ける必要はない。）、契約の重複によって引受可能範囲を超え、かつ、信頼関係が破壊されたような場合については、重大事由による解除の規律（4(2)の（注2）参照）によって契約の解除の前に発生した保険事故について保険者を免責することを可能とするようにすべきとの提案がされており、部会では、保険事故が発生している場合と発生していない場合とに分けて要件を考えることに賛成する意見も出されている。

(4) 第三者のためにする損害保険契約

(4)では、現行商法第648条後段の規律を維持しつつ、これを第三者のためにする損害保険契約に関する一般的な規律としている。

第三者のためにする損害保険契約は第三者のためにする契約（民法第537条から第539条まで参照）の一種といわれており、(4)は、被保険者による受益の意思表示を権利（保険金請求権等）の発生要件としない点を維持するものである（民法第537条第2項参照）。

現行商法第648条後段は、第三者のためにする保険契約のうち、保険契約者が委任を受けないで第三者（他人）である被保険者のために損害保険契約を締結し、この旨を保険者に告げた場合を前提にして規定しているが、この規律は、第三者のためにする保険契約に関する一般的な規律と解されていることから、(4)ではこのことを明確にしている。

なお、学説上は「他人のためにする損害保険契約」と呼ばれることが多いが、(4)の見出しでは、第三者のためにする契約の一種であることを明確にするために、「第三者のためにする損害保険契約」としている。

（注1）では、現行商法第647条の規律を維持している。

保険契約にも民法第537条以下の規定の適用があることから、第三者のためにも締結することができることは当然のことであり、1(1)や(4)等の他の規律も

このことを当然の前提としている。また、民法の第三者のためにする契約について、これが双務契約である場合には要約者が諾約者に対して契約上の債務を負うと解されていることから、保険契約者が保険料支払義務を負うことは当然の理であり、1(1)においてもこれを前提としている。

(注2)では、現行商法第648条前段の規定を削除するものとしている。

この規定については、規律の内容が必ずしも合理的ではなく、実務上委任の有無について告知を求めることは一般的には行われていないこと等を理由に、削除すべきとの立法論的な提案がされている。また、この規定の趣旨として、賭博保険の防止や保険金詐欺等の不正行為の防止が挙げられることもあるが、そもそも第三者のためにする契約はその旨の合意が契約当事者間に行われ限り成立しないことや、第三者のためにする損害保険契約における保険金請求権は被保険者に帰属することにより、これらの危険は十分防止されるとして、同条前段のような規律を設ける必要はないとの指摘もされている。

そこで、これらの指摘を踏まえ、同規定を削除するものである。

(注3)では、強行規定とする方向としており、これについては(4)の規律の趣旨と関連して検討すべきところ、この趣旨については、保険事故が発生した後に受益の意思表示をすることができるか疑義があるため等といわれていることから、被保険者を保護するためにこれを強行規定とし、異なる約定を許容しないとすることが考えられる。

(5) 遡及保険

(5)では、現行商法第642条の規律を基本的に維持している。

現行商法第642条は、適用される場合(遡及保険の定めだけに適用されるのか、遡及保険の定め以外にも適用されるのか)や無効とされる契約の範囲(契約全体か遡及保険の定めの部分だけか)が必ずしも明らかではないが、同条の一般的な解釈や立法論的な提案等を踏まえ、(5)では、遡及保険だけにに関する規定とし、かつ、遡及保険の定め効力の問題であることを明示している。

また、現行商法は「無効トス」と規定しているが、遡及保険は、契約成立の前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めであり、保険契約が成立した時点では、保険事故が発生したか、していないかのどちらかであり、客観的には保険の偶然性を欠くことから、損害保険契約としては成立しないのが原則といわれている。そこで、(5)では、現行商法の基本的な規律を維持しつつ、遡及保険を一定の場合に有効とするという実質を表すために、「定めは、次に掲げる場合を除き、その効力を有する」と記載している。

さらに、遡及保険が効力を有する場合を整理している。すなわち、現行商法は、
・ 保険契約の成立時(民法第526条参照)に既に保険事故が発生していた場

合のうちこれを保険者が知り，保険契約者及び被保険者が知らなかった場合

- ・ 保険契約の成立時に保険事故が発生していなかった場合のうちこれを保険契約者又は被保険者が知り，保険者が知らなかった場合

にも契約を無効としているが，これらの場合には主観的な意味で保険の偶然性が認められ，有効としたとしても弊害は生じないから，契約を無効とする必要はない（効力を有するものとしてよい）と考えられる。

また，生命保険契約等の実務で一般的に見られるいわゆる責任遡及条項（保険者が保険契約の成立前に第1回保険料相当額を受領した時又は告知の時のいずれか遅い時から保険者が責任を負う旨の条項をいう。）については，遡及保険の一種であるといわれることが多く，部会でもこのような条項の合理性については異論がないことから，「次に掲げる場合」の内容を考えるに当たっては，これをも考慮する必要があると考えられる（第3の1(6)の（注）参照。これは主に生命保険契約に見られるものであるが，契約法として考えると損害保険契約を規律の対象から除く必要はないと考えられる。）

そして，このような条項が効力を有するものとするを前提に，これを規律に反映すると，

- a 保険契約者が契約の申込みの通知を發した後に保険事故が発生し，保険契約の成立時に保険契約者又は被保険者がこれを知っていたとしても，保険者は保険金を支払う責任を負う
- b 保険契約者が契約の申込みの通知を發し，保険者が承諾の通知を發するまでの間に保険事故が発生せず，保険契約の成立時に保険者がこれを知っていたとしても，保険者は保険料を取得することができる

とすることが考えられる（なお，保険者が契約の申込みをし，保険契約者が承諾をする場合（民法第528条参照）も想定した規律とする必要があると考えられる。）

これを受けて，(5)の(ア)では，保険契約者が契約の申込みの通知を發した時を基準として知不知を考えることによって，その後に保険事故が発生し，契約成立時にそのことを知っていた場合が含まれないようにしている。

これに対し，bについては，これを(5)の(イ)で反映し切れていないため，これについて（注1）で問題提起しており，保険契約者が申込みの通知を發した時を基準として知不知を考えることの要否や端的に責任遡及条項を有効とする旨の規律を設けることの要否等について検討する必要がある。

（注2）では，片面的強行規定とする方向としている。

これに関連して，部会では，自動車保険契約のうっかり失効特約（実務上，契約の更新がされなかったとしても，一定期間内に手続を採れば，さかのぼって契約が更新されたものとみなす旨が定められている。）や責任保険契約の成立前に

発生した損害賠償責任について保険者が責任を負う旨の約定等の例が指摘されたが、うっかり失効特約の例は更新前の契約の条項によって効果が生ずるものと見れば遡及保険には当たらず、また、責任保険契約の例も損害賠償請求を受けること等を保険事故と見れば遡及保険には当たらないと考えられる。

(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

(6)は、契約が無効であったり、取り消されたりした場合の保険料の返還に関する規律である。

現行商法第643条は、保険契約が無効である場合（商法制定時には、契約が取り消されたことによって初めから無効とみなされた場合（民法第121条本文）も含まれると説明されていた。）において、保険契約者及び被保険者が善意で、かつ、重大な過失がないときは、保険者に対して保険料の返還を請求することができる」と規定している。

同条について、学説上は、未払の保険料を請求することができるとの見解もあるが、(6)は、この見解を採用せず、民法の不当利得に関する規律（同法第703条以下参照）の特則として、「保険料の返還をする義務を負わない」とすることだけを定めるものである。

なお、現行商法第643条の「全部又ハ一部」は、契約の一部が無効であり、又は取り消された場合には、その一部に相当する保険料の返還請求権だけが発生することを規定したものであり、これは民法の不当利得の規律によっても同様の効果が導かれると考えられるから、(6)においてもこの実質的な規律を維持している。

次に、どのような場合に保険者が保険料の返還義務を負わないかについて、現行商法は、保険契約者又は被保険者に悪意又は重大な過失がある場合を規定しており、これは保険契約者又は被保険者に制裁を課す趣旨といわれている。

もっとも、例えば、保険契約者が未成年者である場合の取消し（民法第5条第2項）、保険契約者による消費者契約法第4条及び第5条に基づく取消し、保険契約者の錯誤による無効（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条本文が適用される場合に限る。）等のように、悪意又は重大な過失があるかだけで規律することでは不合理な結論となる場合が生じてしまうことから、保険契約者又は被保険者に制裁を課すという趣旨に限った規律とする必要があると考えられる。

他方で、民法第703条の特則として、同法第705条と第708条があり、これではどのような点が不十分か検討する必要がある（保険契約が公序良俗に違反した場合には同法第708条によって保険料を返還しないとの結論が導かれると考えられる。）

部会では、基本的に現行商法の立場を維持する（ただし、現行商法における解釈を踏まえ、保険者が悪意の場合には保険料を返還する。）考え方を採用すべきとの意見と、保険契約者又は被保険者による詐欺の場合等一定の場合については保険料を返還する義務を負わない旨の規定を設け、その他の場合については民法の規律にゆだねるものとする考え方を支持する意見がある。

そこで、(6)では、(7)で詐欺の場合を、(1)で遡及保険の場合（ただし、(1)の括弧内では、現行商法における解釈を踏まえ、保険者も知っていた場合を除いている。）を掲げている。これらの場合には制裁を課するという趣旨が妥当するが、民法第708条は適用されず、また、第705条では規律し尽くすことはできないと考えられる（例えば、保険契約者において取消事由があることを知っていたり、被保険者が債務の存在しないことを知っていたりしたとしても、同法第705条は適用されないように考えられる。）

これ以外に含めるべき場合があるかについて（注1）でなお検討することとしているが、制裁という趣旨が妥当するか、民法第705条や債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求や賠償額の予定（民法第420条）等によって対応可能ではないか等という観点から、検討する必要があると考えられる。

なお、学説上、保険契約者又は被保険者が善意無過失の場合には、保険者は保険契約の締結に必要であった費用の支払を請求することができる旨の規律を設けるべきとの立法論的な提案がされているが、保険者が善意である場合には現存利益の範囲内で保険料を返還すれば足りる（民法第703条）し、場合によっては損害賠償も可能と考えられるから、このような明文の規律を設ける必要はないと考えられる。

（注2）では、片面的強行規定とする方向としているが、例えば、保険者に損害が生じている等という事情がないにもかかわらず、常に不当利得返還請求を否定する約定は許容されないと考えられる。

(7) 保険証券

(7)では、現行商法第649条の規律を基本的に維持している。

同条第1項は、保険者は保険契約者の請求がある場合に限り保険契約者に保険証券を交付しなければならない旨を定めているが、これに対しては、保険証券が被保険者にとって保険契約の成立と内容を証明する手段として重要な意味があること等を理由に、保険契約者の請求の有無にかかわらず、保険者は損害保険契約の成立後遅滞なく保険証券を交付しなければならないこととすべきとの立法論的な提案がされている。

は、このような提案があることに加え、実務上、保険者が保険契約者に保険証券を交付するのが通例といわれていることから、保険者は保険契約者に対して

保険証券を交付しなければならないものとしている。

では、現行商法第649条第2項各号に掲げる事項につき、現在の一般的な解釈に従い、「保険ノ目的」を「保険の目的物」と、「保険者ノ負担シタル危険」を「保険事故」としている。また、保険期間については、実務上、これを定めるのが通例といわれていることから、「保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期」を単に「保険期間」としている。さらに、同項は被保険者に関する事項を記載事項として掲げていないが、被保険者は被保険利益の帰属主体であり、損害保険契約の有効性や保険金請求権の帰属主体を判断する上で重要であることから、「被保険者の氏名又は名称」（被保険者が自然人の場合には氏名、それ以外の場合には名称）を記載事項に追加している。

（注1）では、現行商法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」を法定の記載事項として掲げない方向で検討することとしている。

これについては、現在では保険証券の記載事項としての意義が失われていること等を理由に、法定の記載事項から削除すべきとの立法論的な提案もされているが、現行商法がこれを記載事項として掲げた趣旨を踏まえて、更に検討する必要がある。

（注2）のとおり、この規律は任意規定とする方向である。

（損害保険契約の成立関係後注）

後注では、保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律の必要性について記載している。

部会では、保険契約の募集・締結時の説明義務について規律を設けるべきとの意見が出されたが、保険契約における説明義務や書面の交付等については、既に保険業法や金融商品の販売等に関する法律等において規定されており、これらとの関係を踏まえて慎重に検討する必要がある旨の指摘がされている。また、私法上は、信義則を根拠として説明義務が認められることもあり、これに違反した場合には損害賠償が可能な場合もあるが、契約法でこれを規定するとその内容を厳密に規定することになり、実態に即した形で対応することを困難にしてしまうというおそれがないかについても検討する必要があると考えられる。

次に、部会では、保険契約の締結後の被保険者への情報提供について規律を設けるべきとの意見が出された。これについては、主に団体生命保険契約等の被保険者に対して書面（被保険者証等）で情報提供すべきかについて議論がされ、この問題意識は保険事故が発生した時に保険金の請求の機会を逸しないようにするという点にあると考えられる。しかし、保険契約の締結時に被保険者の同意（第2の1(2)参照）を得る必要がある場合には、その際に被保険者は契約内容を認識することになるし、企業の福利厚生の一環として締結されている場合には、通

常は企業の労務担当が把握しており、保険事故が発生した場合には請求を促すのが通常と考えられる。部会では、一定の場合には被保険者証が交付されたり、企業内で被保険者が契約内容を確認することができる体制が整備されたりしており、現状では現実的な問題は生じていないとの指摘がされた（第3の（生命保険契約に関する事項関係後注）1の説明参照）。

なお、被保険者から委任を受けないで保険契約者が損害保険契約を締結した場合や団体生命保険契約以外の生命保険契約等においても同様の規律の必要性が議論されたが、同様の観点から新たに契約法上の規律を設ける必要があるかについて検討する必要がある。

さらに、部会では、保険者に対する損害賠償の範囲等の損害賠償の特則を設けるべきとの意見が出された。この問題意識としては、保険募集人が契約締結時に必要な説明を怠った結果、被保険者等の保険金請求権者が必要な給付を受けられなかった場合には、既払の保険料相当額等が損害として認められることでは不十分であり、このような場合には、保険事故によって生じた損害の額（生命保険契約等では保険金額）の損害賠償が認められるべきというものである。しかし、損害賠償の範囲は民法上の損害賠償における相当因果関係（同法第416条参照）の有無という観点から定まるものであり、場合によっては保険事故による損害の額（保険金額）が賠償されるべき損害の額と認定されることがあると考えられるが、そうではない事案について民法の特則を設けることの当否については議論の余地があるし、その他の損害賠償の特則を設けることについても同様の観点から検討する必要があると考えられる。

部会では、保険者側の情報提供義務違反による取消権についても議論がされたが、情報提供の範囲を一義的に定めることの当否について上述した説明義務と同じような検討課題があると考えられるほか、民法や消費者契約法等では規律し尽くせていない場面は何か、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償では不十分な場合は何か等についても検討する必要があると考えられる。

2 損害保険契約の変動

(1) 危険の増加

(1)は、保険契約の締結後に危険が増加した場合の規律である。

ア 故意又は重大な過失によって遅滞なく通知がされなかった場合

アでは、保険契約者又は被保険者（以下、この項目では「保険契約者等」という。）が通知すべき事項について定めるとともに、故意又は重大な過失によってこれをしなかった場合の効果について記載している。

現行商法第656条及び第657条と比べると、(a)保険契約者等の責めに帰すべき事由による危険の増加であっても契約は失効しないこととすること、(b)

現行商法の「著シク」の内容を明確にすること、(c)保険契約の締結後の規律であることを明確にすることが大きな改正点である（このほか（危険の増加関係後注）2参照）。

まず、現行商法第656条の規律については、危険が増加したからといって契約を失効させる必要はないとの批判が強く、立法論としては、契約が存続することを前提とした規律に改めるべきとの指摘がされている。そこで、¹では、契約は失効しないことを前提として、保険契約者等に通知を求める形の規律としている。

危険の増加の規律は、保険制度において将来の危険の増加の可能性をすべて保険料に織り込むと保険料が高額なものとなることから、危険の増加があった場合にはその時点で保険料の額等の調整することを前提として保険契約の締結がされることを受けた規律である。そして、危険の増加があったときに保険料の額等の調整をすることを実効あるものとするためには、保険契約者等においてこれを通知すべきものとするのが合理的であり（現行商法第657条第2項参照）、²はこれを前提としている。

また、「著シク」という文言については、現行商法上、保険契約の締結時に存在していれば、保険者が保険契約を締結しなかったか、同一の条件（同一の保険料の額等）では保険契約を締結しなかったであろう程度に危険が増加することと解されている。これについては、学説上、保険者が告知を求める事実も契約締結の可否及びその内容に影響する事実という意味でこれと共通すること（1(3)アの(イ)の説明参照）から、これに変更が生じて危険が増加した場合を規律の対象とすれば足りるとの指摘がされている。実務上も火災保険契約の約款では構造又は用途の変更等が規律の対象とされ、自動車保険契約の約款では契約申込書に記載した事項等に事実の変更が生じて危険が増加した場合が規律の対象とされている。このような観点から、³では「著シク」の内容を明確にしており、また、「保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加したとき」と記載しているのは、告知を求められた事実の全部が通知の対象となるわけではなく、契約締結後にどのような事実があれば保険料の増額や契約の解除等と関連させるべきかを保険者において判断させ、その通知を求めさせるという考えによるものである（なお、⁴の「通知を求め」とは、約款において契約締結時に求めるのが通常と考えられる。）

さらに、現行商法は保険期間中に危険が増加した場合の規律としているが、契約が成立してから保険期間が開始するまでの間に危険が増加した場合を規律の対象から除外する合理的理由はないことから、⁵では、契約締結後に事実の変更が生じて危険が増加した場合を規律の対象としている。

次に、⁶では、保険契約者等が通知をしなかった場合の効果について定めてお

り、危険に関する告知の規律（1(3)ア参照）との均衡から、保険契約者等の主観的要件を故意又は重大な過失としている。

さらに、 では、危険の増加があった後契約の解除がされる前に保険事故が発生した場合の効果については、危険に関する告知と同じ問題があることを明示している。

この点について、1(3)エのA案を採用すると、原則として保険者は免責されるが、因果関係原則を採用していることから、保険契約者（又は被保険者等の保険金請求権者）において通知をしなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がないことを証明した場合には、保険者は保険金支払責任を負うことになる。これは、危険に関する告知との均衡や、保険者は増加した危険以外の危険（保険契約の締結時から負っていた危険）については保険料を取得していることを考慮したものである。

これに対し、B案のプロ・ラタ主義については危険に関する告知に関して上述したとおりであり、これを採用するかどうかを検討するに当たって考えるべき問題も危険に関する告知と同じと考えられる。

（注）では、規律の性質について記載している。

及び は片面的強行規定とする方向としており、例えば、法律が定めていない事項について通知を求め、通知をしなかったことを理由に契約の解除をすることができる旨の約定や、保険契約者等に軽過失があるにすぎない場合に契約の解除をすることができるものとしたり、保険契約者等以外の者に通知を求め、これを前提として契約の解除をすることができるものとしたりする約定は許容されないと考えられる。なお、 については、1(3)エの（注3）の説明参照。

イ 遅滞なく通知がされた場合等

イでは、ア以外の場合（遅滞なく通知がされた場合及び遅滞なく通知がされなかったが保険契約者等に故意又は重大な過失がない場合）の保険料の増額等の効果について記載している。

まず、 から まででは、上述した危険の増加の制度趣旨からすると、危険の増加があった後に保険料の額等の調整をする必要があることから、保険料の増額その他の契約内容の変更の規律について定めている。

現行商法は、第656条で危険の増加があった時から契約が失効するとし、第657条で将来に向かって契約の解除をすることができることとしているが、保険料の増額その他の契約内容の変更によって対応可能な場合についてまで契約の失効や解除というのは、過度な内容の規律となっていることは否めないと考えられる。

部会でも、契約を存続させることを基本としつつ規律の内容を考えるべきとの

指摘がされた。

そこで、 から まででは、基本的に保険料の増額その他の契約内容の変更によって対応するものとしている。

の「危険の増加に応じたものとするのに必要な限度で」とは、危険の増加の制度趣旨から当然要請されるものであるが、保険料の増額とその他の契約内容の変更との関係（両者はどちらかが優先する関係あるのか等）については、更に検討する必要があると考えられる。

については、保険者は契約内容の変更を請求することができるというように形成権として定めるべきとの指摘もされており、これについても併せて検討する必要があるが、形成権という保険者からの一方的な意思表示によって契約内容が変更されるという規律とすることの当否や、形成権の内容を一義的に定めることができるか（保険料の増額も契約内容の変更も可能という形成権があり得るか）等について検討する必要があるように考えられる。

また、 の「将来に向かって」という部分及び や の効果が生じる時点については、このままでは催告を発した後に保険事故が発生した場合には保険者が常に保険金支払責任を負うことになり、また、危険の増加があった後保険契約者等が承諾をするまでの間の保険料の支払を求めることもできないことになるが、この当否について、危険の増加の制度趣旨との関係で整理をする必要がある旨の指摘もされており、更に検討することとしている（（危険の増加関係後注）1 参照）。

次に、 では、保険料の増額その他の契約内容の変更によっては対応することができない場合の契約の解除権について定めている。なお、 で「保険契約の締結時」を基準としているのは、上述した危険の増加の制度趣旨からして、この時を基準とするのが相当と考えられることによるものである。

（注2）では、片面的強行規定とする方向としており、例えば、 に定める場合に契約の解除をすることができる旨の約定は許容されない（ の場合に限り契約の解除が認められる）と考えられる。

（危険の増加関係後注）

後注1では、ア及びイの規律を検討するに当たって考えるべきことを記載している。

まず、解除権の行使可能期間について記載しており、部会では、解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないとき及びアの に定める危険の増加があった時から5年を経過したときに消滅するものとする方向で検討がされている。

このうち1か月の除斥期間については、保険契約者側を不安定な地位に置かないようにするという趣旨から設けることが考えられる（現行商法第657条第3

項参照)が、5年の除斥期間については、次のような指摘が部会でされている。

すなわち、まず、アの による解除については、 による保険者の免責の効果が生ずることから、危険に関する告知の解除権(1(3)ウ参照)との整合性を考慮すると、5年の除斥期間を定めるべきとの指摘がされ、これについて異論はなかった。

他方で、危険の増加の制度趣旨からすると、危険の増加があった時から5年を経過すれば、将来に向かっての保険料の増額さえもすることができず、危険の程度と保険料の額とがずれたまま契約が存続することは相当ではなく、将来に向かっての保険料の増額等については期間制限を設けることの当否について検討する必要がある旨の指摘がされた(現行商法第657条第3項も保険者が知った場合にだけ規律を設けている。)

そこで、今後危険の増加の規律全体の整合性も考慮しつつ、このような解除権の行使可能期間を定めることの当否について検討する必要がある。

次に、保険契約者等の意思によって事実の変更が生じて危険が増加した場合に関する規律の在り方について記載している。

これは、部会において、保険契約者等の意思によって事実の変更が生じて危険が増加した場合には、アとイそれぞれについて特別の規律とすべきとの指摘がされていることを踏まえたものである(遅滞のない期間内に保険事故が発生した場合に最も論ずる意味があるが、問題の所在はこれに限られず、危険の程度と保険料の額等を合わせるといことをどこまで徹底するかという問題でもある。)

なお、現行商法第656条の「責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ」という文言については、故意又は過失による作為又は不作為によってという意味といわれることもあるが、少なくとも過失による場合を含めるのは相当ではないとの指摘もされており、部会では、保険契約者等の意思によって事実の変更が生じたかどうかで区別して議論がされていることから、ここでは「意思によって」としている。

まず、アの の通知をすべき時期について、部会では、危険が増加する前にあらかじめ通知をさせるようにすべきとの指摘がされている。この指摘は、保険契約者等の意思によって事実の変更が生じる以上は、その旨を事実の変更が生じる前にあらかじめ通知することが可能であり、危険の増加の制度趣旨との関係(保険母集団全体としての収支や保険契約者間の衡平を維持する)でも、通知をするインセンティブを確保するためにも、このような規律とする必要がある等という考えに基づくものである。

これに対し、意思による事実の変更の場合でもあらかじめ通知をする時間的な余裕がないような場合や、これを事前に明らかにすることができないような場合には、法律上あらかじめ通知しなければならないとすることは相当ではないようにも考えられ、後注1では、事実の変更により危険が増加すべきことを知ったと

きには、遅滞なく通知しなければならないものとするを一つの考え方として提示しているが、その要件の具体化については検討する必要があると考えられる。

また、部会では、この問題意識をイの問題として検討することもあり得る、すなわち、危険の増加があった時から保険料の増額その他の契約内容の変更という効果が生じるようにしたり、危険の増加があった後に発生した保険事故について原則として保険者を免責としたりすればよいとの指摘がされている。

しかし、このような規律は結局通知をしなかった場合の規律であるアの規律とほとんど変わらず、保険契約者等としては通知をしてもしなくても効果が同じということになるから、通知をするインセンティブが失われるという問題があるようにも考えられ、部会でも、危険の増加があった後に保険者を免責とするのを原則とすることは相当ではないとか、遅滞のない期間とはそれほど長い期間ではなく、この期間内について特別の規律を設ける必要はないとの指摘等もされた。

そこで、仮にイにおいて何らかの効果を定めるとしても、以上のような観点から、どこまでの効果を認めるのが相当かについて検討する必要があると考えられる。

なお、アは、契約の解除の余地しか認めておらず、規律としての柔軟性に欠けるとも考えられることから、契約の解除だけではなく、将来に向かって保険料を増額するなどして契約を存続させることができるような規律を設けることについても、併せて検討する必要があるとも考えられる。

後注2では、現行商法の危険の変更に関する規律を削除するものとしている。

現行商法は、危険の変更の場合にも契約の失効等の効果が生ずることとしているが、ここにいう危険の変更は結局危険の増加をいう等と解されていることや、陸上保険契約では危険の変更を問題とする必要がないとの立法論的な提案がされていること等を受け、損害保険契約の通則としては、危険の変更に関する規律を設けないこととしている。

後注3は、他の保険契約の通知について記載している。

他の保険契約の通知は、保険契約の締結後に他の保険契約の存在等を通知すべきかという問題であるが、この通知を求める趣旨は、他の保険契約の告知(1(3)の(危険に関する告知関係後注)参照)と同じといわれている(現行商法にはこれに関する規定は設けられていないが、商法制定時には、保険者の約款に一任すれば足りると説明されていた。)が、部会では、他の保険契約の告知と同様に規律を設けるかどうか意見が分かれているほか、他の保険契約の通知は契約の締結後の義務であり、保険契約者等にこの通知の履行を期待することが困難であること等を踏まえ、他の保険契約の告知よりも加重的な要件の下で契約の解除の可否を考えるべき等との指摘もされている。

このような指摘を踏まえつつ、他の保険契約の告知について指摘されている問

題点についても検討する必要があると考えられる。

(2) 危険の減少

(2)は、危険の減少による保険料の減額請求に関する規律である。

現行商法には危険の減少について直接規定した規律はないが、同法第646条が特別の危険をしんしゃくして保険料の額を定めた場合においてその危険が消滅したときは保険料の減額を請求することができる」と規定している。同条は、特別の危険の存在を理由として普通より高い保険料が定められていた場合に限り、保険料の減額請求を認めた規定といわれているが、そもそも現在の保険実務において「特別」とは何を指すのか必ずしも明らかではなく、また、危険の増加との均衡からすれば、特別の危険をしんしゃくしていない場合であっても、危険が減少したことによって保険料も減額することとなるときは、保険料の減額請求を認めるべきと考えられる。

そこで、(2)では、現行商法第646条の規律を改め、危険が減少した場合の規律としている。

どのような場合に保険料の減額請求を認めるべきかについて、(2)では、「(1)アの において通知を求められた事実に変更が生じたことによって危険が減少したとき」としており、これは危険の増加との均衡を考慮したものである(なお、危険の増加の規律において保険者が通知を求めた事実をもとにした規律とすることでよいかについて危険の増加との関係を整理する必要があるようにも考えられる。)

(注2)では、片面的強行規定とする方向としており、例えば、(2)の要件を満たすにもかかわらず保険料の減額請求を認めない旨の約定は許容されないと考えられる。

(3) 超過保険

(3)は、超過保険における保険料の減額請求等に関する規律である。

では、損害保険契約の成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合(現行商法第631条参照)及び契約成立後に保険価額が減少したことにより保険金額が保険価額を超えることとなった場合(同法第637条参照)の両方について、新たに統一的な規律を設けている。

現行商法第631条は、保険金額が保険価額を超えている場合には、その超過部分につき損害保険契約を無効とする旨を規定しており、一般に、超過しているかどうかの判断時期は契約成立時といわれている。この規律については、契約成立後に保険価額が上昇する可能性を見込んで保険価額よりも高い保険金額を設定することも許容すべきこと等から、超過部分の契約も有効とすべきとの立法論

的な批判がされている。

また、現行商法第637条は、保険価額が保険期間中に著しく減少した場合に、その減少前の保険価額を前提とした保険金額に対応する保険料を支払うことは無益であることもあるから、保険金額及び保険料の減額請求を認めたとされている。

このように、両者はそれぞれ異なる場面を規律するものであるが、上記のような立法論的な批判を踏まえるとともに、保険金額が保険価額を超える場合の規律に整合性を持たせる見地から、¹では、現行商法第631条の規律を改め、契約成立時に保険金額が保険価額を超えている場合であっても、その超過部分の契約を有効とすることを前提に、契約成立後に保険価額が減少した場合を含め、保険金額が保険価額を超えている場合には、保険契約者は将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとしている（（注1）参照。ただし、部会では、契約成立後に保険価額が減少した場合の規律については、価額の著しい減少の場合に限定すべきとの意見もあった。）

また、現行商法第637条は、保険金額が保険価額を超える場合に限定していないため、保険金額が保険価額を超えていない場合（部分的に付保されている場合）についても、保険価額が減少したことによって付保割合が変更したときには、同条による減額請求を行使することができるとする見解があるものの、保険契約者には任意解除権（4(1)参照）を行使する余地もあり、²では、このような場合を規律の対象としないこととしている。

上記のとおり、³は現行商法第631条の規律を改めることを前提とするものであるが、同条の規律は、その反射的效果として、保険契約者及び被保険者が超過保険であることにつき善意無重過失の場合には、保険契約者は保険者に対して超過部分に相当する保険料の返還を請求できることになる（同法第643条参照）ことから、現行商法第631条の規律を改めることに伴い、保険料の返還に関する特別の規律を設ける必要があるかが問題となる（なお、⁴の減額請求権は将来効であるから、保険契約者は、これを行使したとしても、それまでの間の保険料の返還を受けることはできない。）

この点に関しては、錯誤（民法第95条）や詐欺（同法第96条）等の規定により保険料の返還を請求することができる場合もあると考えられるが、部会では、民法の規定による保険料の返還が認められるとしても、契約成立時に超過保険であることを知らなかった保険契約者が保険料の返還を請求することができることを明確にする規律を保険法に設けるべきとの意見等があった。

これに対しては、将来のインフレに備えて超過保険を締結しておき、現に価額が上昇しなければ保険料の返還を請求するという機会主義的な行動につながるのではないかとの懸念を指摘する意見や、目的物の価額は常に変動するものであ

るため、契約成立後に保険価額の変動があった場合を含めて合理的に規律するのは難しいとか、仮に規律を設けるとしても、保険価額が保険金額を一度も超えていない場合に限るべきとの意見もあった。

これらの意見を受けて、¹では、契約成立時から継続して保険金額が保険価額を超えている場合には、保険契約者は、契約成立時にさかのぼって、その超えていた金額に相当する保険料の返還を請求することができるものとしている。ただし、保険契約者が契約成立時に超過保険であることについて悪意又は重大な過失があった場合には、保険料の返還請求を認めないものとしている。

このように、²は、契約成立時から継続して保険金額が保険価額を超えている場合の規律であり、契約成立後に目的物の価額が上昇して保険価額が保険金額に達した場合（又はこれを上回った場合）には規律が及ばないことになるが、このような場合にも保険料の返還を認めるべきかどうかについては検討する必要があると考えられる。また、「その超えていた金額」とは、保険期間中の各時点において保険金額が保険価額を超えている部分を意味し、例えば、契約成立後に保険価額が上昇し、その後下落したような場合には、保険価額が契約成立時の価額を上回っていた部分については被保険者が保険の利益を受けていた（その間に保険事故が発生したとすれば、契約成立時の価額を上回る保険価額を基準に損害のてん補を受けることができた）と考えられることから、その部分を除いて保険料の返還請求を認めることとしている。

ただ、³の規律については、民法の錯誤や詐欺の規定との関係を整理する必要があり、これを設けることの要否を含め、更に検討する必要があると考えられる。このような規律を設ける場合には、保険料の返還請求を認めるべき期間（例えば、損害保険契約の成立時から2年又は3年）やその根拠についても検討する必要があると考えられる。また、⁴のただし書には、現行商法第643条が保険契約者及び被保険者の善意無重過失を要件としていることや、民法第95条が重大な過失の場合に無効の主張を認めていないこととの整合性を考慮して、重大な過失の場合を含めているが、部会では、これを含めるべきでないとの意見もあることから、併せて検討する必要があると考えられる。

(3)に関連して、保険契約者が保険金を不法に取得する目的で超過保険を締結した場合には、その損害保険契約の全部が無効である旨の規律を設けるべきとの立法論的な提案がされているが、このような契約は民法第90条の公序良俗に反するものとして無効となる余地があること等から、同条とは別に明文の規律を設けることはしていない（なお、重複保険（3(6)参照）や生命保険契約、傷害・疾病保険契約についても同様の立法論的な提案がされているが、同様である。）。

（注3）では、片面的強行規定とする方向としており、例えば、保険金額が保険価額を超えている場合に⁵や⁶の請求を認めない旨の約定は許容されないと

考えられる。

(損害保険契約の変動関係後注)

後注では、目的物の譲渡に関する現行商法第650条の規定を削除するものとしている。

同条第1項は、被保険者が保険の目的物を譲渡したときは同時に損害保険契約によって生じた権利も譲渡したものと推定する旨を規定し、同条第2項は、保険の目的物の譲渡により著しく危険が変更し、又は増加したときは契約が失効する旨を規定している。商法制定時には、目的物の譲渡に保険契約上の権利の移転を伴うことが多く、これが多くの譲渡人及び譲受人の意思に合致すると考えられたことから、このような規定が設けられた旨の説明がされていた。

しかし、現在の多くの約款では、目的物を譲渡した場合は保険者に通知し、保険証券への承認裏書を求めるという手続が規定されるなど、目的物の譲渡とともに保険契約上の権利が当然には移転しないことが原則とされており、また、実際にもこの規定により承認裏書が求められる事例はほとんどないといわれている。さらに、自動車保険契約のように、被保険自動車が増設された場合でも、入替自動車について保険契約を継続させることを原則とする保険契約もある。

そして、部会では現行商法第650条第1項の規律を維持すべきとの指摘はないことから、これを削除するものとしている（同条第2項については、現行商法第656条が規定する場合の一つにほかならず、注意的な規定にすぎないと説明されていることから、併せて削除するものとする。）。

なお、同条の規定を削除した場合には、特約がない限り、被保険者が目的物を譲渡したときは、これによって被保険利益を喪失し、契約は失効することになると考えられる。ただし、約款で保険契約が直ちに失効しないことを前提に、目的物を譲渡した場合には保険者に通知する旨を定めることは否定されないと考えられる（このように約款で契約が直ちに失効しないことを前提としている場合には、目的物が譲渡され、かつ、用途の変更等によって危険が増加することとなった場合には、危険の増加の規律（(1)参照）が及ぶことになる。）。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険者の損害てん補責任

(1)では、現行商法には明文の規定がなく、解釈上当前の前提とされているものの、被保険者が保険給付を受けるに当たって基本的かつ重要な事項を明確にしている。

まず、保険者の損害てん補責任が発生するためには、保険期間中に保険事故が発生すればよく、これによる損害の発生は保険期間満了後でもよいといわれてい

ることから、この点を明確にしている。また、保険金額が保険者のてん補責任の上限であることや、損害のてん補の方法には金銭の支払のほか、金銭の支払以外の方法による給付（いわゆる現物給付）が含まれることについても明確にしている（1(1)の（注）参照）。

なお、この規律については、保険事故や保険期間等の定義規定を設けるかとも関連して、明文の規定を設ける必要性について検討する必要があると考えられる。

（注）では、任意規定とする方向としているが、これは、例えば、保険事故の発生から一定の期間内に生じた損害に限定しててん補する旨の約定も許容されるべきことを踏まえたものである。

(2) 損害発生の通知

(2)では、現行商法第658条の規律を維持している。

(2)について、部会では、通知が保険者に到達しなければ迅速な損害の確認等のために通知を求めた趣旨が実現されないとして、通知が到達しなければならないことを前提とした規律に改めるべきとの意見もあった（生命保険契約や傷害・疾病保険契約における通知（第3の3(1)、第4の3(1)参照）についても同様の意見があった。）が、これに対して現行商法の規律を改める必要まではないとの指摘もあったことから、これを維持している。

なお、通知を怠った場合の効果については、現行商法上、債務不履行又は不法行為に基づき保険者に生じた損害について賠償責任を負うと解するのが一般的といわれている。

（注1）では、保険契約者又は被保険者が保険者による保険給付のために必要な説明その他の協力をしなければならない旨の規律を設けるべきとの考え方について記載している。

現行の損害保険契約の約款では、同旨の定めを設けるとともに、これを正当な理由なく怠った場合には保険者を免責とする旨を規定している例が多いようである（なお、生命保険契約の約款では、事実の照会に対する回答を正当な理由なく拒んだ場合等には事実の確認が終わるまで保険金を支払わない旨の定めをしている例が多いようである。）

この点に関し、部会では、実務上、保険金の適正かつ迅速な支払のために保険契約者側の説明や協力が必要な場合があり、特に個人情報やプライバシーの保護の観点から、保険契約者側の協力が無いと書類の取り付け等ができない場合があること等を理由に、このような義務を法定すべきとの意見があった一方で、これを一般的な義務として法定することは保険契約者側にとって過度の負担になること、義務違反があった場合に保険者の免責という効果が生じるのは厳しすぎることを理由に、法定化に消極的な意見もあった（部会では、保険者が保険金の

支払につき遅滞の責任を負わないという効果を認めるべきとの意見もあった(3(7)の参照)。また、保険契約者等が行うべき説明や協力の対象を限定せず、しかもこれを怠った場合に保険者が免責になるとすれば、本来保険者が証明責任を負うべき事項(例えば、免責事由の有無等)に関する証明責任が保険契約者側に実質的に転換されることになるのではないかとの懸念も指摘された。

そこで、上記のような規律を設けるかについては、保険契約者側の負担や説明等の対象となる事実の証明責任の所在との関係に留意しつつ、どの範囲で説明や協力を求めるのが相当か、これに違反した場合の効果をどのように考えるか、当事者間の信義則の問題として捉えたり、約款において規律したりすることで十分ではないか等という観点から検討する必要があると考えられる。

(注2)では、任意規定とする方向としており、例えば、損害の発生後直ちに保険者に対して通知しなければならない旨の約定も基本的に許容されることが考えられる。

(3) 損害発生及び拡大の防止

(3)では、現行商法第660条の規律を基本的に維持している。

一般に、同条による損害の防止は保険事故が発生したことを前提としており、保険事故の発生自体を防止することはこれに含まれないといわれていることから、「保険事故が発生した場合には」と明示している。また、同条第1項の「損害ノ防止」とは、一般に、損害の発生及びその拡大の防止の意味といわれていることから、これを明確にしている。

現行商法は、保険契約者による損害の防止について規定していないが、保険契約上の信義則から被保険者が損害の防止に努める旨を定めた趣旨にかんがみ、通常被保険者と密接な関係にある保険契約者においても損害の防止に努めるものとするのが相当であるとの指摘がされている。また、現行商法上一般に、可能な範囲で損害の発生及び拡大の防止に努めれば足りるといわれていることから、保険契約者をその主体に加えたとしても、過度の負担になることはないと考えられる。そこで、(3)では、保険契約者も損害の発生及び拡大の防止に努めなければならないものとしている。

なお、損害の防止を怠った場合の効果については、現行商法上、損害発生の通知(2)の説明参照)と同様の解釈がされるのが一般的といわれている。

(注1)では、同条第2項と同じく、一部保険の場合に保険者が負担すべき損害防止費用の範囲について、(5)の一部保険に関する規律と同様の規律を設けることとしている。

(注2)では、任意規定とする方向としており、例えば、保険者はてん補すべき損害の額との合計額が保険金額を超えない範囲で損害防止費用を負担すると

定める約定も許容されると考えられる（ただし、部会では、約定により損害防止費用の範囲を制限している場合には、損害の防止を怠ったことによる損害賠償請求の可否等について検討する必要がある旨の指摘がされた。）

(4) てん補すべき損害額

(4)は、保険事故による損害が発生した場合に保険者がてん補すべき損害額に関する規律である。

ア 損害額の算定

アでは、現行商法第638条の規律を維持している。

に相当する同条第1項は、てん補すべき損害額の算定基準を示すものにすぎないといわれており、現行商法は、具体的にどのような方法で損害額を算定するかについては特段の規定を設けていないため、この点については、利得禁止原則に反しない範囲で当事者が自由に選択することができると解されている。実務上は、特段の定めがない限り、全損の場合には目的物の評価額、分損の場合には修理費用等の額に基づいて算定をするのが一般的といわれている。

（注）のとおり、この規律は任意規定とする方向である。

イ 評価済保険

イでは、現行商法第639条の規律を基本的に維持している。

現行商法上必ずしも明確ではないが、協定保険価額を定めた場合には、原則としてその価額が損害額の算定基準となると解されていることから、これをの本文で明確にしている（の「アのにかかわらず」は、この規律がアのの例外であることを表すものである。）

同条は、損害発生後における損害額の算定は一般に困難を伴うこともあること等から、当事者の意思を尊重して、保険価額の協定に拘束力を認める一方で、利得禁止の趣旨から、協定保険価額が損害発生時の保険価額を著しく超えることを保険者が証明した場合には、保険者によるてん補額の減額請求を認めることとしており、のただし書はこの趣旨を維持するものである。

なお、保険者の減額請求権の法的性質は形成権であり、その行使によっててん補額は当然に減額されることになるが、保険者の減額請求が認められる範囲については、更に検討する必要がある。

では、のただし書により保険者がてん補額の減額請求をした場合に、保険契約者は保険者に対してその減額された金額に相当する保険料の返還を求めることができることを明確にしている。

これは、保険者によるてん補額の減額請求に伴い、協定保険価額に基づき高額 of 保険料を支払ってきた保険契約者は、減額されたてん補額の支払しか受けるこ

とができないことから、その減額された金額に相当する保険料の返還請求を認めるものである。ただし、協定保険価額が実際の保険価額を著しく超えていなかった期間については、仮にその時点で保険事故が発生していた場合には協定保険価額による損害のてん補を受けることができた以上、保険の利益を受けていたと考えられることから、「被保険者が現に損害保険契約の利益を受けた部分を除く。」との文言により、協定保険価額が著しく過大でなかった期間に相当する保険料の返還請求を認めないこととしている。

(注)では、は任意規定とする方向としているが、のただし書は利得禁止原則に基づくものであるから、のただし書の場合に保険者によるてん補額の減額請求を認めないこととする約定については、その効力が否定されることもあると考えられる。

また、は片面的強行規定とする方向としており、例えば、のただし書により保険者がてん補額の減額請求をしたとしても、保険契約者は保険料の返還請求をすることができない旨の約定は許容されないと考えられる。

(5) 一部保険

(5)は、一部保険における保険者のてん補責任の範囲に関する規律である。

A案は、現行商法第636条の規律を維持する考え方である(いわゆる比例按分主義)。この考え方によれば、例えば、保険価額1000万円の建物について、保険金額800万円の火災保険契約が締結されている場合において、500万円の損害が生じたときは、保険者は、特別の定めがない限り、400万円(500万円×800万円/1000万円)の損害てん補責任を負うことになる。

なお、同条は、「保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ」と規定しているが、一般に、一部保険の判断時期は損害発生時といわれており、これによると、契約締結時に保険金額が保険価額を下回らない場合であっても、その後に保険の目的物が値上がりして損害発生時に保険金額が保険価額を下回ることとなったときは、同条の規律が及ぶことになる。

このような比例按分主義については、一般に、全部保険に相当する保険料を負担した保険契約者と一部保険に相当する保険料しか負担していない保険契約者との公平を図るためとか、保険契約者は保険金額の範囲で保険者にリスクの移転をし、保険金額を超える部分についてはいわゆる自家保険としたものであるため、現に生じた損害についても、その割合に応じて保険者からてん補を受けることとするのが合理的との説明がされている。なお、諸外国の立法例においても、比例按分主義を採用するのが一般的といわれている。

他方で、比例按分主義に対しては、分損の場合でも保険金額まで損害のてん補が受けられると誤解している保険契約者が多いとの指摘がされており、また、契

約成立時には全部保険であったにもかかわらず、保険の目的物が値上がりしたことによって一部保険となり、その結果、割合的な損害をてん補しか受けられなくなるのは通常の保険契約者の期待に反するとの指摘もされている（ただし、実務上は、主にいわゆる家計保険の分野において、付保割合条件付き実損をてん補特約や価額協定保険特約等によって消費者の期待に沿うような工夫がされているとの指摘もされている。）

そこで、(5)では、B案として、現行商法第636条の規律を改め、全部保険の場合と同様に、保険金額を上限として損害の全部をてん補することを法律上の原則とする考え方も掲げている（例えば、前掲の例において、B案によれば、保険者は、500万円の損害をてん補責任を負うことになる。このように、B案を採用した場合には、分損の場合のてん補額が増えることになるが、このことは同時に、A案を採用した場合よりも保険料集団全体の保険料水準が上がることを意味する点に注意を要する。）

この点に関し、部会では、現行商法の立場は物保険における普遍的かつ合理的な原則であり、保険としての重要な原理である大数の原則と関連していること（収支相等の原則や給付反対給付均等の原則と関連しているとの指摘もあった。）、B案を採用すれば保険料水準が上がることを理由に、A案を支持する意見があった一方で、比例按分主義は一般消費者にとって分かりにくく、消費者相談の事例もあること等から、B案を支持する意見もあった（このような意見に対しては、契約締結時の説明の問題であるとの指摘もされた。）

また、B案を支持する立場も、A案の比例按分主義の合理性自体を否定するものではないとも考えられ、いずれの案を採用するかという二者択一の問題ではなく、両者の折衷的なルールとしてはどうかとの指摘もされている。

（注）では、任意規定とする方向としており、これは、上述のようにA案とB案とでは保険料の算出方法が異なるため、保険料が合理的な方法で算定されている限り、いずれの約定も許容すべきことを踏まえたものである。

(6) 重複保険

(6)は、重複保険における各保険者のてん補責任等に関する規律である。

ア 各保険者がてん補すべき損害額（各保険者と被保険者との関係）

アでは、重複保険の場合に各保険者がてん補すべき損害額について記載している。

ここでいう重複保険は、同一の保険の目的物について被保険者、保険事故、保険期間を共通にする複数の損害保険契約があり、各保険金額の合計額が保険価額を超える場合をいう。

現行商法は、数個の契約が同時に締結された場合（同時重複保険・現行商法第

632条)と、数個の契約が時を異にして締結された場合(異時重複保険・同法第633条、第634条)とに分けて規律を設けている。そして、同時重複保険の場合には、各契約がそれぞれの保険金額の割合に応じて一部無効となり(いわゆる按分主義)、異時重複保険の場合には、後に締結された契約は、前の契約の保険金額が保険価額に不足する額を限度としてのみ有効に成立することになる(いわゆる優先主義)といわれている(同法第631条参照)。

しかし、このような現行商法の規律については、超過保険(2(3)参照)と同様に、契約成立後に保険価額が上昇する可能性を見込んで重複保険を締結することも許容すべき等として立法論的な批判がされている。

そこで、アでは、超過保険における超過部分の契約を有効とすることとの整合性を図る見地から、重複保険の場合においても、各契約をすべて有効とすることを前提に、各保険者がてん補すべき損害額は、各保険者が自己の契約に基づいててん補すべき損害額(いわゆる独立責任額)とすることとしている。

例えば、保険価額1000万円の建物について、保険者Aが保険金額1000万円、保険者Bが保険金額800万円、保険者Cが保険金額200万円の損害保険契約を締結し、800万円の損害が生じた事案において、一部保険(3(5)参照)に関するA案(現行商法の規律)を前提とした場合には、Aは800万円、Bは640万円、Cは160万円の損害てん補責任を負うことになる。ただし、(注1)のとおり、損害保険契約である以上、A、B、Cの全部又は一部が保険給付を行い、その合計額が800万円となった場合には、被保険者はこれを超えて保険給付を受けることはできない。

これに対し、現在の実務では、各契約をすべて有効とすることを前提としつつも、各保険者がてん補すべき損害額は、各自の独立責任額の割合に応じて損害額を按分した金額とする例が多いようである(例えば、前掲の例において、Aは400万円、Bは320万円、Cは80万円の損害てん補責任を負うことになる。)。アの規律と比べると、主に損害の全部のてん補を受けるためにはすべての保険者に対して請求をしなければならないという点が異なることになる。

(注2)では、保険事故による損害が生じた段階(保険金の請求の段階)の他の保険契約の通知について記載している。

これは、部会で、保険金の請求の段階で保険契約者又は被保険者に他の保険契約の通知をさせることがイの求償を円滑に進める上で必要との指摘がされたことを受けたものである。すなわち、部会では、複数の保険者がそれぞれ保険事故の発生の有無、被保険者に生じた損害の額等を確認し、他の保険者との間でも各保険者の責任の有無及び額を確認していれば、求償も円滑に進むと考えられるが、このような機会がないと、求償を受けた者としては、その時点で保険事故や損害の確認等が事実上困難であるという問題があるとの指摘がされている(もちろん、

求償をしようとする者は求償権の存在を明らかにする必要があることから、その者に対して説明を求めること等はできる。)。

これについては、このような保険金の請求の段階の通知を保険契約者等に求めることは無理を強いるものではなく、損害額を超えて保険金の支払を受けることはできない((注1) 参照) という規律を実効あらしめるためにも、むしろ好ましいとの意見が出されているが、他方で、他の保険契約の存在を知らないような場合にまで何らかの効果を法定することには反対との指摘もされている。

これについては、通知をしなかった場合の効果をどのように定めるかということが検討課題であり、アで各契約を有効とした以上、被保険者は各保険者に対して同時に請求することも可能であり、他の保険契約の存在を知っていたり、他の保険者に対して請求したりしていただけて直ちに保険者を免責とすることは困難とも考えられ、どのような場合にどのような効果を定めるかについて、更に検討する必要があると考えられる。

(注3) では、任意規定とする方向としており、これは、重複保険の場合に保険者がてん補すべき損害の額については自由な約定が許容されるべきことを踏まえたものである。

イ 保険者の求償権 (保険者間の関係)

イでは、重複保険の場合の各保険者間の法律関係について記載している。

アにおいて、すべての契約を有効とし、かつ、各保険者が自己の独立責任額について損害てん補責任を負うこととしたことに伴い、自己の負担部分を超えて損害のてん補をした保険者和其他の保険者との公平を図るため、イでは、自己の負担部分を超えて損害のてん補をした保険者が他の保険者に対して各自の負担部分について求償することができるものとしている。

例えば、前掲の例において、Aが800万円、Bが640万円、Cが160万円の損害てん補責任を負う場合、Aの負担部分は400万円、Bの負担部分は320万円、Cの負担部分は80万円であることから、Aが800万円全額の損害のてん補をした場合には、AはBに対して320万円、Cに対して80万円を、それぞれ求償することができることになる。

(注1) では、求償に関する規律について記載している。

これはアの(注2)とも関連するが、求償の規律を全体として合理的なものとするために、求償を認めるべきではない場合があるか(例えば、保険者が他の保険者の存在を知っていながら他の保険者に通知しなかった場合には求償することはできないこととすべきか)、他の保険者との法律関係(例えば、複数の保険者が被保険者に対して損害額を超えて保険金を支払った場合の法律関係)を明確にするための規律を設けるか等について検討する必要があると考えられる。

(注2)では、被保険者が一部の保険者に対する保険金請求権を放棄した場合の効果について記載している。

ア及びイでは、各保険者は自己の独立責任額について損害を補償する責任を負うものとする一方で、自己の負担部分を超えて損害を補償をした保険者に求償権を認めることで各保険者間の公平を図っていることからすれば、一部の保険者に対する放棄は、原則として他の保険者の責任や求償権の範囲に影響を及ぼすものではないと考えられる(例えば、一部の保険者に対して放棄がされた場合でも、自己の負担部分を超えて損害を補償をした保険者は、当該放棄を受けた保険者に対しても求償をすることができる)。ただし、被保険者が他の保険者に対する権利をも放棄する意思であった場合には、他の保険者に対する請求権も放棄されたことになると考えられる。

(注3)では、任意規定とする方向としており、例えば、保険者が他の保険者に対して求償しないとする約定も許容されることになるが、他の保険者の求償に関する約定(例えば、求償権の行使を認めないとする約定や、求償権の範囲を制限する約定)をした場合であっても、当然のことながら他の保険者はその約定に拘束されることはないと考えられる。

なお、イの規律については、アの規律とも関連して、時価によるてん補の契約と新価によるてん補の契約(4)アの(注)参照)が重複する場合の法律関係や、損害額の算定基準が異なる契約が重複した場合の法律関係等について、更に検討する必要がある。

(7) 保険金の支払時期

(7)は、保険金の支払時期に関する新設の規律である。

保険金支払債務について保険者が遅滞の責任を負うべき時期に関しては、現行商法上は特段の規定がなく、特約がない限り、保険事故の発生という不確定期限付きの債務として、保険者が保険事故の発生を知った時から遅滞の責任を負う(民法第412条第2項)と解する見解と、特約がない限り、期限の定めのない債務として、保険者が履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う(同条第3項)と解する見解とがあるが、後者(期限の定めのない債務)が一般的といわれている(民法上、期限の定めのない債務についての遅滞の責任は、請求が到達した翌日から生じると解されている)。

しかし、保険事故による損害が生じた場合に保険者が損害を補償するという損害保険契約の性質にかんがみれば、保険金の支払の請求があった場合に、保険者が保険事故及び損害の発生の確認をし、必要な場合に損害額の算定を行うことは、損害保険契約における保険金の支払のプロセスにおいて必須のものと考えられる。また、これらの確認等に加えて、免責事由の存否や危険に関する告知に

おける契約の解除の可否等についても確認をすることが適正な保険金の支払のために必要な場合もあると考えられる。他方で、保険者による保険金の支払のための確認等は無制限に認め、その確認等に要した期間内は保険者が遅滞の責任を負わないとすることは、損害発生後遅滞なく損害のてん補がされることが期待されている損害保険契約の趣旨、目的に反する可能性があり、特に免責事由の存否等は、保険者が証明責任を負うべき事項であり、これらの事項について確認するための期間についても保険者が一切遅滞の責任を負わないとすることは、当事者間の公平を著しく害するおそれがある。

そこで、(7)では、保険金の支払時期について、このような損害保険契約の特性を考慮した合理的な規律を設けることとしている。

では、保険金の支払について期限の定めがない場合には、民法第412条第3項により、保険者は保険金の支払の請求を受けた日の翌日から遅滞の責任を負うことを前提とした上で、保険者が保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過していないことを証明した場合には、保険者はその期間が経過するまでは遅滞の責任を負わないものとしている。

これは、期限の定めがない以上、必要最低限の事項について確認する期間に限りて猶予を認めるべきであると考えられることから、民法第412条第3項の特則として、保険金の支払のために必須の確認に要する期間について、保険者が遅滞の責任を負わないこととするものであるが、その確認の対象には保険者が証明責任を負うこととなる事項（免責事由の存否等）を含めないこととして、 の場合との区別をすることとしている。

部会では、民法第419条第3項が金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力をもって抗弁とすることができないと定めていること等を理由に、保険者が遅滞の責任を負わない場合を認めるとしてもその範囲を明確にすべきとの意見があったことから、 では確認の対象を明確にしているが、そもそも期限の定めがない場合に一定の猶予期間を認めること自体に消極的な意見もあったことから、 を設けることの当否を含め、更に検討する必要があると考えられる。

は、保険金の支払について期限の定めがある場合の規律であり、この場合には、原則として当事者間の期限の定めを有効としつつ、その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは、その相当な期間が経過した時から保険者は遅滞の責任を負うものとしている。

これは、部会において、保険金の支払のための調査が必要な場合でも保険者がいつまでも遅滞の責任を負わないのは不合理との指摘や、一定の猶予期間は認め得るとしても、その後は保険者が遅延損害金を支払うべきとの指摘等があったことを踏まえたものであり、適正な保険金の支払のために必要な確認（免責事由の存否等を含む。）を行う趣旨で当事者が期限の定めをした場合には、私的自治の

原則の下、その合意を基本的に尊重するものとする一方で、その期限が不相当である場合には、上述した損害保険契約の趣旨、目的に反する可能性があることから、一定の時期以降については、保険者は遅滞の責任を免れることができないとするものである（なお、期限の定めには、一律に支払期限を定めるもの（例えば、保険金の支払の請求があった日から 日以内とする定め）のほか、場合を分けて支払期限を定めるもの（例えば、調査の必要がない場合は 日以内とし、調査事項を明示した上でその必要がある場合は 日以内とする定め）も含まれると考えられる。）

なお、 の「必要な期間」は、個々の保険金の請求ごとに必要な期間が判断されるのに対し、 の「相当な期間」は、個々の保険金の請求ごとに判断するのではなく、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等に照らして、その種類の保険契約において相当な期間と認められるかどうかによって判断されることを前提としている。

このように、 及び は、いずれも保険金の支払のために一定の確認が必要であることを前提に、期限の定めがある場合とない場合とに分けて規律を設けているが、通常保険事故は保険契約者側の生活圏で発生し、保険給付のための確認に必要な情報も保険契約者側が有していることが多いことから、保険者側の事情ではなく、保険金請求権者側の事情によってその確認が遅延することがあると考えられる。他方で、保険契約者側の事情によってその確認が遅延した場合に常に保険者がこれによる遅滞の責任を免れるとしたのでは、保険給付のための確認について保険契約者側に過度の負担を強いる結果となり、ひいては 及び において保険者が遅滞の責任を負うべき時期を定めた趣旨に反するおそれがある。

そこで、 は、保険契約者又は被保険者が 又は の確認を故意に妨げ、又はこれに不可欠な協力を正当な理由なく拒んだことによって、その確認が遅延することとなった場合に限り、その遅延した期間について保険者は遅滞の責任を負わないこととしている（部会では、これらの場合に限らず、病院や警察等の第三者の事情で確認が遅延した場合にも保険者は遅滞の責任を負わないこととすべきとの意見もあった。）

なお、 における妨害等の対象となるべき「確認」については、 の場合には、「保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認」を指し、 の場合には、「保険金の支払に当たり」必要な確認を指すことを前提としている。

また、最判平成 9.3.25 民集 51・3・1565 は、保険金請求権者による請求手続があった日から 30 日以内に保険金を支払うこととし、ただし、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、調査を終えた後遅滞なく保険金を支払う旨を定める火災保険契約の約款について、保険金支払請求手続をした日から 30 日の猶予期間を定める部分を有効としつつ、そのただし書の文言が極めて抽象

的であること等を理由に、保険契約者等が調査を妨害したなどの特段の事情がある場合を除き、30日の猶予期間を更に延長する部分の効力を否定する旨の判示をしている。

(注1)では、部会において、の「相当な期間」を保険金の支払の請求があった日から一定の日数とし、これを法定すべきとの意見があったことから、このような考え方について記載している。

この考え方に対しては、保険金の支払のための調査に必要な期間は、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等によって異なるため、一定の日数を明示することは困難との指摘や、一定の日数を明示すると、適正な調査が行われぬまま保険金を支払わなければならないことになるおそれがあるとの指摘等もされている(生命保険契約についても、例えば、交通事故による死亡と病死とでは必要な調査事項や期間が異なるとの指摘がされている)。さらに、部会では、消費貸借に関する民法第591条第1項との類似性を指摘し、具体的な事情によって異なるため「相当な期間」という定め方しかできないのではないかと意見もあった。

そこで、これらの指摘を踏まえて、一定の日数を法定することの合理性や妥当性については、更に検討する必要があると考えられる。

(注2)では、は任意規定とする方向としており、これは、が期限の定めがない場合の補充規定となることを意味するものである。

また、及びは片面的強行規定とする方向としており、例えば、の「相当な期間」を経過しても遅滞の責任を負わない旨の約定は許容されないと考えられる。

(8) 保険金請求権等の消滅時効

(8)では、現行商法第663条の規律を基本的に維持している。

では、まず保険金請求権の消滅時効期間を定めており、現行法上、保険金請求権の消滅時効期間は2年間とされているが、部会では、これを維持するか、3年間とすべきかについて議論がされている。

これは、主に生命保険会社の約款では時効期間が3年間とされていることを踏まえたものであり、更に検討する必要がある(部会では、契約類型ごとに分けて考えることもあり得る旨の指摘がされた一方で、自動車保険のような複数の契約(いわゆる物保険と傷害保険契約等)が複合した契約もあることを踏まえると、契約ごとに別々の期間を定めるのは分かりにくいとの指摘もされている)。

なお、保険金請求権が定期金債権である場合には、支分権(定期的に発生するそれぞれの権利をいう。)についてのみ の規律により、基本権(支分権を発生させる根拠となる権利をいう。)については民法第168条第1項前段の規律に

よることになると考えられる。

また、ニでは、保険料返還請求権についても現行商法と同じく保険金請求権と同様の規律とし、ニでは保険料請求権について現行商法第663条の規律を維持している。

なお、部会では、保険契約者の保険者に対する請求権（満期返戻金や配当金請求権や保険料払込免除請求権等）についてはニの規律によることを明示すべきとの指摘がされているが、保険法が前提としていない請求権について、しかも包括的な形で規定することの当否には疑問があり、これらの消滅時効期間については、現行商法下におけるのと同じくニの解釈などによって決することになるとも考えられる。

（注1）では、ニ及びニの消滅時効の起算点は、現行商法と同じく、民法第166条第1項の規律によることを記載している（同項の内容については、最判平成15.12.11民集57・11・2196参照）。

（注2）では、規律の性質について記載している。

これは、民法等の他の消滅時効期間を定める規定（民法第167条等）と同じと考えられ、学説上、時効期間を延長する旨の約定の効力について、時効の利益の放棄を禁止する同法第146条の規定との関係で時効期間を延長する旨の約定は無効であるとの見解がある一方で、部会では、保険者が自ら保険金請求権の消滅時効期間を延長する旨の約定をすることは同条の規定の趣旨に反しないから、このような約定も有効であるとの指摘もされた。

(9) 保険者の免責

(9)では、現行商法第640条及び第641条の規律を基本的に維持している。

(ア)及び(イ)では、現行商法第641条と同様に、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって損害が生じたことを免責事由として掲げている（同条の「悪意」とは、一般に、故意と同義といわれていることから、(ア)及び(イ)では「故意」としている。）

なお、(ア)及び(イ)の「重大な過失」の意義は現行商法と同様に解釈にゆだねられるが、現行商法の「重大ナル過失」の意義については、一般に、注意を著しく欠いていることをいうとする考え方と、ほとんど故意に近い不注意をいうとする考え方とがあるといわれており、この点について、大判大正2.12.20民録19・1036は、「重大ナル過失トハ如上相当ノ注意ヲ為スニ及ハスシテ容易ニ違法有害ノ結果ヲ予見シ回避スルコトヲ得ヘカリシ場合ニ於テ漫然意ハス之ヲ看過シテ回避防止セサリシカ如キ殆ト故意ニ近似スル注意缺如ノ状態ヲ指示スルモノトス」と判示している。

また、一般に、保険事故の発生前に抽象的な保険金請求権が発生し、被保険者

はこの譲渡や質入れをすることができるといわれており、現行商法第641条の「被保険者」には、保険金請求権の譲受人、質権者等も含まれると解されている。これを踏まえて、(イ)の「被保険者」の範囲について検討する必要がある（なお、この点については、他の項目についても同様に検討する必要があると考えられ、例えば、重大事由による解除（4(2)の参照）等について保険金請求権の譲受人等を含むものとすべきとの指摘がされている。）

(ウ)では、現行商法第640条の規律を維持しており、「戦争、内乱その他これらに準ずる変乱」は「戦争其他ノ変乱」を明確にしたものである。

(注1)では、現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」を法定の免責事由として掲げない方向で検討することとしている。

これらの具体例としては、果物や魚類の腐敗による損害、機械の摩耗による損害等が挙げられるが、必ずしもすべての損害保険契約において生じうる損害とはいえないこと、特に企業保険の分野ではこれらの損害をてん補する目的で契約が締結される例があること等から、これらを免責事由とするかどうかは個々の約定にゆだねることとし、法定の免責事由として掲げないことが考えられる。ただ、この点については、現行商法がこれを免責事由とした趣旨等を踏まえて、更に検討する必要がある。

(注2)では、部会において、「地震、噴火その他これらに準ずる天災」によって損害が生じたことを法定の免責事由として掲げるべきとの意見があったことから、このような考え方について記載している。

実務の約款では、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によって損害が生じたことを免責事由として定めることが多いようであるが、これを法定の免責事由とするかについては、地震等の天災には様々な規模のものがあることや、現在では地震等の天災によって生じた損害のてん補を明示的に約定する例もあること等を踏まえて、更に検討する必要がある。

(注3)では、任意規定とする方向としており、例えば、(9)に掲げる場合に保険金を支払う旨の約定は許容される（現行商法第640条の「特約アルニ非サレハ」の実質的内容が維持されることになる。ただし、被保険者の故意によって損害が生じた場合に当該被保険者に対して保険金を支払う約定については、公序良俗に反するものとして、その効力が否定される場合もあると考えられる。）し、法定していない免責事由を定める約定も許容されると考えられる。

(10) 損害発生後の保険の目的物の滅失

(10)では、現行商法第659条の規律を維持している。

同条の規定については当然のことを規定したものととして削除してもよいとの指摘もされているが、商法制定時には、保険者に保険金支払義務がいったん発生

した以上はその保険金支払義務が消滅することはないことを明確にする趣旨と説明されており、同様の趣旨でこれを維持している。

(注)では、強行規定とする方向としており、例えば、(10)が定める場合に保険者が損害を補償する責任を免れるものとする約定は許容されないと考えられる。

(11) 残存物代位（全損が生じた場合の保険の目的物の代位）

(11)では、現行商法第661条の規律を基本的に維持している。

まず、(11)の本文に関し、現行商法は、保険者が「保険金額ノ全部ヲ支払ヒタル」ことを要件としているが、これは超過保険を無効とはしないこと(2(3)参照)をも踏まえて考えると合理的ではなく、被保険者に利得を生じさせないようにするために、(11)では、「保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の全部をてん補した」ことを要件としている。

なお、現行商法の「滅失」という文言は、保険の目的物について全損が生じた場合を意味すると解されており、例えば、保険の目的物が経済的効用を失った場合や、いわゆる盗難保険契約において保険の目的物が盗難された場合もこれに当たる。また、「当然に」という文言は、法律上当然に権利移転の効果が生ずることを明らかにする趣旨である。

次に、(11)のただし書では、現行商法第661条ただし書の規律を維持しつつ、その適用範囲を明確にしている。

この点について、現行商法は、一部保険の場合を念頭に置いて規定しているが、一部保険の場合に限らず、保険の目的物について損害の全部が生じたが、保険者がその損害の一部しかてん補する責任を負わない場合(例えば、保険契約において被保険者の自己負担部分が定められている場合)において、保険者がその損害をてん補したときにも、同様の規律とする必要があると考えられることから、これを前提にした規律としている。

(注)では、任意規定とする方向としており、例えば、残存物があったとしても代位しない旨の約定が許容されると考えられる。

これは、残存物の除去義務が発生する場合等のように、代位が生じなくとも被保険者に利得が生ぜず、むしろ当然に代位が生ずるとすることが相当でない場合もあることを踏まえたものであるが、高価品の盗難保険のように代位が生じないとすると被保険者に利得が生じかねない場合もあり、約定が利得禁止原則に反する場合にはその効力が否定されることもあると考えられる。

(12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）

(12)は、現行商法第662条に相当する規律である。

では、現行商法第662条第1項の規律を基本的に維持しているが、(注1)

のとおり、保険契約者の第三者に対する権利は代位の対象とはしていない。これは、学説上、被保険者に利得を生じさせないためには被保険者の権利を代位の対象とすれば足りると指摘されていることを踏まえたものである。なお、「当然に」という文言については、(11)の説明参照。

は、新設の規律であり、保険者においててん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において、被保険者の有する権利の額が被保険者の損害額を下回るときの権利の取得割合について定めるものである。

例えば、保険価額100万円の自動車に保険金額50万円の車両保険契約が締結され、その自動車が第三者の自動車の衝突により大破したが、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額は過失相殺（過失割合2割）により80万円であるという事案で問題となる。

この事案では、をそのまま適用すると、保険者が保険金50万円を支払ったときは被保険者の第三者に対する権利（80万円）のうち50万円分を取得することになるが、そうすると被保険者は保険金50万円と第三者に対する損害賠償請求権（30万円）の合計80万円の限度でしか損害の回復を受けることができないことになる（絶対説）。

また、最判昭和62.5.29民集41・4・723は、第三者に対する権利のうち保険者がてん補した金額の損害額に対する割合部分のみが保険者に移転するとしており（比例説）、上記事案では被保険者は90万円の限度でしか損害の回復を受けることができないことになる。

しかし、請求権代位の制度趣旨の一つとして被保険者に利得が生じるのを防止するということが挙げられているが、その趣旨を実現するためには、上記事案では保険者が被保険者の第三者に対する損害賠償請求権のうち30万円分を取得すれば足りることから、では、代位の対象は被保険者が損害の全部を回収し、それでもなお残る第三者に対する権利の部分に限るとの考え方（差額説）を採用している（実務の約款においても差額説の立場に立った規律が設けられているのが通例といわれている。）。

上記事例に を当てはめると次のようになる。

保険者が取得する第三者に対する権利の額

= 被保険者の有する権利の額 - 被保険者がてん補を受けていない損害の額

= 80万円 - (100 - 50)万円

= 30万円

なお、の「保険者がてん補した損害の額がこれに満たないとき」とは、例えば、加害者等の第三者が被保険者に対して損害の賠償として30万円を支払った後に、保険者が被保険者に対して保険金20万円を支払ったような場合を想定している。すなわち、この場合には、上記のとおり計算方法によると保険者が取

得する権利の額は30万円となるが、保険者は支払った20万円を超えて第三者に対する権利を取得する理由はないことから、このような場合に取得額を20万円の限度とする必要があると考えられる。

さらに、は、現行商法第662条第2項の規律を基本的に維持するものであるが、現行商法とは異なり、保険者が被保険者に対してその負担額の一部を支払ったときに限った規律とはしていない。これは、の場合のように、保険者がてん補すべき損害の全部をてん補したとしても、第三者に対して保険者と被保険者とが権利を有する状態が生ずることがあり、この場合にも同様の規律によるべきと考えられることによるものである。

の「被保険者の権利を害しない範囲内においてのみ」という部分では現行商法の規律を維持しているが、この規律が具体的にどのような場面でどのように働くのかについては必ずしも明らかではなく、これを明確にすべきとも考えられる。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

後注1では、保険金の請求や支払に関する契約法上の規律の必要性について記載している。

この点に関して、部会では、保険金の支払時期(3(7)参照)と関連して、保険者側の帰責事由によって被保険者が保険金の請求をすることができなかった場合には、損害発生時又は当該事由がなければ請求がされたであろう時から保険者は遅滞の責任を負う旨の規律や、保険者が被保険者から保険金の請求を受けたときに同じ被保険者を当事者とする保険契約の保険金の請求について説明をしなかった場合には、最初の保険金の請求の履行期から保険者は遅滞の責任を負う旨の規律を設けるべきとの意見があった。

このような意見に対しては、実務上、保険金請求権者から保険者に対する照会の内容には様々なものがあるため、保険者側の帰責事由の有無によって一律に規律をすることは適当でない旨の指摘がされており、また、例えば、傷害・疾病保険契約においては、保険者からの保険金の請求に関する説明ががんなどの病名の告知につながる場合があることや、実務上はチェックリストを送付する等の方法により保険金の請求の機会が適切に確保されるようにするための工夫がされていること等の指摘もされている。

このような保険者の責務については、契約当事者間の信義則から生じるものであり、個々の事案ごとに損害賠償によって対処することが適当とも考えられ、また、どの時点で保険金の請求があったと認められるかという事実認定の問題でもあり、請求があったと認められればその時点から保険者は遅滞に陥ることになるとも考えられ、このような観点からも、特別の規律を設ける必要性やその当否について検討する必要があると考えられる(さらに、同一人を被保険者とする保険

契約であっても、それが契約法上別個の契約として位置付けられるものであるとすれば、これらを関連付けて保険者の行為規範を定めることの当否についても検討する必要があると考えられる。)

後注2では、まず、保険金請求権等の保険者に対する権利の差押え禁止について記載している。

現行法上、保険者に対する権利を一般的に差押え禁止とする規定はないことから、民事執行法第152条の差押禁止債権に当たる場合を除き(例えば、いわゆる年金保険契約に基づく保険金請求権等の定期金債権については、同条第1項第1号の要件を満たす場合には、その一部が差押禁止債権になると解されている。)、差押えは禁止されないと考えられる。

これに対しては、学説上、主に生命保険契約や傷害・疾病保険契約に基づく保険金請求権について差押え禁止とすべきとの立法論的な提案がされており、部会でも、保険金受取人の生活保障という観点からこのような必要性が指摘された。

この点については、公的な保険制度では既に現行法上差押え禁止が定められおり、これとは別に任意に締結される保険契約に基づく保険金請求権等についてまで差押え禁止を定める必要があるのかという観点から検討する必要があり、その検討に当たっては、現行法上、債務者である被保険者等の保険金請求権者の生活の状況その他の事情を考慮して差押命令の全部又は一部を取り消す方法(民事執行法第153条)等も存在していることや保険金請求権が一種の金融資産としての性質を有するといわれていることをも踏まえる必要があると考えられる。また、物については基本的に差押えが可能であるのにこれが滅失した場合の保険金請求権についてだけ差押え禁止とすることの合理性の有無や、預金返還請求権が差押え禁止とされていないこととの均衡(預金によって万が一の場合に備えることにしている人と保険契約を締結している人との均衡)等にも留意する必要があると考えられる(後者は生命保険契約や傷害・疾病保険契約についても同じことが妥当する。)

さらに、「一定の範囲内で」差押えを禁止するものとすることについては、主に生命保険契約のような同一の保険事故に基づいて同一の保険金受取人が複数の保険金請求権を取得することが想定される契約を念頭に置いて議論がされており、この場合に、一定の金額の範囲内で差押えが禁止されるといっても、差押債権者はもちろんのこと、保険者としても、通常はその範囲内かどうかを知ることとはできず、一定の範囲を法律で設定したとしても、これが實際上機能するののかという点にも留意する必要がある。

また、後注2では、保険者の財産に対する一般先取特権についても記載している。

現行法上、これについて一般的な規定はないものの、保険業法第117条の2

において、生命保険会社に対して保険金請求権等を有する者は一般先取特権を有するものとされている。

部会では、保険金請求権等を有する者を保護するという観点から、これを一般化して保険法で規定すべきとの指摘がされているが、他方で、被保険者等の先取特権を定めることは、その要保護性があるか、債権者平等の原則との関係で正当化することができるか等について検討する必要があると考えられ、部会では、損害保険会社について社債権者との均衡（保険金請求権者よりも社債権者が劣後することの合理性）の観点から、共済については他の債権者（預金請求権者等）との均衡の観点から、それぞれ疑問が呈されている。

また、部会では、保険者が專業の場合（保険事業だけを行っている場合）には保険者に対する権利について一般先取特権を定めることが可能ではないかとの提案がされているが、保険者が專業かどうかは専ら監督法において政策的な観点から定められるものであって、契約法である保険法でこれを前提とした規律を設けることの当否が問題となること、專業の場合に限ったとしても、他の債権者は存在することから債権者平等の原則との関係が同じく問題となることを踏まえて検討する必要がある。

4 損害保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除

(1)では、現行商法第653条の規律を維持しつつ、保険者の責任開始後についても同様の規律としている。

現行商法第653条は、保険者の責任開始前に限って保険契約者の任意解除権を認めており、この趣旨としては、保険契約の締結後の事情の変化によって、保険契約者や被保険者においてもはや保険を必要としない場合を生ずることが少なくないためと説明されている。

このような趣旨は保険者の責任が開始した後であっても同様に妥当すると考えられることから、保険者の責任が開始した後であっても、保険契約者による任意解除権を認めるのが合理的と考えられる（実務上も保険契約者に一般的な任意解除権が付与されている。）

もっとも、保険契約者の任意解除権を認めない契約を否定する必要はないと考えられる（例えば、生存保険契約の例であるが、いわゆる終身年金保険契約等では、給付開始後には契約の解除を認めておらず、これは保険契約者が被保険者の死期が近づいたことを受けて保険金の総額よりも高額となる解約返戻金の請求をすることを防止するためと説明されている。）ことから、(注)では、この規律を任意規定としている。

(2) 重大事由による解除（特別解約権）

(2)は新設の規律であり，学説上重大事由による解除（特別解約権）といわれている規律である。

現行商法にはこれに関する明文の規定はないものの，民法や商法の規定（民法第628条本文，商法540条第2項等）の趣旨や主に賃貸借契約において議論がされているいわゆる信頼関係破壊の理論等を参考にして，保険契約においても一定の場合には保険者による契約の解除が可能と解されており，一般法理による契約の解除を認めた裁判例もある（大阪地判昭和60.8.30判時1183・153等）。

また，保険契約は保険金を取得する目的で保険事故を故意によって招致するなどといった行為（モラル・リスク）を招きかねない危険性を内在しており，保険の健全性を維持するという観点からも，法律上，保険者による契約の解除を認める必要があると考えられる。

他方で，契約締結後の保険者による解除については，その要件・効果は明確なものである必要がある。これに関連して，現行商法上，危険の増加に関する第656条が「道徳的危険の増加」にも適用又は類推適用されるという見解が主張されており，生命保険契約の事案において一定の時点（例えば，殺人未遂行為があった時点）で契約が失効した等として保険金の請求を棄却した裁判例もある（東京地判平成11.7.28判タ1008・296等）が，学説上，継続的状态であることを要する危険の増加の規律によって対応することに批判的な見解があるほか，要件を明確にしなければ保険契約者側の保護に欠ける旨の指摘もされている。

以上の点を踏まえ， では，(ア)と(イ)で解除事由の例示を具体的に掲げつつ，これを受けた包括的な条項を設けることとしている。

まず， の(ア)では，保険契約者又は被保険者が保険金を取得し，又は第三者に保険金を取得させる目的（以下，単に「保険金取得目的」という。）で故意に損害を生じさせ，又は生じさせようとした場合を掲げている。

保険契約者等が故意に損害を生じさせた場合には保険者は免責される（3(9)の(ア)，(イ)参照）が，保険金取得目的でこのような行為をした場合には，契約の解除事由にもなることを明示したものである（なお，保険金を「詐取」する目的等と表現する約款もあるようであるが，故意に損害を生じさせて保険金を取得することを「詐取」と表現しているものと解され，(ア)と同じ趣旨と考えられる。）
また，保険契約者等が保険金取得目的で損害を生じさせようとした場合も掲げているが，これは，現に損害が生じたかどうかではなく，これを故意に生じさせようという行為自体に契約を存続させることを困難ならしめる要因があることに着目したものである。

(イ)では，被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合を掲げている。これは，保険者を錯誤に陥らせ，保険金を支払わせる意思で保険者に対して欺も

う行為を行ったという意味であり、現に保険金の支払を受けることまで要件とする趣旨ではない。

(ウ)は包括的な条項であり、どのような場合がこれにあるかは、(ア)と(イ)の2つの例示があることを踏まえて解釈されることになると考えられるが、部会では、生命保険契約の事案であるが、保険金を取得するために被保険者以外の者を殺害し、被保険者が死亡したように仮装した場合が例として挙げられている（前掲大阪地判昭和60.8.30参照）ほか、保険者を共通にする他の契約又は保険者を異にする他の契約において解除事由に当たる行為があった場合も事案によってはこれに当たると考えるべきとの指摘がされており、これに対する異論は見られない。

なお、部会では、複数の給付に関する約定が複合した契約（例えば、生命保険会社の契約ではいわゆる主契約で死亡給付等について約定がされ、いわゆる特約という形で傷害・疾病に関する給付が約定されることがある。）については、どの範囲で契約の解除をすることができるのかという問題が指摘されたが、これらが契約法上一つの契約であるとするれば、全体として契約の解除をすることができることになると考えられ、二以上の契約であるとしても、一つの契約について(ア)から(ウ)までの解除事由があることが他の契約については(ウ)に当たる場合もあると考えられる。

次に、民法では、民法による解除がされた場合の効果について記載している。

民法による解除の効力は将来効である（（注3）参照）が、民法ではこれを前提として、民法に掲げる事由があった後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとしている。

これは、民法に掲げる事由の重大性や重大事由による解除を認める趣旨を考慮するとともに、学説上の立法論や裁判例において遡及効が認められていること等を踏まえたものである（部会では、このような効果を伴うことも踏まえて民法の解除事由の解釈がされるべき旨の指摘もされている。）。

例えば、車両保険契約において、被保険者が3月に保険金取得目的で自動車事故を故意に発生させ、その後5月にも保険事故が発生し、その時点で3月の事故が故意に発生したものであることが判明した場合には、保険者は、民法によって契約の解除をすれば、民法により5月の保険事故について免責されることになる（3月の保険事故については保険者の免責の規律（民法3(9)の(1)）によって保険金が支払われないことになる。）。

なお、保険事故が発生した後に民法に掲げる事由があった場合（例えば、当該保険事故による損害をてん補するよう請求する際に詐欺を行った場合）には、保険者は民法によっては当該保険事故による損害をてん補する責任を免れることはできない。これは、重大事由による解除の趣旨からすれば、その事由が生じた後に発生した保険事故による損害に限って免責とするのが素直と考えられることに

よるものである（上記の場合に保険者が免責とされるかということは重大事由による解除とは別の問題として考えるべき旨の指摘がされている。）。

（注1）では、解除権の行使可能期間を定める必要性について記載している。

部会では、除斥期間を設けるべきとの指摘がされ、例えば、保険者が解除の原因を知ってから1か月間という除斥期間を定めることの当否等について議論がされた。

他方、これに対しては、重大事由による解除については、これが問題となる事案の性質やその趣旨からして除斥期間を設けるのは適切ではなく、「解除の原因を知った」の意義が必ずしも明らかではない事案も想定される等との問題が指摘されている。

仮に、除斥期間を定めない場合には、催告による解除権の消滅に関する規律（民法第547条）のほか、一般法理としての解除権の除斥期間（又は消滅時効）等の適用があることになり、（注1）については、これをも踏まえて検討する必要があると考えられる。

（注2）では、他の保険契約と重大事由による解除について記載している。

部会では、他の保険契約との保険金額の合計額が著しく多額であり、かつ、これによって保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合はの（ウ）に当たり、これを解除事由の例示として掲げるべきとの指摘がされている。

これに対し、契約の重複が生ずるのは保険募集人の勧誘によるものがあるとの指摘等もあったが、他方で、単に他の保険契約があることや引受可能範囲を超えていることを契約の解除事由とするものではなく、更なる要件が加重された場合を念頭においた議論であり、このような場合はの（ウ）に当たるとの指摘もされた。

これについては、他の保険契約の告知（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）と同じ検討課題があり、例示として掲げることを含め、更に検討することとしている。

（注3）では、による解除の効力を将来効としている。

これは、に掲げる事由があった後契約の解除がされるまでの間の期間に相当する保険料については、保険契約者等に対する制裁の趣旨から、返還しないこととすべきという考えによるものである。

（注4）では、片面的強行規定とする方向としており、例えば、保険者の任意解除権を定めること（(1)参照）や、常に契約成立時にさかのぼって契約の解除の効力が生じる旨の約定をすることは許容されないと考えられる。

(3) 保険者の破産

(3)では、現行商法第651条の規律を維持している。

同条第1項は、双方未履行双務契約に関する破産法第53条が適用されると、破産管財人によって直ちに保険契約が解除される可能性があるため、同条の適用を排除する必要があるが、他方で、別の保険者と新たな保険契約の締結を希望する保険契約者が契約に拘束されないように、即時の解除権を認めたものといわれている。

このような破産法第53条の適用を前提とする説明に対しては、他の双務契約と異なる保険契約の特性から疑問を示す見解もあるが、現行商法の規律自体には合理性があることに異論はないことから、¹⁾では、これを維持している。

現行商法第651条第2項は、破産手続の早期終結の要請を考慮しつつ、保険契約者が新たな保険契約を締結する時間的余裕を確保するため、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過した時点で保険契約が当然に失効するものとしており、²⁾では、これを維持している。

(注1)では、³⁾及び⁴⁾のほかに関係当事者の倒産に関する規律を設けることについて記載している。

まず、現行商法第652条は、第三者のためにする保険契約において、保険契約者について破産手続開始の決定があったときは、保険者は被保険者(生命保険契約の場合は保険金受取人と解されている。)に対して保険料を請求できる旨を規定している。

この趣旨について、商法制定時には、保険契約者の破産による保険者の解除権を認める規定が存在していたこととの関係で、被保険者が保険料を支払うことによって保険契約を存続させる余地を認めるためと説明されていた。ところが、大正11年の旧破産法の制定に伴う整備において、保険者の解除権に関する規定が削除された(破産管財人のみに解除権が認められるようになった)ことから、現在では上記のような説明は妥当しないと考えられる。

他方で、そもそも破産手続開始の決定前に保険料全額が支払われている場合には同条の適用は問題とならず、保険料全額が支払われていない場合であっても、第三者のためにする保険契約における保険金請求権は破産財団に帰属しないため、破産管財人としては保険契約の解除(破産法第53条第1項、任意解除について(1)参照)を選択するのが通例と考えられ、結局のところ、同条の規律が働く場面はほとんどないこと等が指摘されている(実務上も、同条に基づいて保険者が被保険者(保険金受取人)に保険料を請求することはないといわれている。)

そこで、同条の規律を削除することが考えられるが、第三者弁済に関する規定(民法第474条)との関係等を整理する必要があることから、更に検討することとしている。

次に、保険者について再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合に関する規律の必要性についても検討する必要があると考えられる。

(3)は、保険者の破産手続に関する規律であるが、保険者に関する倒産手続としては、ほかに再生手続や更生手続等がある。このうち、更生手続に関して、保険会社については、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（いわゆる更生特例法）の第439条により、会社更生法第61条（破産法第53条と同趣旨）の適用が排除されており、これは、管財人に保険契約の解除権を認めると、更生の可能性を高めるために、保険事故の発生率が高い保険契約のみが解除され、新たな保険契約を締結することが困難な保険契約者の利益が著しく害されるおそれがあることから、保険契約者の保護を図るために、管財人の解除権を排除したものとされている。

再生手続に関しても、更生手続と同じ問題があるが、更生特例法には再生手続に関する特例は設けられておらず、その理由としては、保険業法第117条の2により生命保険会社に対する保険契約者等の権利について一般先取特権が認められていることとの関係で、生命保険会社の再生手続は破綻処理手続として実際上無意味であることが挙げられている。

そこで、民事再生法第49条（破産法第53条と同趣旨）の適用を排除するための規律の要否等について、保険者の破綻処理の実態や組織法の在り方とも関連して、更に検討する必要があると考えられる。

その他、及び以外に関係当事者の倒産に関する規律を設けるかについては、保険者及び保険契約者以外の関係当事者（被保険者、保険金受取人等）が倒産した場合の規律の必要性と併せて、更に検討する必要がある。

（注2）では、強行規定としており、例えば、保険契約者の解除権を制限する約定や、失効までの期間（3か月）を短縮又は延長する約定は許容されないと考えられる。

(4) 解除の効力

(4)では、保険者の解除の効力（将来効か遡及効か）について記載している。

現行商法は、解除の効力を将来効とすべき場合には、その規律ごとに解除の効力を将来効とする旨が規定されており（第645条第1項、第651条第1項ただし書等）、他方で、現行商法に明文の規定がない保険料の不払（債務不履行）に基づく解除（民法第541条参照）等については解除の効力は将来効と解されている。これは、保険契約の解除がされたとしても、その前に保険者は危険（リスク）を負担していたから保険料を取得することができ、また既に保険事故が発生していた場合にはその保険金が支払われるべきという考えによるものと考えられる。

これに対し、現行商法第653条による解除については、将来効とする旨の規定が設けられておらず、学説上、これは保険者の責任開始前の解除であるから遡

及効としたものと説明されている。しかし、責任開始前かどうかで解除の効力を区別すべき理由については必ずしも明らかではなく、また、保険契約のような有償契約の解除がされれば一方当事者が解除後の対価として支払ったものを返還すべきというのは、民法の有償契約の一般法理から導かれ、保険者の責任開始前の解除を将来効の対象から外す必要はないとも考えられる。

そこで、(4)では、解除の効力を将来効としている（なお、告知をしなかったことによる契約の解除の効力については、第2の1(3)エの(注1)の説明参照）。

(注)では、片面的強行規定とすることの当否について検討する必要がある旨を記載している。

実務上、保険期間の開始後一定期間経過後まで保険料の支払を猶予し、その期間が経過しても保険料が支払われなかった場合には、契約の当初にさかのぼって契約の解除をすることにしている場合もあるようである（保険料分割払の約定がされた場合において、約定の期日までに保険料が支払われなかったときについても、同様の猶予期間が設けられ、その期間内に保険料が支払われなかった場合には、当初の期日まで解除の効力が遡及するものとされることがあるようである。）。

このような実務は、保険契約者にとっても、保険料支払義務を免れるという点で不合理な約定ではないと考えられ、仮に(4)の規律を片面的強行規定としたことによってこのような約定が許容されなくなるとすれば、片面的強行規定とすることは相当ではないと考えられることから、規律の性質について更に検討することとしている。

(損害保険契約の終了関係後注)

後注1では、現行商法第655条の規定を削除するものとしている。

この規定は、同法第653条及び第654条に規定されている場合に保険者が保険料の半額を取得することができるとするものであり、これは保険者に損害を被らせないための規定との説明がされている。しかし、保険者に保険料の半額を一律に取得させる合理性はないことから（同法第653条の任意解除の場合については消費者契約法第9条参照）、これを削除するものとしている（なお、保険契約が任意解除されるなどした場合に返還すべき保険料の額を約定することは、その内容が合理的なものである限り、許容されることが考えられる。）。

後注2では、いわゆる保険料不可分の原則を画一的に採用することはしないことを明示している。

保険料不可分の原則とは、保険契約が途中で終了し（保険期間満了前に契約の解除がされた場合又は契約が失効した場合等がこれに当たる。）、又は保険料の減額請求がされた場合に、保険者は保険料の計算の基礎とした単位期間である保険料期間に相当する保険料の全部を取得することができる（保険料期間のうち未經

過の期間に相当する保険料を保険契約者に返還する必要がない。) という原則をいう。

もっとも、近時では、学説上、保険者が常に保険料期間の保険料の全部を取得する合理性はないなどとして、法律上保険料不可分の原則を前提とする必要はないとの指摘がされており、部会でも、保険料不可分の原則を法律上の原則とすべきとの意見はなかった(損害保険契約の実務でも、保険契約が途中で解除された場合等にはいわゆる短期保険料率等で計算し直した上で保険料の一部を返還している例が多いようである。)

そこで、後注2では、保険料不可分の原則を画一的に採用することはしないこととしている(学説上、現行商法第655条が保険料不可分の原則の根拠として挙げられることがあるものの、これは後注1において削除することとしている。また、同法第654条の規定は削除することとしており、これにより被保険利益が消滅した場合には保険者は原則として保険料を返還すべきこととなる。)

このような立場を採るとしても、返還すべき保険料の額を合理的な範囲で約定することは許容されると考えられる。また、工事保険やハンター保険、興行中止保険等のように契約の性質上保険料の分割が困難な契約では、契約が途中で解除されるなどしたとしても保険料を返還しないこととしている場合があり、個々の契約の特殊性に応じて合理的な取扱いをすることは許容されるべきとの指摘がされた(このようなことを踏まえて、後注2では、「画一的に採用することはしない」とか、「原則として」と記載している。)

なお、後注2の立場を採る場合には、未経過の期間に相当する保険料(保険契約者が支払った保険料の総額から保険契約の終了までの期間の保険料の額として相当な金額を差し引いた残額)を返還する旨の規定を設けるべきかについて検討する必要があるが、規定がなくても、保険契約のような有償契約が途中で終了した場合に、その後の期間に相当する既払の対価が返還されることは、民法の一般法理から導かれるとも考えられる。

また、保険料不可分の原則は、保険期間満了前に保険料の減額請求があった場合にも問題となり、後注2の立場を採ると、保険料の減額請求があったときは、保険者は、基本的に未経過の期間の減額された部分に相当する保険料を返還すべきことになる(この考えを前提とすれば、2(2)や(3)の「将来に向かって」という文言は減額請求があった時からという意味に解釈することになると考えられる。)

後注3では、保険料不払による契約の解除の際の催告について記載している。

保険料不払による契約の解除をするためには、民法上、相手方に相当の期間を定めて履行の催告をすることが要件とされている(同法第541条)。ここでの問題は、催告をせずに契約の解除をすることができる旨の約定(以下「無催告特

約」という。)を許容しないことを規定する必要性やその当否ということである。

この点について、実務の約款では、保険料を分割払することが約定されている場合において、保険契約者がこれを怠ったときは、一定の猶予期間経過後に保険者が契約の解除をすることができるとか、契約が失効すると規定されており、保険契約者に対する催告はこれらの効果が生ずるための必要的な要件とはされていないといわれている。

部会では、民法上催告が要件とされている趣旨にかんがみ、無催告特約を許容しないことを保険法において規定するかどうかを検討すべきである旨の指摘がされており、これについては、民法上の議論との関係を整理する必要があると考えられる。

すなわち、民法上、無催告特約は一般に有効と解されているが、主に賃貸借契約との関係で、信義則上その約定による契約の解除の効力が生じない場合もある旨の指摘がされている。そして、その趣旨は保険契約にも基本的には妥当すると考えられるが、実務上は保険料の支払を怠れば直ちに契約の解除又は契約の失効とされているわけではなく、約款において数か月の猶予期間が設けられているのが通例であり(さらに、契約によっては、一定の期間内であれば一定の要件の下で契約の復活を可能とする取扱いやいわゆる自動振替貸付けが可能であることが約定されることもある。)、学説上、このような取扱いを前提とすれば、無催告特約として不合理とまでいうことはできないとの指摘もされている。

また、実務上は、保険募集人による口頭又は葉書による保険料支払の催促等がされているとのことであり、これは民法上の催告と評価し得るようにも考えられるが、他方で、郵便事故や保険契約者の転居等によってこれが到達しなかった場合の問題点や法律上必須の要件とされると配達証明郵便等によって催告をするなど証拠化のための費用支出が必要となり、結果的に保険料の上昇につながる等等から、無催告特約を許容しない旨の規律を設けることには慎重であるべき旨の指摘もされている。

無催告特約の問題は、賃貸借契約では個別具体的な事案ごとに無催告特約を前提とした契約の解除の効力が判断されており、保険契約についてだけ、これを一律に許容しないこととするものの当否についても併せて検討する必要があると考えられる。

なお、部会では、保険料が口座振替の方法によって支払われることとされていたが、何らかの事情によって振替の手続がされなかった場合の法律関係についても検討すべき問題がある旨の指摘がされた。

このほか、部会では、契約の終了事由には何があるか(被保険者が被保険利益を喪失したこと等による契約の失効のように、現行商法に終了事由が明確に定められていないものもある。)も重要な問題であるとの指摘もされており、これを

法律上明確にすることも含めて、更に検討する必要がある。

5 火災保険契約に固有の事項

(1) 保険証券の記載事項

(1)では、現行商法第668条の規律を維持している。

もっとも、部会では、同法第649条第2項の一般的な保険証券の記載事項と別に規律を設けるまでの必要はないとの指摘があり、同条の規律をそのまま維持するかについては、更に検討する必要があると考えられる。

(2) 消防・避難による損害のてん補

(2)では、現行商法第666条の規律を基本的に維持している。

同条の「消防又ハ避難ニ必要ナル処分」については、保険の目的物に火災が発生したことを前提としていると解する見解と、保険の目的物に火災が発生していない場合であっても、その危険が切迫しているときに行われたものは含まれると解する見解とがあるが、少なくとも立法論としては、保険の目的物に火災が発生した場合に限らず、延焼のおそれがある場合に行われた消防・避難行為による損害も含めるべきとの提案がされている（実務上、客観的に必要な消防・避難行為による損害であれば、保険の目的物に火災が発生していない場合でもこれをてん補するのが通例といわれている。）

そこで、(2)では、規律の対象を保険の目的物に火災が発生した場合に限定しないこととしている（「当該目的物に火災が発生していないときであっても」は、これを意図しているものである。）

（注）では、任意規定とする方向としており、例えば、消防又は避難によって生じた損害のてん補を行わない旨の約定や、一定の金額の限度で損害をてん補する旨の約定も許容されることが考えられる。

（火災保険契約に固有の事項関係後注）

後注1では、現行商法第665条の規定を削除するものとしている。

同条は、いわゆる危険普遍の原則を定めた規定といわれているが、これについては、すべての損害保険契約に共通な自明の原理であるとの指摘がされている（なお、現在では、特定の原因によって生じた火災のみを担保する火災保険契約もあるといわれている。）

そこで、後注1では、危険普遍の原則を定める規律の実質的内容を維持することを前提に、同条の規定を削除するものとしている（現行商法第665条ただし書は本文の規定が設けられたことに伴う確認的な規定といわれていることから、併せて削除することとしている。）

なお、最判平成 16.12.13 民集 58・9・2419 は、保険金請求権者は火災の発生が被保険者の意思によるものでないこと（火災発生が偶然のものであること）の証明責任を負わない旨を判示し、その理由の 1 つとして、現行商法第 665 条を挙げているが、上記のとおり、同条の規定を削除したとしても、その実質的内容が変更されるものではないから、当該判決の結論に影響を及ぼすことはないと考えられる。

6 責任保険契約に固有の事項

(1) 保険金からの優先的な被害の回復

(1) は、責任保険契約の被保険者について破産手続開始の決定等があった場合に、被害者が保険金から優先的な被害回復を受けられるようにするための制度を創設するものである。

ア 現行商法の規律について

現行商法には、他人の物の保管者の責任保険契約に関する第 667 条を除き、責任保険契約に関する規律は設けられていないが、現代社会において責任保険契約が広く普及し、個人及び企業の経済活動において重要な役割を果たしていることにかんがみ、新たに責任保険契約に固有の規律を設けることとしている。

なお、責任保険契約における保険事故には、一般に、(ア)被保険者が他人に対して損害賠償責任を負ったことを保険事故とする責任負担方式、(イ)被保険者が他人から損害賠償請求を受けたことを保険事故とする請求事故方式及び(ウ)被保険者が他人に対して損害賠償責任を負ったことが発見されたことを保険事故とする発見方式があるといわれており、6 では、これらすべての方式に適用されることを前提としている。

イ 規律の必要性について

責任保険契約における保険事故が発生した場合には、通常、被害者と被保険者との間で訴訟や示談等によって損害賠償額の確定がされ、その確定した損害賠償額に基づいて保険者が被保険者に対して保険金の支払をすることになるが、実務上、被保険者に支払われた保険金が被害者に対する損害賠償に充てられる前に費消されたり、他の債権者に対する弁済に充てられたりすることを防ぐために、被保険者の指示（指図）により保険者が被害者に対して直接保険金の支払をする方法が広く行われている。

また、被保険者が無資力の場合には、被害者は、債権者代位権（民法第 423 条）に基づき、保険者に対して直接保険金の支払を請求することができる（最判昭和 49.11.29 民集 28・8・1670、最判昭和 57.9.28 民集 36・8・1652 参照）。

しかし、保険事故が発生した後に被保険者について破産手続開始の決定があった場合には、被保険者による自由な財産の処分が禁止され（破産法第 78 条第 1

項)、債権者が個別に権利行使をすることも禁止される(同法第100条第1項)ため、被保険者の指示(指図)があっても保険者が被害者に対して直接保険金の支払をすることはできず、被害者が債権者代位権に基づいて保険金の支払を請求することもできないことになる。その結果、保険金は破産管財人に対して支払われ、被害者は他の一般債権者と同様に破産財団から按分弁済を受けることしかできず(同法第193条第1項、第194条)、十分な被害回復が受けられないため(なお、被保険者について再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合にも同様の事態が生じることになる。)、このような場合に被害者が保険金から優先的に被害回復を受けられるようにするための方策を設けるべきとの立法論的な提案が従来からされている。

このような提案を踏まえて、(1)では、責任保険契約の被保険者について破産手続開始の決定等があった場合には、被害者は、「一定の要件」の下で、保険金から優先的に被害の回復を受けることができるものとし、「一定の要件」の具体的内容やこの規律を認めるべき場面、この規律を実現するための法的な枠組み等について(注)に記載している。

なお、諸外国の立法例の中には、広く一般的に被害者が保険者に対して保険給付を直接請求することができるとする仕組みを採用する例もあるが、このような仕組みを採用すると、直接の債務者である保険者が被保険者の責任の有無やその割合を判断し、損害額の算定をすることになるところ、そもそも保険者は紛争の本来的な当事者でないため、これを適正かつ迅速に行うだけのノウハウや調査能力を有していない等との指摘がされており、また、これに対応しようとするれば、そのためのコストが増大し、ひいては保険料の上昇につながるなどの指摘もされている。さらに、損害賠償債務の負担による被保険者の財産状態の悪化に備えるという従来の責任保険契約の機能を変容させるとともに、直接の当事者間における謝罪等を含めた解決から金銭賠償のみによる解決へと紛争解決の実態の変容を招き、ひいては社会全体の紛争解決コストの上昇につながりかねないとの指摘もされている(部会では、さらに、例えばPL保険(生産物製造責任保険)において製品に欠陥があったかどうかは企業秘密に関わる事項であり、責任の判断は企業の経営判断にも関わることから、保険者がこれらに立ち入ることは困難との意見等があった一方で、現在でも保険金の支払に当たって保険者は被保険者の責任の有無を確認しており、このような仕組みを導入しても極端にコストが上昇することにならないとの意見や、これを導入しても被害者には加害者に対して謝罪を求める選択肢もあること等から、必ずしも紛争解決の実態が変容することにはならないとの意見等もあった。)。そこで、(1)では、このような仕組みをそのまま導入するのではなく、被害者に優先的な被害回復を認める必要があるのはどのような場面かについて検討した上で、紛争の本来的な当事者でない保険者が被保険

者の賠償責任について判断をすることの問題を解消しつつ、実効性のある制度を設けるといふ基本的な立場に立って具体的な規律を検討することとしている。

ウ（注）について

（注1）では、「一定の要件」の具体的内容について記載している。

上記のとおり、被保険者について法的倒産手続が開始された場合には、被害者による保険金からの優先的な被害回復を図る必要性が認められるが、他方で、特に後述する（注4）の（ ）の考え方を無条件に採用した場合には、紛争の本来的な当事者でない保険者が被保険者の賠償責任の有無やその額等を判断するに当たり困難を伴うことになると指摘されている。

この問題を解消するためには、例えば、被害者が保険者に対して権利を取得又は行使するための要件として、被保険者に損害賠償を命ずる判決が確定していることや、被害者と被保険者との間で裁判上の和解や調停が成立していることを要求することが考えられる。これは、公正な第三者機関による被保険者の損害賠償責任の確定を重視する考え方であるが、同様の趣旨で法的倒産手続における債権確定手続（破産法第124条等）を利用することや、ADR等の裁判外紛争処理機関による裁定手続等を利用することも考えられる。

この点に関しては、仮に判決が確定した場合であっても、いわゆる馴れ合い訴訟が行われたような場合には、被保険者の損害賠償責任が適正に確定されたとはいえないことから、訴訟告知（民事訴訟法第53条）等により保険者にも手続参加の機会が与えられていることを要件とすべき等との指摘もされている。

さらに、部会では、そもそもこの規律を設ける場面について、強制保険に限るべきとの意見があったほか、特に被害者保護の要請が強い人身損害の場合に限るべきとの意見もあった（このような意見に対しては、本来一般債権者は責任保険契約の保険金から自己の債権の弁済を受けることを期待すべきでなく、このことは被害者が個人であるか法人であるかを問わないとの指摘もあった。）。

他方で、部会では、被保険者について法的倒産手続が開始された場合には、判決等による損害賠償責任の確定まで求める必要はないのではないかと意見や、被保険者の第一次的な調査説明義務や保険者による調査説明に協力する義務を法定することによって問題の一部は解消できるのではないかと意見等もあった。

そこで、「一定の要件」については、このような種々の考え方があることを踏まえて、更に検討する必要がある。

（注2）では、被保険者について法的倒産手続が開始する前であっても、この規律を認めるべき場合があるかについて記載している。

上記のとおり、法的倒産手続が開始した場合については、被害者による優先的な被害回復を認めるための方策を設ける必要性が従来から指摘されているが、部

会では、法的倒産手続が開始した場合にのみ被害者に優先的な地位を付与することに疑問を呈し、被害者保護の要請が強い人身損害については、法的倒産手続が開始していない場合にも、被害者による優先的な被害回復を認めるべきとの意見があった。

この点については、そもそも法的倒産手続が開始された場合以外にもこの規律を認める必要性があるか、仮に必要な場面があるとしても、その対象となる責任保険契約の範囲をどのように考えるか（強制保険に限定するか、人身損害の場合に限定するか等）、（注1）の要件をどのように考えるか等の観点から検討する必要があると考えられる。

（注3）では、被保険者が複数の被害者に対して損害賠償責任を負い、その損害賠償額の合計額が保険金額を超える場合の規律について記載している。

この点に関し、（注4）の（ ）の考え方を採用する場合には、複数の被害者から同時に請求があった場合に保険者は各被害者に対していかなる割合で責任を負うか、各被害者から順次に請求があった場合に先に請求があった者を優先することによいか、それとも一定の期間内に請求があった被害者を平等に扱うべきか（その期間としてはどの程度が相当か等についても問題となる。）等について、検討する必要があると考えられる。

これに対し、（注4）の（ ）の考え方（特別の先取特権を認める考え方）を採用する場合には、特別の規律を設けなければ、ある被害者が債権差押命令を取得したときは、他の被害者は、保険金請求権の取立て、保険金の供託又は取立訴訟の訴状送達までに保険金請求権の差押え、仮差押えの執行又は配当要求をすれば、保険金からの配当を受けることができる（民事執行法第165条。なお、第三債務者である保険者の供託については、民事執行法第156条参照。）。）。ただ、被害者が配当を受けるための期間が確保されるかという観点から、その期間に関する特別の規律を設けること等について、検討する必要があると考えられる。

このように、（注4）の（ ）又は（ ）のいずれの考え方を採用する場合であっても、特別の規律を設けることについて検討する必要があるが、例えば、被害者ごとに発病の時期がずれるような場合等については、すべての被害者の存在が判明するまでに長期間かかることもあり得ると考えられるものの、このような場合を想定して、他の被害者がいないことが明らかでない保険金からの被害回復が受けられないとしたり、すべての被害者について損害賠償責任が確定するまで保険金からの被害回復が受けられないとしたりすれば、迅速な被害回復が実現できないことになり、制度を設けた趣旨が十分に果たされなくなるのではないかと考えられる。

そこで、複数の被害者がいる場合の規律については、被害者間の公平とともに迅速な被害回復の必要性という観点からも検討する必要がある、さらには、保険

者が二重弁済の危険を負わないようにするための規律も併せて検討する必要があると考えられる。

(注4)では、この規律を実現するための法的枠組みについて記載している。

()の考え方を採用すれば、被害者は、保険者に対して被保険者が支払うべき損害賠償額の支払の請求をすることができることになるが、この場合の要件については、上述したような問題がある(なお、この点に関連して、被保険者に対して損害賠償を求める訴えと、保険者に対して()の損害賠償額の支払を求める訴えとを併合して、訴訟提起することができる应考虑すべきかについても検討する必要がある。)

これに対し、()の考え方を採用すれば、被害者は、先取特権の存在を証明する文書を裁判所に提出して保険金請求権の差押命令の申立てをし(民事執行法第193条第1項、第143条)、これが認められた場合に、債権差押命令に基づいて保険者から保険金を取り立てることができることになる(同法第193条第2項、第155条第1項)。ただ、被保険者の損害賠償責任の有無等をどのようにして文書で証明するのか等について検討する必要があると考えられる。

そこで、()及び()のいずれの考え方を採用すべきかについては、(注1)から(注3)までの検討結果を踏まえて更に検討する必要がある。

(注5)では、(注4)でいずれの考え方を採用するかとも関連して、その他の必要な規律を設けることを記載している。

例えば、被害者による保険金からの被害回復の実効性を確保するためには、被害者に対して確実な支払がされる保証がないまま、保険金が被保険者に対して支払われる事態を防ぐための規律(自動車損害賠償保障法第15条、原子力損害の賠償に関する法律第9条第2項参照)を設ける必要があるほか、(注4)の()の考え方を採用する場合には、さらに、被害者が先取特権を行使する機会が失われないように、保険金請求権を被保険者が譲渡し、又は他の債権者が差し押さえること等を禁止する(原子力損害の賠償に関する法律第9条第3項参照)ことが考えられる。なお、被害者が責任保険契約の存在やその内容を知るための規律を設けるかについても問題となり得るが、特に企業保険の分野では、責任保険契約の存在やその内容が企業秘密に属することがあり、保険者が保険契約者の承諾なくこれを開示することは、契約当事者間の守秘義務に反する可能性があるとの指摘もされている。

また、(注4)の()の考え方を採用する場合には、保険者の二重弁済の危険を防止するために、保険者が被害者に対して損害賠償額を支払ったときは、保険者は被保険者に対して損害をてん補したものとみなす旨の規律(自動車損害賠償保障法第16条第3項)を設けること等が考えられる。

さらに、保険者が被保険者に対して有する抗弁(約款上の免責事由や支払限度

額の抗弁等がこれに含まれると考えられる。)を被害者にも対抗することができるかについては、被害者は被保険者の保険金請求権が認められる範囲内において優先的な被害回復を受けられるにすぎないことから、すべての抗弁の対抗を受けるのが原則であると考えられ、部会でも、これを認めることに特に異論はなかった。

その他、(注4)の()の考え方を採用する場合には、被害者の保険者に対する請求権、被保険者に対する損害賠償請求権及び被保険者の保険金請求権の三者の関係についても整理する必要がある、例えば、各請求権の消滅時効期間の整合性等について検討する必要があると考えられる。

さらに、部会では、この規律を設けた場合に、任意の自動車保険におけるいわゆる直接請求権や民法の債権者代位権との関係を整理する必要がある旨の指摘があり、ほかにも民事訴訟法や倒産法との関係が問題となることから、併せて検討する必要があると考えられる。

(注6)では、この規律の性質についてなお検討することとしている。

この規律が被害者を保護するための規律であることからすれば、これに反する約定で被害者に不利なものは無効とすることが考えられるが、他方で、保険契約の当事者である保険契約者や被保険者の意思をも考慮すべきようにも考えられることから、規律の性質については更に検討する必要がある。

(2) 保険者の免責

(2)では、3(9)の特則として、責任保険契約における免責事由を定めている。

責任保険契約は被保険者の不法行為等による損害賠償債務の負担に備えて締結されるため、その性質に照らし、被保険者の重大な過失を保険者の免責事由として掲げないものとしている(実務上も、被保険者の重大な過失を免責事由としないのが通例といわれている。)

(損害保険契約に関する事項関係後注)

後注1では、各損害保険契約に固有の規律を設けるかについてなお検討することとしている。

まず、責任保険契約に固有の事項として6では(1)及び(2)のみを掲げているが、ほかに固有の規律を設ける必要があるかについては、更に検討する必要がある。

この点に関し、従来から、保険価額の存在を前提とした規律(超過保険、評価済保険、一部保険、重複保険等)は責任保険契約に直接の適用がないといわれているが、1から4までの各規律ごとに責任保険契約への適用の有無や固有の規律の必要性について検討する必要がある。

また、物保険及び責任保険契約以外の損害保険契約としては、いわゆる権利保

険（保証保険，信用保険等），費用保険（訴訟費用保険等），損害てん補方式の傷害・疾病保険契約等があるが，例えば，権利保険については，1から5までのうち保険の目的が「物」であることを前提とした規律（残存物代位等）の適用はないと考えられ，費用保険については，責任保険契約と同様に保険価額の存在を前提とした規律は一般に適用がないといわれており，責任保険契約と同様の観点から検討する必要がある。

さらに，損害てん補方式の傷害・疾病保険契約（海外旅行傷害保険契約の治療費用保険金，自動車保険契約の人身傷害条項や無保険者傷害条項等がこれに当たるといわれている。）については，費用保険と同様のことが妥当するほか，定額保険としての傷害・疾病保険契約（第4参照）との共通点があることから，固有の規律を設ける必要があるかについて更に検討する必要があるが，部会では，被保険者の同意（第4の1(2)ア参照）や保険契約者の債権者等が契約の解除をしようとした場合等の契約の存続（同2(5)参照）の規律の要否について検討すべきとの指摘がされている。

後注2では，運送保険契約に固有の規律は削除する方向でなお検討することとしている。

現行商法には第669条以下に運送保険契約に関する固有の規律が設けられているが，実務上，運送保険契約では保険契約者が企業であることが通例といわれており，また，現代では，運送保険契約の代替として責任保険契約が相当程度普及し，損害保険契約全体に占める運送保険契約の割合が小さくなっていると指摘されていることから，運送保険契約に関する固有の規律を削除する方向で検討することとしている。

後注3では，損害保険契約についてほかに必要な規律がないかについて記載しており，中間試案や補足説明に記載していない点であっても，取り上げるべき点があれば検討する必要があるという趣旨である。

第3 生命保険契約に関する事項

中間試案において「【各契約共通事項】」を付した項目については，基本的に「第2 損害保険契約に関する事項」の説明の中で生命保険契約についても記載しており，ここでは生命保険契約について特に付記すべき点のみを記載している（なお，特に付記すべき点がない項目については掲げていない。）。

1 生命保険契約の成立

(1) 生命保険契約の意義

(1)では，現行商法第673条の規律を基本的に維持している。

同条は生命保険契約には死亡保険契約と生存保険契約とがあることを規定し

ており、(1)では、同条の「生死」を「生存又は死亡」と明確にしている。なお、(1)の「当事者の一方」、「相手方」、「第三者」、「保険料」という文言については、第2の1(1)の説明参照。

また、(1)の〔その他の一定の給付〕は、(注1)のとおり、金銭の支払以外の方法による定額の給付を意味している。

この点、現行商法第673条は「一定ノ金額」と規定していることから、金銭の支払による給付を想定していると考えられるが、部会では、今後の高齢者社会を見据えると、将来的には介護サービスの提供や老人ホームへの入居権を付与する等の金銭の支払以外の方法による給付も想定されることから、保険法でもこれを前提した規律とすべき(そうしないと、このような給付を定める契約に保険法が直接適用されないことになってしまう。)との指摘がされている。

これに対しては、保険契約者の多様なニーズにこたえることになるとして賛成する意見がある一方で、給付の内容が支払った保険料と見合っているかを担保する必要があるとか、金銭による給付よりもインフレリスクを伴うこと等から監督法上の規律の要否という側面からの検討も必要であるとか、保険法の他の規律(例えば、保険金受取人の指定及び変更の規律の内容等)との整合性について検証する必要があるとの指摘等がされている。

なお、部会では、損害保険契約との区別が不明確になるとの指摘もされたが、「その他の一定の給付」とは定額給付であり((注1)の括弧内参照)、損害のてん補による定めをする場合はこれに当たらない(損害保険契約そのものである)。

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

ア 被保険者の同意

アは、現行商法第674条第1項に相当する規律である。

まず、アの本文では、他人を被保険者とする死亡保険契約は被保険者の同意がなければその効力が生じないものとしており、これは、現行商法の規律を維持しつつ、その解釈を明確にするものである。

この規律については、いくつかの検討課題があり、まず、(注1)では、被保険者の同意を書面でしなければならないものとするかについて記載している。

現行商法上、被保険者の同意の方法は限定されていないが、部会では、これを書面でしなければならないものとすべきとの指摘がされており、これは、被保険者が同意したかどうかを明確にし、被保険者を保護すべきなどという考えによるものと考えられる。

しかし、契約法で規律すると書面性を契約の効力と直結させることになるが、口頭で被保険者に対して明確に説明した上で被保険者が契約の締結を了解していた場合にまで契約の効力が生じないものとするに合理性があるか(この場

合は書面性を要求することでむしろ被保険者の意思に反することになってしま
うのではないか)、被保険者の同意は効力要件であるから、同意の有無が争いとな
った場合には保険金請求権者において「書面による」同意があったことを証明
すべきことになるが、それでは保険金請求権者に過重な負担を課すことにならな
いか等の疑問もあることから、更に検討する必要がある。

また、団体生命保険契約では、書面で同意を求めめるのではなく、契約の内容に
よっては、従業員に対してその者を被保険者とする死亡保険契約を締結するこ
を通知するなどして、従業員から異議のない限り、その者を被保険者とする契約
を締結することとしている場合もあり(これについて(生命保険契約に関する事
項関係後注)1の説明参照)、契約によってはこのような取扱いが許容されるべ
き場面もあり得ること、情報化社会に対応した形で被保険者の同意を得ることを
阻害しないためにも、現行法の下におけるのと同じく、保険者がどのようにして
同意を確認するかは監督法上の規律(保険業法施行規則第11条第2号参照)に
ゆだねることを前提として、契約法上は被保険者の同意があったかどうかという
個別具体的な事案の認定によって被保険者の保護を図ることも考えられること
等を踏まえて検討する必要もあると考えられる。

(注2)では、被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の規律の在
り方について記載している(以下の説明は未成年者を念頭におくこととする。)

現行商法上、被保険者が未成年者である場合に被保険者の同意をどのように得
るかについて直接規定した規律はなく、解釈にゆだねられており、学説上は、親
権者等の法定代理人がすることができるとの指摘や、被保険者の同意の趣旨にか
んがみると、親権者等による代理には親しまないとの指摘がされている。

生命保険会社の実務では、被保険者が15歳以上の未成年者である場合には、
基本的に未成年者本人及びその親権者等の法定代理人の同意を得ることとし、1
5歳未満の未成年者である場合には、法定代理人の同意を得ることとしていると
いわれている。

部会では、被保険者の親権者等の法定代理人が同意をすることでよいのかとの
指摘がされた一方で、親権者等の法定代理人がするものとするのでよく、実務
上問題は生じていないとの指摘もされており、被保険者の同意が必要とされてい
る趣旨を踏まえて、更に検討することとしている。

次に、アのただし書では、〔一定の場合〕には、被保険者の同意を効力要件と
はしないことを記載している。

現行商法第674条第1項ただし書は、被保険者が保険金受取人である場合に
は被保険者の同意が効力要件とはならない旨を規定している。これは明治44年
に改正された規定であり、その当時には、「養老保険ノ場合」(被保険者が保険金
受取人である場合)には被保険者の同意はもちろん不要であるが、疑義が生ずる

のを避けるために規定したと説明されていた。

もっとも、アは死亡保険契約に関する規律であるところ（（注4）参照）、この場合に被保険者を保険金受取人に指定すること（この場合には、保険金請求権が相続財産になる。）はほとんどないと考えられ、学説上、このような場合は実質的には被保険者の相続人が保険金受取人であるとして、被保険者の同意を不要とすべきではないとの指摘がされている。

他方で、部会では、損害保険会社の傷害保険契約の死亡給付に関する実務の紹介がされた（このような給付を定める契約を契約法上生命保険契約として位置付けるかについてはなお検討することとしている（（1）の（注2）参照）が、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われるという点で生命保険契約と共通することから、第4の1（2）アの（注3）で同様の検討をする必要があることとしている。）いずれも被保険者の法定相続人を保険金受取人とする点で共通しているが、その類型には様々なものがあり、実務上は、いずれの場合にも、被保険者の法定相続人以外の者を保険金受取人に指定しない限り、保険契約の締結時に書面で被保険者の同意を得ることはしていないといわれている。

例えば、自動車保険契約の搭乗者傷害条項や遊園地等の施設の入場者やイベントの参加者を被保険者とする契約、学校の児童・生徒やスポーツ団体等の構成員の全員を加入させる契約、企業の従業員全員を被保険者とし、その就業中・海外出張中の災害を補償する契約のうち被保険者の法定相続人を保険金受取人とする契約（なお、企業自体を保険金受取人とする契約につき、（生命保険契約に関する事項関係後注）1の説明参照。）については、保険契約を締結する時に被保険者が確定していないという特殊性があると指摘されている。これらの契約については、保険契約者が被保険者について保険契約を締結する合理性があると考えられ、部会でも、このような契約を締結する場合を〔一定の場合〕に含める方向で議論がされている。

また、旅行者やサークル等のグループの代表者がその全員を被保険者として契約を締結する場合（海外・国内旅行傷害保険契約等）や、クレジットカード会社がカードホルダーを被保険者とする海外旅行傷害保険契約を締結したり、自動車ディーラーが購入された自動車の搭乗者を被保険者とするシートベルト付帯傷害保険契約を締結したりする場合については、契約締結時に被保険者が確定している点が上述した契約と異なるが、保険金受取人は保険契約者ではなく、被保険者の相続人であるという点は共通している。部会では、これらの場合についても保険契約者が被保険者のために保険契約を締結する一定の合理性がある点をも考慮して、被保険者の同意を効力要件とはしないとの考え方について議論がされ、これに積極的に反対する意見はなかった（なお、部会では、カードに付帯される契約については勝手に自己を被保険者とする契約がされたというトラブルがあ

るとの指摘がされた一方で、通常はカード加入時に保険契約の案内がされているとの指摘もあった。)

以上に関連して、共済団体の契約では、農作業等の作業に従事している際に傷害によって死亡した場合にその者の法定相続人に保険金が支払われる契約や、いわゆるつり船の搭乗者の傷害補償を行うための契約等があるようであり、これらも同様の観点から整理することができるようにも考えられる。また、共済団体によっては、その根拠法ごとの特殊性により、保険金受取人を保険契約者又は被保険者の配偶者、配偶者がいない場合には、生計を一にする子、父母等の親族としている契約があったり、船主が労働協約に合わせて締結する乗組員の法定外補償を行うための契約では、船主が保険金受取人となり、労働協約に従って保険金を被保険者の遺族への補償に充てる場合があったりするようであり、これらをも念頭において規律の内容を考える必要があると考えられる。

主に部会で意見が分かれているのは、家族をまとめて被保険者とする家族傷害保険契約を締結する場合や、海外・国内旅行傷害保険契約において家族を被保険者としたり、家族が他の家族を被保険者とする契約を締結したりする場合である。

部会では、被保険者の同意を得ることを原則として考えるべきであり、例外が際限なく広がらないように留意すべきとか、契約締結時に被保険者である家族の同意を得ることができる場合には被保険者の同意を得るべきとの指摘がされているほか、特に海外旅行傷害保険や配偶者同士の場合にはモラル・リスクの危険性が高く、被保険者の同意の趣旨からしても、被保険者の同意を効力要件とすべき等との指摘がされている。

他方で、家族が下宿や単身赴任をしているような場合にまで同意を得なければならぬとするものの当否に疑問が提起され、保険契約者（消費者）にとっての利便性という視点も必要とか、家族傷害保険契約は企業が保険契約者となり、従業員を加入者とする任意加入型の団体保険契約として締結されることが多く、福利厚生としての意味もあるとの指摘がされたほか、保険期間中に家族に変動が生じても自動的に補償の対象となる点で実質的には被保険者が契約締結時に確定していない場合と同じである等として、被保険者の同意を効力要件とする必要はないとの指摘がされている。

また、海外・国内旅行保険契約については、出発直前に空港のカウンターや自動販売機等で契約が締結される場合が多く、即時締結の必要があるとの指摘もされている。

そして、今後の情報化社会を念頭に置くと、インターネット上での契約締結がますます増加すると考えられ、アの規律の在り方を考えるに当たっては、このような視点が必要との指摘もされている。

以上のように、実務上は様々な契約があり、これを整理する必要があることや、

部会では主に家族に関する部分について意見が分かれていることを踏まえ、アでは「一定の場合」とし、(注3)でその視点を明示するにとどめることにしており、今後、〔一定の場合〕を具体化していくこととしている。

その際、(注3)にあるように、保険契約者と保険金受取人と被保険者が一定の関係ある場合に限定したり、契約を締結する合理性が認められる場面に限定したりすること、被保険者の意思を尊重しつつ、モラル・リスクを防止するために、イの規律をアの〔一定の場合〕のうちの一部については広く適用すること(例えば、被保険者がいつでも契約関係から離脱することができる)によって、被保険者の同意の趣旨を実現すること等を含め、検討する必要があると考えられる。

(注4)では、現行商法と同じく、生存保険契約について、法律上は被保険者の同意が効力要件とはならないこととしている。

(注5)では、強行規定としているが、これは現行商法第674条第1項の規定が強行規定といわれていることを踏まえたものである。

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

イは、新設の規律であり、被保険者の意思による契約関係からの離脱を認める規律である。

現行商法にはこれについて直接規定した規律はなく、保険者の法的安定性を害すること等から被保険者は同意を撤回することはできず、被保険者が契約関係から離脱することはできないと解する見解が多いようである(なお、イでは、アのただし書の場合も含めて検討対象としているため、「同意の撤回」という言い方はしていない。)

他方で、被保険者が保険金受取人等から殺害されそうになった場合や、保険契約者兼保険金受取人が配偶者となっていたが、その後に離婚した場合、債務の担保として債権者を保険契約者兼保険金受取人とする契約が締結されたが、その後に債権が完済された場合等には、被保険者が契約関係から離脱することができる旨の解釈も主張されているが、その要件等は必ずしも明確ではない。

なお、現行商法上、道徳的危険の増加について現行商法第656条が適用又は類推適用されるとの見解があるが、この見解に立つと、被保険者も契約が失効したとの主張をすることができると考えられ、このような観点からも検討する必要があると考えられる。

(2)の〔一定の場合〕の具体的内容については(注1)で記載しており、部会では、概ね何らかの限定をする方向で議論がされている。

部会では、生命保険契約の被保険者は何らの利益を受ける立場にはなく、生命保険契約は長期の契約であること等から、できるだけ広く契約関係からの離脱が

認められるべきとの意見がある（例えば、企業が締結する従業員等を被保険者とする契約についても認めるべきとの指摘や、親子の間で事情の変更があった場合も含めるべきとの指摘がされた。）一方で、保険者としては、例えば被保険者と保険契約者や保険金受取人との間で何があったのかを確認する術を持たないことから、客観的に確認することができるような要件であることが必要であり、重大事由による解除（4(2)参照）の要件を満たす場合には、保険者において契約の解除をすることができるとするだけで十分との指摘等もされている。

（注2）では、イの規律を実現するための法的構成について記載している。

学説上は、被保険者が保険契約者に対して契約の解除を請求することができるようにすべきとの立法論的な提案がされているが、この提案は保険契約者が拒んだ場合には被保険者が保険契約者の意思表示に代わる裁判を求めることを前提としており、迂遠であるとの指摘もされており、〔一定の場合〕の範囲とも関連して、検討する必要があると考えられる。

（注3）では、死亡保険契約のみに関する規律としているが、これはアの規律の対象が死亡保険契約であることを踏まえたものである。

（注4）では、イが被保険者の意思を尊重するための規律であることから、〔一定の場合〕を狭める約定のような被保険者に不利な約定は許容しないこととしている。

（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）

後注では、未成年者を被保険者とする死亡保険契約に関する規律の必要性について記載している。

現行商法上、これについて直接規定した規律はなく、基本的に未成年者を被保険者とする死亡保険契約も許容されると解されている。

これに対しては、学説上、諸外国の立法例を参考にして、一定年齢未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約を禁止すべきとか、未成年者を被保険者とする死亡保険契約については保険金額の上限を法定すべきとの立法論的な提案がされることがある。

また、部会でも、モラル・リスクへの懸念や、未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結することの必要性やその当否に対する疑問等から、上記立法論と同様の指摘がされた（保険金額は「葬祭費程度」（300万円から500万円という例が挙げられた。）に限るべきとの具体的な指摘もされた。ただし、部会では、「未成年者」という文言を文字通りの未成年者という意味で用いた意見もあれば、幼児や小学生以下という意味で用いた意見もある。）

他方で、未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結する動機にはいろいろなものがあり、契約を締結することができるかということやその保険金額の上限

を契約法で一律に定めることには反対との意見，このような契約を締結する必要があるかは市場においてそれぞれの保険契約者が判断すべき事柄であるとの意見，モラル・リスクについては保険者の免責等の規律や刑事法において対応すべきとの意見等が出された。また，未成年者を被保険者とする死亡保険契約は相当数あること，未成年者を被保険者とする契約については，個々の事案ごとに保険金額がいくらか等を考慮した上で慎重に引受けの審査をしていること（実務上は保険金額が高額な契約ばかりではない旨の指摘がされている。），未成年者が殺害される事案は無理心中の事案が大半であること等についても指摘されている。

以上の指摘を踏まえて，未成年者について一定の保険金額を超える契約を無効とする旨の規律を設けることの必要性やその当否について検討することになると考えられる。

(5) 保険金受取人の指定

(5)は，保険金受取人の指定に関する規律である。

現行商法上，保険金受取人の指定と変更の関係は必ずしも明らかではないが，(5)と2(2)では，保険契約の締結時には必ず保険金受取人の指定がされ，契約締結後には保険金受取人の変更がされるだけという整理をしている。これは，「保険金受取人」という文言が用いられている他の規律の適用関係を明確にすることを意図したものである。

(5)の「保険契約者が保険者に対する意思表示によって指定する」とは，保険契約者が契約申込書等に保険金受取人の氏名等を記載する場合だけでなく，契約申込書等に何も記載されなかった場合の保険金受取人の定め方が約款に規定してあれば，これに従って保険金受取人が定まる場合も含まれる（最判昭和48.6.29民集27・6・737等参照）。なお，保険金受取人の指定の意思表示の相手方は保険者に限られると考えられることから，保険者を相手方としている（保険金受取人の変更については，2(2)イの参照。なお，現行商法下におけるのと同じく，保険者において保険金受取人がだれに指定されるかを考慮した上で契約を締結するかの判断をすることは妨げられないと考えられる。）。

仮に保険契約者が契約申込書等に何も記載せず，かつ，約款においてその場合の規律が設けられていなかったときは，保険契約者の意思を解釈して保険金受取人を定めることになるが，特段の事情のない限り，保険契約者自身（死亡保険契約の被保険者でもある場合にはその相続人）を保険金受取人に指定したと解釈されることが考えられる。

部会では，これを法律上規定すべきとの意見も出されており，これに対し，だれを保険金受取人とするかについては保険契約者の意思にゆだねるべきである旨の指摘がされているほか，法制審議会総会において，保険金受取人の指定は本

来保険契約者が明確に意識した上ですべき旨の指摘もされている（以上のように考えると、上述した場合は保険契約者の意思を合理的に解釈してだれが保険金受取人に指定されたかが判断されることになると考えられる。）（仮に規律を設ける場合には、保険金受取人が二人以上の場合の権利の割合についても検討する必要があり、最判平成 6.7.18 民集 48・5・1233 は被保険者の相続人が保険金受取人に指定されている場合には権利の割合は相続分の割合になると判示しているが、「特段の事情のない限り」という留保を付しており、このようなことを踏まえて、権利の割合について法律上規定することの当否について検討する必要があると考えられる。）

（注）では、任意規定とする方向としているが、これは、だれを保険金受取人とするかは、契約において自由に定められるべきという考えによるものである。

(6) 遡及保険

(6)では、基本的に損害保険契約と同様の規律としているが、規律の内容を検討するに当たっては、責任遡及条項を念頭に置く必要があることを（注）で明記している。

なお、生命保険契約の実務上、保険契約者による契約の申込みより前に発生した保険事故について保険者が保険金を支払う旨の定めをすることはないと指摘がされており、このような実務である限りは、(7)が適用されることはないと考えられる。

(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

(7)では、括弧内の点を除き、損害保険契約と同様の規律としている。

なお、(7)の主体に被保険者や保険金受取人を含めているのは、現行商法第643条の「被保険者」は生命保険契約に準用する場合には保険金受取人と読み替えると解されていることや、同条の趣旨からは被保険者も含めるべきとの立法論的な提案がされていること等を踏まえたものである。

(8) 保険証券

(8)では、現行商法第679条の規律を基本的に維持している。

なお、保険契約の締結時に必ず保険金受取人が指定されるとの整理をしたこと（(5)の説明参照）に伴い、同条第3号の「保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ」の部分は削除している。

2 生命保険契約の変動

(1) 保険金請求権の譲渡等

(1)は、現行商法第674条第2項及び第3項の規律を維持しつつ、保険金請求権の質入れや保険契約者の変更の場合にまで規律の対象を広げるものである。

現行商法第674条第2項及び第3項は、保険事故の発生前に抽象的な保険金請求権が発生していることを前提にして、これを譲渡した場合には、被保険者の同意が効力要件となることを規定したものとされている。

ではこれを維持しつつ、質入れ（転質もこれに含まれる。）の場合には質権者が保険金請求権を直接に取り立てることができることになること（民法第366条第1項）や、現行商法の解釈や立法論的な提案を踏まえ、質入れの場合にも被保険者の同意が効力要件であることを明確にしている。

また、では、保険契約者の変更の場合にも被保険者の同意を効力要件としている。

ここにいう保険契約者の変更は保険契約者と第三者との間で保険契約者の地位を承継させる合意をすることであり（この場合には、民法の一般法理によって保険者の同意（承諾）も必要とされる。）、保険契約者の相続や合併による地位の承継を含むものではないと考えられる。

(1)の を設ける意義は、保険金受取人の変更を伴わない保険契約者の変更の場合（2(2)アの 参照）にも被保険者の同意を必要とすることに意味があると考えられるところ、部会では、保険契約者がだれかは被保険者にとっては重要な事柄である等として、被保険者の同意を効力要件とすべきとの意見が多かった。

なお、及び と1(2)アのただし書との関係については、今後整理する必要があると考えられる。

また、部会では、いわゆる生命保険契約の買取りの問題について検討する必要があるかとの指摘がされた（例えば、保険契約者兼保険金受取人が第三者に保険契約者としての権利義務を承継させるとともに、その第三者を保険金受取人とし、その対価として一定の金額の支払を受けるという問題である。）。しかし、部会での指摘も具体的な必要性に言及したのではなく、この問題については、生命保険契約の買取りを前提とした規律を設けることの当否について議論の余地がある上、民法の一般法理によると契約上の地位の承継には契約の相手方の同意（承諾）が必要と解されており、その特則を設けることの当否についても疑問があることを踏まえて、契約法上の規律を設けることの当否を検討する必要がある。

(2) 保険金受取人の変更

ア 保険金受取人の変更に関する通則

アは、保険金受取人の変更の可否及び効力要件について記載している。

まず、では、保険契約者が保険金受取人の変更をすることができることとしている。

この点、現行商法第675条第1項ただし書は、保険契約者は保険金受取人の変更権を留保していない限り、保険金受取人の変更をすることはできないことを規定していると説明されている。

しかし、生命保険契約は保険期間が長期にわたることが多いことや、保険契約の締結後の事情の変更があり得ることをも考慮すると、保険契約者が保険金受取人をいつでも自由に変更することができるようにすることが合理的と考えられる（実務上も契約締結後に保険金受取人の変更をすることができることが前提とされている。）

そこで、現行商法の規律を改め、保険契約者は保険金受取人の変更をすることができることを原則としている。

また、現行商法上は、保険契約者が保険金受取人の変更をすることができる時期について規定されていないが、現行商法上の解釈を踏まえ、保険事故の発生時までにする必要があることを明示している。

なお、保険金受取人の変更の意思表示の法的性質等は現行商法におけるのと同じであり、保険金受取人や保険者の同意なく、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずることになる（部会では、保険者の同意を要件とするものの当否について議論がされたが、これを法律上の要件としないことに異論はない。）

次に、イでは、現行商法第677条第2項の規律を維持している（なお、1(2)アのただし書との関係については、今後整理する必要があると考えられる。）

さらに、(注2)では、現行商法第657条第2項の規定を削除することを記載している。

同項は、保険契約者が死亡したときは、保険金受取人の権利が確定することを規定しており、この結果、保険契約者の相続人が保険金受取人の変更をすることはできないとされている。

しかし、保険契約者が死亡した場合には、その相続人が保険契約者の地位を承継する（保険契約者となり、保険料が分割払の場合には相続人が保険料を負担することになる。）ことから、イによって原則どおり保険金受取人の変更をすることができるということが合理的と考えられ、この点について部会でも異論はない（実務上も同様の取扱いがされているようである。）

(注5)では、イを任意規定とする方向としており、これは、例えば、保険金受取人を一定の者に固定する旨の約定や、保険金受取人となることができる者の範囲を原則として一定の範囲に限定する約定を許容する趣旨である。

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

イでは、生前の意思表示による保険金受取人の変更の方法等について記載している。

では、保険金受取人の変更の効力発生要件（保険金受取人の変更の意思表示は相手方のある意思表示か、相手方のある意思表示であるとしてその相手方はどれか）について記載している。

現行商法上、保険金受取人の変更の意思表示の相手方に関する明文の規定はなく、学説上争いがある（最判昭和62.10.29民集41・7・1527は、保険者又は新旧保険金受取人に対する意思表示としたものといわれている。）ことから、これを明文で定めることとしている。

まず、相手方のある意思表示かどうかについては、のA案又はB案よりも、保険金受取人であった者や抽象的な保険金請求権の譲受人や差押債権者等の法的安定性が害されることが多いように考えられ、部会でも、遺言による保険金受取人の変更についてウの規律を新設することを踏まえると、生前の意思表示による変更について相手方のない意思表示とする必要はなく、むしろ生前の意思表示についても相手方のない意思表示とすると法律関係が複雑となる旨の指摘等がされた。

そこで、では、保険金受取人の変更の意思表示を相手方のある意思表示とすることを前提としており、その相手方について、保険者とする考え方（A案）と保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者とする考え方（B案）を両論併記している。

部会では、様々な事案を想定し、保険金受取人とされていた者や保険金請求権の譲受人又は差押債権者等、被保険者の相続人等の法的安定性や保険契約者の意思の尊重という観点から検討がされ、A案を支持する意見があった一方で、B案は判例の立場でもあり、基本的にこれを採りつつ書面によることとすべきという考え方も主張された。

例えば、保険金受取人に指定されていたXが保険金を請求し、保険金の支払を受けた後に、保険契約者がYに対して保険金受取人をYに変更する旨を告げていたが保険者には通知していなかったことが判明したという事案では、A案を採用すれば、保険金受取人はXのままであり、Xは保険金を保持し続けることができるが、B案を採用すれば、保険金受取人はYとなり、XはYからの保険金相当額の支払請求に応じなければならない（Yの請求の根拠は不当利得に基づく返還請求と考えられるから、その請求権については保険金の受領時から10年間消滅時効が完成しない。）という違いが生ずる。

保険金受取人の変更という重大な法律関係の変動をもたらす形成権の行使については、その意思表示の相手方を契約当事者である保険者に限った方が法律関係が簡明となり、また、契約当事者である保険者に対する意思表示によるということが、形成権という法的性質との関係でも自然な法律構成ではないかとも考えられるものの、この問題は、保険金受取人とされていた者等の法的安定性が害され

る事案が生ずる可能性と保険契約者の意思が尊重されなくなる事案が生ずる可能性をよく見極めた上で判断する必要があると考えられる。

また、ニでは、保険金受取人の意思表示の効力発生時期について、隔地者に対する意思表示の到達主義の原則（民法第97条第1項）の例外を定めている。

これは、保険金受取人の変更は保険事故が発生するまでの間にしなければならないこと（アの 参照）と関係があり、保険契約者が意思表示を発した後到達するまでの間に保険事故が発生した場合であっても、保険金受取人の変更の効力を生じさせることが合理的と考えられる。また、特に保険契約者が被保険者でもある場合には、ニのような規律とすることが、その意思を尊重することにつながるように考えられる。そこで、ニでは、保険金受取人の変更の効力はその意思表示が発せられた時に生ずるものとしている。

さらに、ニでは、現行商法第677条第1項と同じく、保険者に対する対抗要件について定めている。

これは、保険金受取人の変更の効力発生要件と保険者に対する対抗要件とを区別する現行商法の立場を維持することを前提としているが、（注1）のとおり、

のどちらの案を採るかによってその意味は異なることが考えられ、保険者の二重弁済の危険を防止するための規律の在り方については、ニの規律の内容を踏まえて更に検討する必要があると考えられる。

（注2）では、イの規律を任意規定としているが、これは保険金受取人の変更を認めないことも許容していること（アの（注5）参照）を前提としたものである。

ウ 遺言による保険金受取人の変更

ウは、新設の規律であり、遺言によって保険金受取人の変更をすることができることやその場合の法律関係について記載している。

まず、ウでは、遺言によって保険金受取人の変更をすることができるものとしている。

現行商法上、保険金受取人の変更は遺言事項とはされていないため、これを遺言によってすることができるのか見解が分かれている状況にあり、遺言による保険金受取人の変更を認めるためにこれを相手方のない意思表示と解する見解もあった（肯定する裁判例もある（東京高判平成10.3.25判タ968・129等））。

このような状況や、高齢化社会においては遺言の重要性が増すことが予想されることをも考慮し、保険金受取人の変更を遺言によってすることができる旨を明文で定めるものとしている（部会でも、これに反対する意見は見られない）。

なお、遺言による保険金受取人の変更の規律を新設することに伴い、民法の遺言に関する規律との関係を整理する必要があるが、例えば、保険契約者が遺言をし

た後に別の者を保険金受取人とする内容の遺言をした場合や、別の者を保険金受取人に変更する旨の生前の意思表示をした場合には、遺言が撤回されたことになると考えられ（民法第1023条）、また、遺言が無効な場合には、その遺言を根拠としては保険金受取人の変更の効力が生じないと考えられる。

また、 は、遺言によって保険金受取人の変更がされた場合の保険者に対する対抗要件（ の 参照）に関する規律である。

これについては、保険契約者の相続人がするか、遺言執行者がするかについて議論がされており、部会では、保険金の迅速かつ確実な支払のために、保険契約者の相続人が全員で、又は遺言執行者がすることとすべきとの意見がある一方で、保険者が遺言の内容を確認することができる限り相続人が1人ですることによりとの指摘もされた。これについて、保険者に対する通知は保険者の二重弁済の危険を防止するための制度であることを踏まえて、更に検討する必要があることから、 の「全員で」の部分に〔 〕を付している（ の についても、保険契約者が通知をせずに死亡した場合には同じ問題があることから、これとの整合性についても検討する必要がある。）。

（注1）では、どのような場合に保険金受取人の変更の遺言があったといえるかを明文で定めることについて記載している。

この点について、部会では、少なくとも保険金受取人の変更の意思表示である旨を明示し、どの保険契約のどの請求権について、だれを保険金受取人とし、その権利の取得割合（契約が複数の場合は契約ごとに明示すること）等を遺言の必要的記載事項とすべきとの意見が出されている。

これは、遺言者である保険契約者が死亡している以上、その真意を確認する手段がなく、保険金の迅速かつ確実な支払のためには、保険金受取人の変更の意思表示の内容が遺言において明確にされている必要があるという考えによるものと考えられるが、遺言による形成権の行使についてその必要的記載事項を法定することの当否について議論の余地があるほか（これに反した場合にはその効力が生じないことになってしまうが、そもそも遺言の解釈に当たっては、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況等を考慮して遺言者の真意を探究しその条項の趣旨を確定すべき（最判昭和58.3.18判時1075・115）とされており、この一般論との関係も整理する必要がある（なお、生前の意思表示については、最判昭和58.9.8民集37・7・918参照。）、理論上、どのような意思表示がされれば保険金受取人の変更の意思表示とみることができるかということは、生前の意思表示においても問題となることであり、遺言による意思表示についてだけこのようなことを定めることの当否についても検討する必要があると考えられる。

（注2）では、 が他人を被保険者とする生命保険契約においても遺言による

保険金受取人の変更を許容していることを前提として、被保険者の同意に関する規律の在り方について記載している。

において、他人を被保険者とする生命保険契約について遺言による保険金受取人の変更を許容しているのは、生前に保険金受取人の変更が可能である以上、これを遺言の場合にだけできないようにする必要性や合理性はなく、むしろ、保険契約者の意思を尊重するという観点からは、これを認めるのが相当と考えられるためである（ウは生存保険契約にも適用されるが、保険契約者と被保険者が異なる場合に限り適用する意味がある。）。

このような契約が死亡保険契約である場合には、アの適用があるため、遺言による保険金受取人の変更がされた場合にも被保険者の同意が効力要件となるが、この同意は遺言の効力発生前である必要はなく、遅くとも被保険者が死亡する時までには得られていれば足りると考えられる（（注2）では、その同意の相手方についてなお検討することとしているが、これは、表意者である保険契約者だけでなく、保険契約者以外の者に対してすることも許容すべきとも考えられるという問題意識によるものである。）。

（注3）では、規律の性質について記載しており、を任意規定としているのは、そもそも保険金受取人の変更を認めない旨の約定も許容されること（アの（注5）参照）から、遺言によってすることはできないとの約定や、仮に遺言によってすることができるとしたとしても保険金受取人を一定の者に限定する旨の約定も許容されるべきと考えられることによるものである。また、モイのを任意規定としていることと整合性を持たせる形で基本的には任意規定としているが、遺言に関する規律は一般に強行規定といわれていることから、これ反する約定は許容されないことを注意的に記載している（したがって、民法の遺言に関する規律に反する約定は許容されず、において遺言執行者によることはできない（常に保険契約者の相続人が通知しなければならない）旨を約定することも許容されないとも考えられる。）。

エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合

エは、保険事故が発生する前に保険金受取人が死亡した場合の規律である。

まず、は、現行商法第676条第2項に相当する規律であり、保険金受取人が死亡した場合にだれが保険金受取人となるかについて定めるものである（なお、保険契約者が別の者に保険金受取人の変更をした場合（参照）には、その者が保険金受取人となる。）。

同項と比べると、では、（注1）の点を改めているほか、保険金受取人が死亡した場合に一般的に適用される規律としている点や、保険金受取人が死亡してから保険事故が発生するまでの間にだれが保険金受取人であるかを明確にして

いる点が異なっている。

最後の点については、判例（最判平成 5.9.7 民集 47・7・4740）との関係が問題となる。

この判例は、同項の「保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人」とは、保険契約者によって保険金受取人として指定された者の法定相続人又はその順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存する者をいうと判示しており、はこれと同じ結論となるような規律としている（例えば、保険金受取人 A が死亡し、その相続人が B、C の 2 名で、その後 C が死亡してその相続人が D、E であった場合には、A が死亡した時点で が適用され、その時点では B と C の 2 名が保険金受取人となり、その後 C が死亡した時点で再度 が適用され、その時点で新たに D、E の 2 名が保険金受取人となり、その後保険事故が発生したときは、B、D、E の 3 名が保険金を受け取ることになる。）

この については、（注 2）の権利の取得割合についても併せて検討すべきところ、上記判例は、民法第 427 条の規定の適用により平等の割合になると判示しており、は法律の規定によって複数の権利者が生ずるという点は現行商法と変わらないことから、何ら規律を設けなかった場合には、の下においても、これと同じ結論になると考えられる。部会でも、相続が何世代にもわたって生じていた上記判例のような事案もあることを念頭に置くと、平等の割合によった方が合理的な結論となる場合がある等との指摘、実務上は平等の割合とする約款が多いことからすると、このような状況下で規律の内容を改めるのは誤認を招きかねないことから、約款にゆだねれば足りるとの指摘がされた。

これに対し、部会では、平等割合だと相続人の数によって取得割合が定まることになるが、結論が不合理な場合（例えば、上記の例で C に D、E のほかに相続人が 3 名いたような場合だと、もともと B と C は 2 分の 1 ずつの権利の割合であったのが、C が死亡したことによって B の権利の割合が 6 分の 1 となり、C の相続人が合計 6 分の 5 の権利を取得することになる。）が生ずるとの指摘がされ、保険契約者の意思を尊重する等という観点から、基本的に保険金受取人の相続人がそれぞれ相続割合によって権利を取得し、その順次の相続人はその相続割合によって権利を取得するが、相続人なく死亡した者がいる場合には、その権利の割合を他の相続人が取得するという考え方を採用すべきとの意見が出されている（上記事例では、B が 2 分の 1、D と E は 4 分の 1 ずつ権利を取得することとなる。）

この問題は、相続による取得でなく、法律の規定による固有の権利の取得であるにもかかわらず「相続分」という概念を用いることの当否、相続割合を用いて考えるというのが保険契約者の意思であることを前提とした規律を法律上設けることの当否についても併せて検討する必要があると考えられる。また、仮に「相

続分」によって定まるとする場合には、法定相続分が具体的相続分が等について検討する必要があり、仮に法定相続分とすると、法律上保険契約者の意思を尊重するために民法第427条の特則を設けつつ具体的相続分としないのは説明が一貫しないようにも考えられるが、他方で、仮に具体的相続分とすると、これを把握することが必ずしも容易でない事案もあるため、保険者による保険金の迅速な支払が害されるおそれがあるようにも考えられる。

次に、は現行商法第676条第1項に相当する規律であり、保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合に保険契約者は保険金受取人の変更をすることができることを定めている。

保険契約者が保険金受取人の変更をすることができることはアのにおいて定められていることから、エのは、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄していたことによって保険金受取人の変更をすることができない場合や、約款でアのの適用が除外されたものの保険金受取人が死亡した場合の規律が定められていない場合に意味があると考えられる。

この規律は、保険金受取人の指定（又は変更）は保険金受取人の個性に着目してされることが多いことから、その保険金受取人が死亡した場合には改めて保険金受取人の変更を認めるのが相当であるという趣旨によるものである。

（注3）では、任意規定とする方向としており、については約款であらかじめ保険金受取人を定める約定や権利の割合を異なるものとする約定が許容されるべきことを踏まえたものであり、についてはアのが任意規定であることを踏まえたものである。

(3) 危険の増加

(3)では、損害保険契約と同様の規律としている。

もっとも、生命保険契約については、（注）にあるように、被保険者の健康状態が悪化したとしても危険の増加の規律は適用されないと解されている。これは、生命保険契約の性質上当然のことであるとか、契約締結後の健康状態の変更を保険料に織り込んでいるから適用の必要がない等と説明されている（このことから、部会では、生命保険契約等には規律を設けることに否定的な意見もあった。）。

ただ、実務上、生命保険契約においても職業の変更等のいわゆる環境的危険の増加については、保険契約者等による通知と契約の解除等の規律が約款上設けられることがあり、このような事実の変更による危険の増加については、(3)の規律によって通知を求め、保険料の増額を請求すること等もできることとなる。

（注）では、第2の2(1)の規律の内容を以上のような観点から明確にすることを含め、なお検討することとしている。

(5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続

(5)は、新設の規律であり、保険契約者の債権者等が契約の解除をした場合等に保険金受取人等の意思によって契約の存続をさせるための制度を創設するものである。

ア 適用場面について

この規律は、保険契約者について破産手続開始の決定があり、破産管財人がいわゆる解約返戻金等を現金化するために保険契約の解除をしたり（破産法第53条第1項参照。任意解除については4(1)参照。）、いわゆる解約返戻金請求権を保険契約者の債権者が差し押さえ、その者が取立権（民事執行法第155条第1項本文）に基づいて保険契約の解除をしたりすること（最判平成11.9.9民集53・7・1173）を主として想定した規律であるが、これ以外にも、解約返戻金請求権の質権者が契約の解除をしたり（民法第366条第1項）、保険契約者の債権者が保険契約者の任意解除権を代位行使したり（民法第423条）する場合等にも適用される。

イ 規律の必要性について

生命保険契約においては、契約の解除の効力が生じた場合に保険契約者の債権者等において支払を受けることができる金額（解約返戻金等の額）は、保険事故が発生した場合に保険金受取人が取得することができる金額（保険金額）より低額であることが多く、保険契約者の債権者等が前者を取得するために保険契約の解除をすることによって後者をも当然に喪失させることは、生命保険契約の生活保障等という機能を損なうことになりかねず、これを防止するための方策が必要といわれている（さらに、傷害・疾病保険契約では継続的に保険給付がされることもあるが、その途中で契約の解除がされると、その保険給付が停止してしまうことから、その対策を講ずる必要もある。）。また、生命保険契約は、いったん解除されると、被保険者の健康状態や年齢等によっては再度締結することができなかつたり、保険契約を締結することができるとしても保険料が高額となつたりするなどという事態があり得ることから、従前の契約を存続させる方策を認める必要性が高いということも指摘されている。

(5)の規律は、このような点を踏まえ、契約の解除がされることによって保険金受取人等が受ける不利益を回避することを目的とするものである（差押えについては、差押禁止債権の範囲の変更（民事執行法第153条）の制度もあるが、保険金受取人にはその申立権がなく、また差押命令が全部取り消されない限り、契約の解除を防ぐことはできない。）。

なお、保険契約者について破産手続開始の決定があった場合については、保険金受取人が解約返戻金相当額を破産管財人に支払うことなどにより、破産管財人が解約返戻金請求権を財団から放棄し、これによって契約を存続させるという実

務があるといわれているが、(5)の規律は、このような実務を否定するものではない。

ウ 検討されている制度の骨格（（注1）・（注3）を含む）について

（注1）にあるように、規律の具体的内容は検討することとされているが、部会では、契約の解除の効力が発生しないようにすることによって契約を存続させる方策と、契約の解除の効力発生後に契約の解除がされなかったとみなすことによって契約を存続させる方策の両方又は片方を設けるかが議論の対象となっている。

それぞれについて議論の対象とされた規律の概要と指摘されている問題点を紹介すると、概ね以下のとおりである（このほか（注1）参照）が、全体的に更に規律の内容や法律関係を明確にする必要がある。

（ア）契約の解除の効力発生前の規律

保険契約者の債権者等による契約の解除は、保険者が解除の通知を受けた日から〔2週間〕を経過した日にその効力を生ずる。

〔一定の者〕（（注2）参照）が解除の効力が生ずる前に、保険契約者の同意を得て、保険契約者の債権者等に対して〔一定の金額〕（（注3）参照）を支払ったときは、の解除の効力は生じない。

〔一定の金額〕を支払った者は、保険金受取人になる。

まず、は、解除の効力発生時期を遅らせることによって、〔一定の者〕がの手段を採ることができる機会を保障するための規律である。

これについては、解除の効力が発生するまでの猶予期間を定めることの当否やその具体的な期間について検討する必要があると考えられるが、他方で、において一定期間の猶予を認めた結果、保険契約者の債権者等に不利益が生じないようにする必要があると考えられることから、この期間内に保険事故が発生した場合（本来であればこの場合には解約返戻金請求権が消滅する。）であっても、債権者等に対して解約返戻金相当額を支払う措置を講ずる必要があると考えられる。

次に、では、保険契約者の同意と、〔一定の金額〕を保険契約者の債権者等に対して支払うことを要件としている。

保険契約者の同意を要件としているのは、基本的に保険契約者の変更を伴うことを前提としていること（（注1）参照）や、保険契約者の意思を尊重する必要があると考えられることを受けたものである。

また、〔一定の金額〕を保険契約者の債権者等に対して支払うことを要件としているが、これは、の解除の効力が生じないとするためには、保険契約者の債権者等の利益を実現する必要があるという考えによるものである。〔一定の金額〕については、典型的には解約返戻金の額を想定しており（（注3）参照）、これは一義的に定まる必要があるが、その具体的内容（いつの時点を基準として算出

すべきか等)について、差押えの効力との関係を整理した上で検討する必要がある。

また、これに関連して、保険契約者の債権者が解約返戻金請求権等を差し押さえしていた場合には、その差押命令をめぐる法律関係(差押命令の効力等)や差押えが競合した場合(民事執行法第156条第2項参照)の法律関係を整理する必要がある、〔一定の者〕が2人以上いる場合には、これらの者が共同して手続を採ることを可能とすべきか等についても併せて検討する必要がある。

さらに、 では、〔一定の金額〕を支払った者を保険金受取人とすることを提案している。

これは、〔一定の金額〕を支払った以上、その者だけを保険金受取人とするのが素直という考えによるものであるが、当然にこのような効力を生じるものとするべきかについて検討する必要がある。これと関連して、例えば、死亡保険契約と生存保険契約と傷害・疾病保険契約とが複合した契約では、どの契約のどの保険金請求権について保険金受取人の変更が生ずるものとするべきかについても、併せて検討する必要がある。

これ以外に必要な規律があるかについても検討課題であり、例えば、未払保険料があったり、契約者貸付けがされていたりした場合には、契約を存続させる前提条件として保険者がこれらの支払を受けることを要件とすること、保険者がいわゆる解約返戻金や保険金等の二重弁済の危険にさらされることを防止するための方策を設けること、〔一定の者〕が手続を採ることができることを知るための方策を設けること等についても、検討する必要があると考えられる。

(イ) 契約の解除の効力発生後の規律

保険契約者の債権者等による契約の解除の効力が生じたときは、〔一定の者〕は、その日から〔1か月〕以内に限り、保険者に対して契約の存続を請求することができる。

 の請求をした者が に定める期間内に、保険契約者の同意を得て、保険者に対して〔一定の金額〕の支払をした場合には、契約は解除されなかったものとみなす(ただし、保険者が の請求があった後遅滞なく反対の意思を表示したときは、この限りでない。)。

〔一定の金額〕を支払った者は、保険金受取人になる。

まず、 では、(注1)のとおり、解除の効力発生後にいつまでもこの手続を採ることができることは保険者の法的安定性を害し、場合によっては保険の健全性を害することにもなりかねないことから、一定の期間内に限定することを前提としているが、〔1か月〕という期間の相当性については、(ア)の〔2週間〕という期間と同様の観点から検討する必要がある。なお、比較的短期の期間に限定することを前提とすれば、被保険者等が告知をすることを要件する等の付随的

な規律を設ける必要はないように考えられる。

次に、**ヤ**については、(ア)の**ヤ**と同様の趣旨によるものである（**ハ**、〔一定の者〕、保険契約者及び保険者の間で解除されなかったものとみなす趣旨である。）が、**ニ**のただし書の規律については、(ウ)の検討とも併せてその要否について検討する必要があるが、**ニ**の〔一定の金額〕については、解約返戻金の額のほかに未払保険料や契約者貸付けがされていた場合の貸付額をも支払うことを要件とすべきかについても、検討する必要がある（（注3）参照）。

これ以外に必要な規律があるかについても検討課題であり、例えば、〔一定の者〕が**ニ**の手続を採るまでの間に発生する保険事故について保険者は保険金支払責任を負わない旨の規律を設けること、〔一定の者〕が**ニ**の手続を採ることができることを知るための方策を設けること等についても、検討する必要があると考えられる。

(ウ) (ア)と(イ)との関係

(ア)について、部会では、制度としてあり得る旨の指摘がされた一方で、〔2週間〕以内に〔一定の者〕が〔一定の金額〕を保険者の債権者等に対して支払うことは現実的かという疑問が提起されるとともに、〔一定の金額〕をどのように確定するか等の問題があることが指摘された。他方で、(イ)については、いったん解除された契約について解除がされなかったものとみなすという法律構成とすることの当否等について、更に検討する必要があるとも考えられる。

そこで、（注1）では、これらを両方認めるか、片方だけ認めるかを含めた法律構成を検討課題としており、それぞれの規律の内容を踏まえつつ、なお検討することとしている。

エ（注1）について

（注1）では、〔一定の金額〕を支払った者が保険契約者としての権利義務（契約上の地位）を承継するものとするを記載している。

これについては、制度の趣旨・目的を実現するために必要かという観点から検討する必要があるが、〔一定の者〕が〔一定の金額〕を支払ったにもかかわらず、契約の解除がされる事態が生じないようにする必要があることや、保険契約者の意思によって〔一定の金額〕を支払った者が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐ必要があることに加え、端的に保険契約者が変更されるとする方が法律関係も簡明となるから、（注1）では、基本的には保険契約者の権利義務の承継を伴う（これによって、解約返戻金請求権等の保険契約者の権利を〔一定の金額〕を支払った者に帰属させる。）ものとしている。なお、被保険者の同意については、(1)の**ニ**及び(2)アの**ニ**参照。

もっとも、保険契約者の権利義務の承継を認めるためには、民法の一般法理により、契約当事者である保険者の同意（承諾）が必要であることから、保険者に

反対の意思を表示する機会を与える必要があり、保険者が反対の意思を表示した場合には、上述したような事態が生じるのを防ぐ必要があることから、手続を採った者の地位を確実なものとする規律を設けることとしている（（注1）の括弧内にあるもののほか、保険料が分割払の場合には、保険料の支払が確実にされるような規律を設ける必要があるか（（注5）参照）についても、併せて検討する必要がある。）。

また、（注1）では、どのような契約を適用対象とするかについて問題提起しており、保険料積立金のないような契約や再加入の困難性のない契約も対象とすべきか、保険契約者が法人である場合を含むものとすべきか等について検討する必要があると考えられる。

オ（注2）・（注4）について

（注2）では、〔一定の者〕の範囲について記載している。

この点について、部会では、保険金受取人である被保険者の親族とすべきとの意見や、広く被保険者の親族であればよいとの意見等が出されている（（5）の「保険金受取人『等』」とは、この点について争いがあることを表すものである。）。

上述した制度の趣旨・目的からすると、保険契約の解除がされなければ保険金を取得し得た者のうち生活保障の必要性が高い者に限るのが素直とも考えられ、保険金受取人（被保険者の相続人が保険金受取人であるときは、被保険者の推定相続人）であり、かつ、被保険者の親族であることは必須の要件であるようにも考えられる。

他方で、被保険者の親族であればよいとの意見は、〔一定の者〕の範囲は〔一定の金額〕を支払うことができる者の範囲であり、これは広い方がよいことをその根拠として主張している。この問題は規律全体の仕組みとも関連して更に検討する必要があると考えられるが、保険金受取人ではなかった被保険者の親族は、法律上保険金を取得することができるとの期待権さえも有していなかったことから、これを〔一定の者〕に含めて保険契約者や保険金受取人となる余地を認めることの当否という問題もあるように考えられ、このような観点から検討する必要があるとも考えられる。

また、これと関連して、保険契約者が〔一定の者〕に当たる場合にこの手続を採ることができることとすべきか、〔一定の者〕が2人以上である場合の法律関係、保険金受取人であることを要件とする場合には保険者や差押債権者等は保険金受取人であることをどのように確認すべきか等についても、併せて検討する必要がある。

（注4）では、（5）が〔一定の者〕のための規律であることから、〔一定の者〕に不利な約定は許容しないこととしている。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 被保険者死亡の通知

(1)では、現行商法第681条の規律を維持している。

(注1)のとおり、同条の規律は、被保険者の死亡を保険事故とする死亡保険契約に関する規律であり、生存保険契約については、現行商法と同様に、保険事故の発生の通知に関する規律を設けないこととしている。

(2) 保険金の支払時期

(2)では、損害保険契約と同様の規律としている。

この規律は、一般に期限の定めのない債務であると解されている死亡保険金の支払義務について規律を設けるものであり、生存保険金の支払義務については、一般に確定期限付債務と解されていること等から、(注)では、生存保険契約における保険金の支払時期に関する規律は設けないこととしている。

(4) 保険者の免責

(4)では、現行商法第680条第1項及び第683条第1項で準用される第640条の規律を維持している。

(1)は、同項第1号の「自殺」を維持するものであり、一般に、死亡することの認識又は認容が必要であるといわれており、被保険者の精神障害中の自殺はこれには当たらないといわれている。なお、(ウ)の「保険金受取人」の範囲については、第2の3(9)の説明参照。

(注1)では、現行商法第680条第1項第1号の「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」を法定の免責事由として掲げないものとしている。

現行商法がこれを免責事由として規定した趣旨は、遺族等の保険金受取人に保険金を残すことにより安んじて犯罪に走ることを防止しようとしたものと説明されているが、この規律に対しては、生命保険契約があるからといって被保険者が犯罪に走るとは考えにくいことや、犯罪に対する制裁は被保険者本人に科されるべきであり、遺族等の保険金受取人は不利益を受けるべき立場にないこと等を理由に、従来から立法論的な批判がされていること(部会でも規律を維持すべきとの指摘はされなかった。)等を踏まえ、この規律を削除することとしている(ただし、約款でこれらを免責事由とすることが否定されるものではないと考えられる。)

(注2)では、(1)に関し、免責期間を一定の期間に限定すべきとの考え方について記載している。

現行商法は被保険者の自殺を免責事由としているが、約款では保険者の責任開始後一定期間経過前の自殺に限り免責事由とするのが通例といわれており、現在

では2年又は3年の免責期間を定めるものが多くなっているといわれている。このような約款の定めは、生命保険契約の締結の動機が被保険者の自殺による保険金の取得にあったとしても、その動機を長期にわたって持続することは一般的には困難であり、一定の期間経過後の自殺については契約締結時の動機との関係は希薄なのが通常であることなどを踏まえたものといわれており、一般に有効な約定と解されている（なお、最判平成16.3.25民集58・3・753は、保険者の責任開始日から1年内の自殺を免責とする約款の有効性を認めている。）

この点に関し、部会では、自殺の原因には様々なものがあることや、諸外国の立法例の中には契約締結時から2年又は3年の免責期間を法定する例があること等から、2年、3年又は5年の免責期間を法定すべきとの意見があった一方で、法律が免責期間を定めることはその期間経過後の自殺を助長することにつながるおそれがあることや、免責期間として相当な期間は社会情勢とともに変わり得ること等から、免責期間を法定することに否定的な意見もあった（なお、貸金業法では、一定の例外を除き、借主の自殺によって貸金業者が保険金の支払を受けることとなる生命保険契約を貸金業者において締結することが禁止されている（同法第12条の7））。

そこで、免責期間を一定の期間に限定するかを検討するに当たっては、法律の規定により免責期間を限定する必要性やその当否等について検討する必要がある。さらに、免責期間を法定する場合には、その期間を何年とするか、免責期間を短縮又は延長する約定の効力をどのように考えるか等に加えて、免責期間経過後の自殺にも免責の余地を認めた上記判決との関係についても検討する必要があると考えられる。

（注3）では、現行商法と同様に、生存保険契約については規律を設けないものとしている。

4 生命保険契約の終了

(2) 重大事由による解除（特別解約権）

(2)では、括弧内の点を除き、損害保険契約と同様の規律としている。

括弧内のうち の(ア)では「被保険者」を掲げていないが、これは被保険者の自殺（未遂）を解除事由の例示として掲げないという趣旨であり、被保険者の自殺（未遂）によって契約を存続し難い事態となることは典型的な事案として想定し難いことによるものである（この趣旨からすると、被保険者が保険契約者又は保険金受取人である場合にも(ア)の例示には当たらないことになると考えられる。）

なお、被保険者が1人である死亡保険契約は、被保険者が死亡した場合に契約が失効することから、 の(ア)のうち「死亡するに至らせ」の部分は適用されな

いと考えられる。

(注)では、の(ア)は死亡保険契約に関する規律であることを明示している(養老保険契約では死亡保険契約の部分について の(ア)に当たる行為がされた場合に契約を全体として解除することができるかについては、第2の4(2)の説明参照。)

(5) 保険料積立金等の支払

(5)では、現行商法第680条第2項及び第683条第2項の規律を基本的に維持しつつ、保険期間満了前に保険契約が終了した場合の保険料積立金等に関する一般的な規律としている。

現行商法は、第680条第2項及び第683条第2項において、それぞれ規定されている場合には、保険者が保険契約者に対して「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻さなければならないと規定している。

ここにいう「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」とは、平準保険料方式(死亡保険契約を例にとると、毎年の死亡率に相当する保険料(自然保険料)を徴収するのではなく、保険料を平準化した上で、将来の保険金の支払に充てる保険料を前もって徴収し、一定の時期以降はその保険料を自然保険料に充当していく方式をいう。)を前提としているといわれているが、商法制定時には、次のような例を挙げて説明されていた。

すなわち、保険金額5000円の生命保険契約を締結し、月々30円の保険料を支払うという実例において、その月々支払うべき30円の保険料については、まずその中から営業費(2円)を引き去り、更に年々死亡する者に支払うべき保険金の割合(15円。他の者に対する保険金の支払に充てられる部分という意味と考えられる。)を引き去り、その残額(13円)を保険者において被保険者のために積み立てたものであると説明されていた。

また、学説上、伝統的には、保険者は毎決算期において保険契約上の責任に備えるために、収入保険料のうちから責任準備金を積み立てることを要し、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」とは、この責任準備金のうち当該被保険者についての契約に対応する部分をいうと説明されてきた(学説上、保険者が支払うのは被保険者のために積み立てられた金額そのものではなく、そこから一定の金額を控除した金額であるとの指摘もされている。)が、平成7年の保険業法の改正によって、保険契約者が保険料積立金に対して有する権利は責任準備金中の保険料積立金とは切り離され、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」の概念が変容した旨の説明がされることもある。

また、生命保険契約の実務では、現行商法が「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻さなければならないものとしている場合については、約款上「責任

準備金」という名の金額を支払うこととしているが、他方で、保険者の責任開始後の保険契約者による任意解除、告知をしなかったことによる契約の解除、保険料不払による契約の解除（失効）等の現行商法では「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻すとはされていない場合については、「解約返戻金」（別の名称で呼ばれることもある。）を支払うこととされているのが通例といわれている。

このいわゆる解約返戻金については、伝統的には、被保険者のために積み立てた金額からいわゆる解約控除をした金額であり、その控除する額については賠償額の予定がされているとか、解約返戻金の支払自体が保険契約に基づく独自の給付である等との説明がされてきたが、部会では、解約返戻金の額は保険者が商品内容を決するに当たってどのように設定するかという価額設定の問題であり、また、近時は保険料や解約返戻金の算出方法には様々なものがあり、解約控除という発想で考えることはできないとの指摘がされた。

例えば、市場金利連動型の契約では、一時払保険料から契約当初に新契約費用を控除することがあり、金利の変動に応じて保険料積立金の額を変動させ、それを解約返戻金の額に反映していると説明され、また、低（無）解約返戻金型の契約では、大まかに説明すれば、解約返戻金の額を設定した上で保険料の額を逆算して算出する方法が採られている（解約返戻金の削減分を保険料の低廉化に反映していると説明されている。）ようであり、このような契約では保険料積立金から一定の解約控除をするという発想で解約返戻金を捉えることはできないと説明されている。

部会では、以上の状況を踏まえた上で、契約法上規律を設けるべきか、設けるとした場合にはどのような規律を設けるかについて議論がされており、保険期間満了前に契約が終了した場合には、保険契約者が一定の金額の支払を保険者に請求することができることを契約法上明示しておく必要があるとの指摘がされた一方で、契約法上の規律を設けるとすれば、裁判規範となる内容の明確なものである必要があるとか、消費者にとってその内容が分かるものでなければ意味がないとの指摘や、契約法だけではなく監督法上の規律も併せて考える必要があるとの指摘等がされた。

(5)と(注1)では、現段階での大まかな議論のたたき台を示すにとどまっている(特に(注1)の内容については部会で意見がまとまっているわけではない。)が、その内容は以下のとおりである(部会では、「公正な保険数理等」に照らして合理的かつ妥当な方法で算出された金額を支払うということを規定すべきとの指摘がされたが、契約法では「保険数理」の内容等を明確にすることを検討する必要があると考えられる。)

まず、(5)では、保険者は保険契約者に対し将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払うものとしている。この規律の効

果は、保険契約者に〔一定の金額〕の請求権を付与する点にあり、仮に解約返戻金等として支払が約定された金額がある場合において、その額が〔一定の金額〕に満たないときは、保険契約者は、その不足分の支払請求権を別途有することになると考えられる。

この内容については（注1）に記載しており、〔一定の金額〕については、契約の終了事由ごとにその内容を検討すべきこととしている。これは、部会で、保険者の破産（3参照）や戦争等による保険者の免責（3（4）の（I）参照）のように現行商法上「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻すとされている場合と、保険契約者による任意解除のように実務上解約返戻金を支払うとされている場合とは分けて考える必要があるとの指摘があったことを受けたものである。

（注1）のうち、「保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額」との記載は、〔一定の金額〕の計算に当たって、まずは、保険契約者が保険者に対して支払った保険料の額（厳密には、これに予定利率によって計算した利息の額を合算した額）を考えるのが素直と考えられることを表したものである。これに対し、「将来の保険金の支払に充てるべき保険料」は、将来の保険金の支払に充てるべき保険料は基本的に保険契約者に返還する必要がある、裏から言えば、既に経過した期間に相当する保険料は危険負担の対価として保険者が取得することができるということを表している。

もっとも、保険料を算定するに当たっては、保険事故の予定発生率や予定利率、予定事業費率等を計算の基礎としており、将来の保険金の支払に充てるべき保険料の額を計算するに当たっても、この計算基礎をどう設定するかが問題となるが、これは、契約の種類や内容、どのような保険者とどのような保険契約者との間の契約かなどを総合的に考慮の上で、計算基礎とすることが合理的かどうかという観点から、判断されると考えられる。また、このような計算基礎から導かれる金額の相当性についても問題とされるべきと考えられる。「相当な金額」という文言は以上のようなことを表しているが、その具体的な意味については更に検討する必要があると考えられる。

そもそも保険契約では、一定の前提的な条件をもとに保険料を算定しており、保険契約が途中で終了する場合に、将来の保険金の支払に充てるべき金額をそのまま保険契約者に支払うことが相当ではない場合もあると考えられる。

例えば、契約締結にかかった費用のうち未償却のものについては、保険契約者からその費用を回収する前提で保険料の計算基礎を設定していたのであれば、その分を解除に当たって保険者が取得することとしなければ、計算基礎を維持することができなくなるばかりか、結局これを他の保険契約者が負担することになり、保険契約者間の衡平を害することにもなる。

また、例えば、保険料を元手に長期間運用する前提で予定利率を定めていたと

ころ、早期に解約された場合には、長期間運用する前提の利率では高すぎることになるから、これを調整する必要もあると考えられる。

さらに、いわゆる保険料積立金の額は、多数の保険契約者の集団（保険群団）全体にとって、被保険者の年齢や健康状態等のバランスがとれるように設定されていると考えられる（将来、当該保険契約者の契約における被保険者について保険事故が発生する可能性もあれば、他の保険契約における被保険者に保険事故が発生する可能性もある。）ところ、例えば、健康状態のよい被保険者の契約ばかりが解除されると、そのバランスが崩れ、当初の計算基礎の前提が維持困難（不可能）となることも想定される。

（注1）は、以上のような点を〔一定の金額〕の算出に当たって考慮する必要があるということを記載したものであり、これは実際の死亡率や運用利率等が予定死亡率や予定利率等と異なった場合にこれを〔一定の金額〕の算出に当たって考慮するというのではない。あくまでも、保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合にはその維持のために必要な金額を考慮して〔一定の金額〕を算出するということである。

これに関連して、以上のような実質的な規律を民法又は消費者契約法から導くことができるかについても検討する必要がある。民法の不当利得（同法第703条以下）との関係では、保険者が利得をし、そのために保険契約者に損失が生じているということができるかについて議論の余地もある。消費者契約法（特に同法第9条第1号）との関係についても、（注1）の後半部分で考慮していることを損害賠償の額の予定又は違約金に当たるということができるかという問題があり、そもそも保険料算定に当たっての計算基礎を維持するという発想に基づく保険契約の本質とも関連する考え方であるから、消費者契約法の「平均的な損害」に当たるかどうかという観点で考えることは実態にそぐわず、相当ではないようにも考えられる。

今後、（注1）に記載した内容を更に明確なものにしていく必要があるし、併せて現行商法の規律との関係や監督法上の規律との関係についても整理する必要があると考えられる（部会では、解約返戻金の額の開示や計算方法等の説明について規律を設けるべきとの指摘もされたが、契約法でその内容を一義的に規定することの当否については議論の余地があるようにも考えられる。）

（注2）は、規律の適用対象について記載している。

まず、例えば、保険期間が短期（例えば1年）である生命保険契約（さらに保険期間が短期の傷害保険契約等）についてはそもそも保険料積立金がないと考えられるが、このような契約についてこの規律との関係をどのように考えるか（これらの契約についてはそもそも適用されないという整理をするのか）について検討する必要がある。

また、現行商法上、いわゆる告知義務違反による解除（同法第678条）と保険契約者の故意による保険事故の招致（同法第680条第1項第3号）の場合については、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻す旨の規律は設けられていないが、このうち告知については少なくとも解約返戻金は支払うべきとの立法論的な提案がされており、部会でも(5)の規律の適用対象とすることについて異論はない。

これに対し、（注2）では、保険契約者の故意による保険事故の招致の場合には現行商法の立場を維持している（実務上解約返戻金相当額を支払うこととしている例もあるようであり、このような約定は否定されないと考えられる。）。

なお、現行商法第683条第2項には「保険者カ保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキ」という文言があり、(5)にはこのような記載がないが、(5)も同様の場合を前提としていることに変わりはない。

さらに、（注2）では、保険料不可分の原則についても記載しているが、保険料積立金のある契約では、その額の算定に当たって契約終了時の保険料期間に対応する保険料の額を考慮していることから、これとは別に契約終了時の保険料期間のうち未経過の期間に相当する保険料の額を返還するというのを考える必要はないとの指摘がされている。これに対し、保険料積立金のない契約については、契約終了時に、損害保険契約と同じく未経過の期間に相当する保険料の額を算出した上で支払額を算出しているとも考えられるが、更に検討する必要がある。

なお、部会では、損害保険契約のいわゆる積立保険に関する規律を保険法に設ける必要性についても併せて検討する必要がある旨の指摘がされている。

（注3）では、現行商法第682条の規律を維持しているが、時効期間については保険金請求権等の消滅時効期間（3(3)参照）と併せて検討することとしている。

（生命保険契約に関する事項関係後注）

後注1では、団体生命保険契約について記載している。

現行商法には団体生命保険契約に関する特別の規律はなく、原則として生命保険契約一般の規律が及ぶと解されている。例えば、団体生命保険契約では、保険契約者と被保険者が異なるのが通例であり、他人を被保険者とする死亡保険契約に関する規律（1(2)ア参照）が及ぶため、一般に、被保険者の同意がない場合には、保険契約のうち当該被保険者に関する部分は無効と解されている。

この点に関し、かつては、全員加入型（保険契約者が保険料を負担し、原則として団体の所属員全員を被保険者として保険に加入させる形態をいう。）の団体定期保険契約について、個々の被保険者の同意は不要で就業規則等にいわゆる保険条項があれば足りる等の取扱いがされていたようであるが、事業主が従業員の

遺族に支払う死亡退職金等の額を大幅に上回る死亡保険金を受領していた事案につき、遺族が死亡保険金全額に相当する金額の支払を求める訴えが相次いだ（なお、最判平成 18.4.11 民集 60・4・1387 は、事例判決ではあるが、保険金を遺族に支払う旨の合意が成立していたとする遺族側の主張を認めなかった。）ため、平成 8 年から「総合福祉団体定期保険契約」という新たな団体定期保険契約が導入され、被保険者となるべき者全員に対して保険契約の内容を通知し、被保険者となることにつき拒絶する機会を与える取扱い（いわゆる通知同意方式）等に変更されたといわれている。この保険契約は、被保険者の遺族の生活保障等を目的とする主契約に、事業主の損失補償を目的とするヒューマンバリュー特約を付帯させることができる仕組みになっており、主契約部分の保険金額は社内規程に定める死亡退職金等の額を上限とすることや、特約部分の保険金額は主契約の保険金額を上限とし、かつ、2000万円を上限とすること等が金融庁の監督指針によって定められている。

総合福祉団体定期保険契約については、ヒューマンバリュー特約により事業主が従業員の死亡による損失補償を受けることができる点について、事業主の労働安全衛生への安易な姿勢を生み、過労死を助長する等として、事業主による保険金の受取を禁止すべきとの指摘もされているが、現在の実務では、事業主が保険金を受け取る際に遺族の了知を得ることが金融庁の監督指針によって定められており、上述した被保険者の同意の点を含めて、これらの規制が遵守されている限り、かつてのような紛争が将来的に生じることは考えにくいのではないかとの指摘もされている。

部会では、使用者と被用者との力関係から被用者が同意をしないことは現実的には難しいのではないかとの懸念を指摘する意見もあったが、現在の商品では事業主が利得を得ることにはならないため、すべての従業員から個別に書面による同意を得る必要ではなく、特に社内規程の変更や個々の従業員の昇格の度ごとに書面による同意を得ることになれば、規模の大きな事業主では費用がかさむことになり、ひいては保険契約を締結しなくなるのではないかとの指摘等もあった。

また、団体生命保険契約について、保険者は保険契約の概要を記載した書面（被保険者証等）を保険契約者を通じて被保険者に交付しなければならない旨の規律を設けるべきとの立法論的な提案もされているが、この点については、（損害保険契約の成立関係後注）の説明参照。

さらに、部会では、任意加入型の団体生命保険契約について、被保険者が保険料を負担している以上、被保険者に保険金受取人の指定又は変更権を認めるべきではないかとの意見もあったが、これに対しては、保険契約の加入時に被保険者が保険金受取人を指定することができるという実務の紹介がされ、また、約款では被保険者が保険契約者を通じて保険金受取人の変更をする余地も認められて

いるようである。

団体生命保険契約に関する特別の規律の必要性については、このような様々な意見があることに加え、生命保険契約一般の規律の在り方とも関連して検討する必要があり、さらに、部会で多種多様の団体生命保険契約が存在する中で法律によりその適用範囲を画一的に定めることの問題が指摘されたことや、監督法上の規律との関係等をも踏まえて、更に検討する必要があると考えられる。

第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

中間試案において「【各契約共通事項】」を付した項目については、基本的に「第2 損害保険契約に関する事項」の説明の中で、生命保険契約と共通の事項については、基本的に「第3 生命保険契約に関する事項」の説明の中で、それぞれ傷害・疾病保険契約についても記載しており、ここでは傷害・疾病保険契約について特に付記すべき点のみを記載している（なお、特に付記すべき点がない項目については掲げていない。）

（傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注）

前注1では、第4の整理について記載するとともに、傷害・疾病の死亡給付に関する契約の契約法上の位置付けについてなお検討することとしている。

これについては、学説上、主に傷害の死亡給付について議論がされており、これは単なる死亡を保険事故とするものではなく、傷害を原因とする死亡を保険事故とするものであるから、生命保険契約(死亡保険契約)ではないという見解と、契約法上は死亡保険契約そのものであるという見解とがあり（これに対し、疾病の死亡給付については必ずしも明らかではない。）、保険事故の内容が何か(3(1)の(注1)参照)とも関連して、現行商法上は議論の余地がある。

もっとも、ここでは、今回新たに傷害・疾病保険契約に関する規律を設けることを前提として、傷害・疾病の死亡給付に関する規律の内容を踏まえつつ、これをどのように整理するかという観点から検討する必要があると考えられることから、傷害・疾病の死亡給付に関する契約の契約法上の位置付けについては、なお検討することとしている。

部会では、一般消費者にとっても分かりやすいような整理をする必要がある旨の指摘等がされており、これらを踏まえて今後検討することになると考えられる。

前注2では、現行商法には傷害・疾病保険契約について直接規律する規定は設けられていないことを記載しているが、これは、商法制定時には、実務上傷害・疾病保険契約がないためと説明されていた。しかし、現在では、傷害・疾病保険契約は典型的な保険契約となっていることから、第4では、これを法律上明確に位置付け、これに関する規律を設けている。

1 傷害・疾病保険契約の成立

(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

(1)では、傷害・疾病保険契約に関する意義を定めている。

及び の内容は(注2)のとおりであり、 の「傷害」や の「疾病」は、広く傷害又は疾病を保険事故とするものだけでなく、ファミリー交通傷害保険契約のような特定の傷害を保険事故とするもの、がん保険のような特定の疾病を保険事故とするものをも含ませる趣旨である。

(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

(2)は、他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約に関する規律であり、生命保険契約と同じく、基本的に被保険者の同意が契約の効力要件となることという前提で議論がされている。

アの(注1)では、〔一定の場合〕の具体的内容について記載しており、傷害・疾病保険契約は被保険者が生存している間に一定額の保険金が支払われることから、部会では、少なくとも被保険者が保険金受取人である場合はこれに当たるという方向で議論がされている。

これは、被保険者を保険金受取人とする限り、他人が保険金を受け取ることは法律上ないから、保険が賭博的に用いられる危険性やモラル・リスクの危険性を考慮してする必要はなく、被保険者の人格権という観点からも、被保険者の同意を求める必要はないという考えによるものと考えられる(現行商法第674条第1項ただし書も同様の考えに基づいている。)

また、(注3)では、傷害・疾病の死亡給付に関する契約について記載しているが、実務上の取扱い第3の1(2)アの説明のとおりであり、今後生命保険契約における議論を踏まえて検討することになると考えられる。

(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)

後注2では、いわゆる契約成立(責任開始)前発病不担保条項に関する契約法上の規律の必要性について記載している。

この条項は、疾病保険契約に典型的に見られるものであり、保険事故の予定発生率を維持する目的で設けられたものといわれている。

部会では、この条項の存在自体に否定的な指摘はほとんどなかったが、次のような問題が指摘されている。

まず、被保険者に自覚症状がなかった場合にも保険金が支払われないのは保険契約者側の保険加入への期待を裏切ることになるとの指摘がされている。これについて、部会では、実務上、容易に自覚可能な症状があるか、疾患の他覚的所見

があるか、医療機関の受診があるか等を総合的に勘案して保険金の支払を拒絶するかどうかを判断しているとの紹介がされた。

また、部会では、危険に関する告知（(3)参照）との関係を整理する必要があり、告知の規律を片面的強行規定とすれば、その規律がこの条項にも及ぶ旨の指摘もされているが、これに対しては、一般にこの条項と危険に関する告知とは規律の目的も適用場面も要件も効果も異なる別個の制度であると指摘されている。

これに関連して、契約成立又は責任開始の時から一定期間経過後は不担保の主張をしないようにすべきとの指摘がされており、約款上、責任開始後2年を経過した後の入院等については責任開始後の発病によるものとみなす等の条項が設けられている場合もあるが、部会では、一律にこのような期間制限を設けることができない事情として、網膜色素変性症のように長期間経過後に発症する疾病があること（これに対しては、特定の疾病を保険者の免責事由とすることによって対応すべきとの指摘がされている。）や、高度障害保険金のような保険金額が高額である契約についてまで期間制限を設けることは他の保険契約者との衡平性から疑問があること等が指摘されている。

また、保険契約者又は被保険者が正しく告知をして契約が締結されたにもかかわらず、この条項によって保険者が免責とされるのは、保険に対する期待を害することになる（告知とのダブルスタンダードを解消すべきである）との指摘がされている。この指摘は、告知した疾病について明確に担保範囲から除外したり、条件を付したりしないまま保険者が免責とされることは相当ではないというものである。これに対しては、実務上、保険契約の締結時にこの条項の説明がされており、仮にこれがされなかったとしても、保険者の説明不足等を理由とする損害賠償の問題となるにすぎず、契約法上の規律を設けるべきことではないとの指摘がされた。また、契約に当たって細かく条件を付すこと等が保険契約者等にとってよいことか疑問があり、むしろ、この条項があることによって引受可能範囲が広がる等との指摘もされた（さらに、この条項がないと告知を求める期間を長くすることになるが、その当否にも疑問があるとの指摘もされた。）

なお、告知をせずに締結することができるいわゆる無選択型の保険契約とこの条項との関係についても検討する必要があると指摘もされている。

部会では、この条項は保険者の保険事故又は担保範囲の問題あるいはリスク区分の問題であり、これについて規律を設けることは相当ではないとの指摘がある一方で、契約法上規律を設けることも考えられるとの指摘もされている。

なお、部会では、遡及保険（(6)参照）との関係についても指摘がされ、学説上、この条項については、契約成立前に疾病の原因が生じている場合には契約成立時に現行商法第642条にいう偶然性を欠くために、当然担保の範囲から除かれ、このことを注意的に規定したものにすぎないと説明されることがあるが、こ

の条項は契約成立（責任開始）後の保険事故を限定するものであるから，そもそも遡及保険の問題なのか検討する必要がある，仮に遡及保険の問題であるとすれば，保険契約者又は被保険者が発病を知っていない限りは保険金を支払うことになるようにも考えられ，このような観点から両者の関係を整理する必要があるとも考えられる。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生の通知

(1)は，保険事故発生の通知に関する規律である。

「保険事故が発生したこと」に関しては，何をもって傷害・疾病保険契約における「保険事故」と考えるべきかが問題となり，これを（注1）に記載している。

傷害・疾病保険契約の中には，傷害又は疾病が保険期間中に発生すれば，入院・高度障害等が保険期間満了後に生じた場合にも保険金を支払うこととする契約（このような類型は損害保険会社の契約に多い。）と，傷害又は疾病に加えて，入院・高度障害等が保険期間中に生じた場合に保険金を支払うこととする契約（このような類型は生命保険会社の契約に多い。）とがあるといわれている。

従来 of 保険事故の概念からすれば，前者の類型では，保険期間中に傷害又は疾病が発生すればよいことから，保険事故は「傷害又は疾病」であるのに対し，後者の類型では，保険期間中に入院・高度障害等が発生することが必要であることから，保険事故は「傷害又は疾病による入院・高度障害等」と考えられる。

しかし，(1)の通知を求める趣旨（第2の3(2)の説明参照）からすれば，いずれの類型においても，入院や高度障害等の具体的な支払事由が発生した後に通知を求めれば足りると考えられる。

そこで，このような異なる種類の傷害・疾病保険契約があることを踏まえて，「保険事故」の内容やその規定振りについては，更に検討する必要がある（なお，この点については，他の項目についても同様に検討する必要があると考えられる。）

(4) 保険者の免責

(4)では，保険者の免責について記載している。

(ア)から(ウ)まででは，保険契約者等の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したことを免責事由として掲げている。

まず，「故意」について，被保険者の故意によって保険事故が発生した場合に保険金を支払わないものとするための規律の定め方としては，被保険者の故意を保険者の免責事由として掲げる方法と，被保険者の故意を保険者の免責事由として掲げず，被保険者の故意によらないことを保険金の支払事由として位置付ける

方法とが考えられる。これは、1(1)の傷害・疾病保険契約の意義にも関連する問題であり、どちらの方法を採るかによって、被保険者の故意によることの証明責任を保険者が負うか、それとも故意によらないことの証明責任を保険金請求権者が負うかが変わってくることになると考えられる。

この点に関し、傷害保険契約については、「急激かつ偶然な外来の事故」によって傷害が発生したことが傷害保険契約における「傷害」の本質的内容であるとして、これを保険金の支払事由として位置付ける考え方もあるが、現行の傷害保険契約の約款の中には、「偶然の事故であること」を明示的に保険金の支払事由としていない(被保険者の故意による事故であることを保険者の免責事由としている)ものもあり(損害保険会社の交通事故傷害保険契約、ファミリー交通傷害保険契約、生命保険会社の入院特約等)、「故意によらないこと」がすべての傷害保険契約における「傷害」の本質的内容であるといえるのか疑問もあると考えられる。

そこで、1(1)の では、「傷害」を故意によらないものに限定しないこととした上で、(4)において、被保険者の故意を免責事由として掲げている。これにより、保険法の規律としては、保険者が被保険者の故意による事故であることの証明責任を負うことになると考えられる。

この点に関し、保険事故が保険契約者側の生活圏で発生することが多いことや、個人情報保護等の制約があることから、傷害の原因を保険者が特定することは困難であるとして、保険者が被保険者の故意による事故であることの証明責任を負うものとするに否定的な意見もあるが、これに対しては、保険金請求権者に故意によらないことの証明責任を負わせることは、過度の立証の負担を強いることになり不当との指摘もされている。

なお、最判平成 13.4.20 民集 55・3・682 は、「不慮の事故」による傷害について保険金を支払う旨を定めるとともに、被保険者の故意を免責事由とする災害割増特約の約款につき、保険金請求権者が「偶然の事故であること」の証明責任を負う旨の判示をしている(「急激かつ偶然な外来の事故」と定める傷害保険契約の約款についても、同日付の判決(判時 1751・171)で同様の判示がされている。)。 (4)の規律を任意規定とする場合には、これに反する約定が直ちに無効となるわけではないため、証明責任の所在については、個々の契約の約款の解釈にゆだねられることになる。

次に、「重大な過失」について、部会では、具体例として、パトカーに追跡されて、時速 100 キロ以上のスピードで走行して対向車と衝突したという例や、部下に飲酒運転をさせて、助手席に乗っていてケガを負ったという例を挙げて、「重大な過失」を免責事由として掲げるべきとの意見があった一方で、「重大な過失」が広く解釈されると保険契約者側の保険に対する期待が害される等として、

これを免責事由として掲げることに消極的な意見もあった。さらに、これらの意見の違いは「重大な過失」の意義をどのように解するかの問題にすぎないとの指摘もあった。

この点に関し、最判昭和 57.7.15 民集 36・6・1188 は、「重大な過失」を災害給付金及び死亡割増特約金給付の免責事由とする生命共済契約の約款につき、ここでいう「重大な過失」とは、現行商法第 6 4 1 条の「重大ナル過失」と同趣旨のものと解すべき旨の判示をしている（なお、同条の「重大ナル過失」の意義については、第 2 の 3 (9) の説明参照）。

そこで、(4) では、損害保険契約に関する現行商法第 6 4 1 条と同様の趣旨で、傷害・疾病保険契約についても「重大な過失」を免責事由として掲げている。

また、傷害・疾病の死亡給付に関する契約には、傷害又は疾病が保険期間中に発生すれば、被保険者の死亡が保険期間満了後に生じた場合にも保険金を支払うこととする契約と、傷害又は疾病に加えて、被保険者の死亡が保険期間中に生じた場合に保険金を支払うこととする契約とがあるといわれている（3 (1) の（注 1）参照）が、いずれの種類の契約についても、免責事由に該当するためには、死亡の原因となる「傷害又は疾病」についての故意又は重大な過失だけでは足りず、「死亡」についての故意又は重大な過失が必要となるものと考えられる（なお、被保険者が生存している間に保険金が支払われる契約についても同様に検討する必要がある、また、重大事由による解除（4 (2) 参照）についても同様の問題がある。）

なお、最判平成 5.3.30 民集 47・4・3262 は、責任保険契約の事案ではあるが、傷害と死亡とでは通常その被害の重大性において質的な違いがあること等を理由に、傷害の故意に基づく行為により予期しなかった死の結果を生じた場合については、約款の免責条項における「故意によって生じた損害」には該当しない旨の判示をしている。

（傷害・疾病保険契約に関する事項関係後注）

後注 1 では、団体傷害・疾病保険契約について記載している。

団体傷害・疾病保険契約には、団体生命保険契約と同様に、原則として傷害・疾病保険契約一般の規律が及ぶと解されている。

このうち、事業主が保険契約者となり、その従業員等を包括して被保険者とする全員加入型の団体傷害保険契約については、全員加入型の団体定期保険契約と同様に、かつては、従業員やその遺族との間で紛争になることがあったようであるが、現在の実務では、金融庁の監督指針に従い、災害補償規程等に定める弔慰金や退職金の額を上限として保険金額が設定され、災害補償規程等に保険契約の内容を記載する等の方法により被保険者に保険契約の内容を周知し、不同意の申

し出をした被保険者のみを保険契約の対象から除外する取扱い等が行われるとともに、事業主が保険金を受け取る際には、被保険者又は遺族の了知を得ることとされている。

そこで、団体傷害・疾病保険契約に関する特別の規律の必要性については、団体生命保険契約に関する規律との関係や監督法上の規律を踏まえつつ、更に検討する必要があると考えられる。